

平成22年度

大陸棚の延長に伴う課題の調査研究  
報告書

平成23年3月

海洋政策研究財団  
(財団法人 シップ・アンド・オーシャン財団)



## はじめに

本報告書は、ポートルース交付金による日本財団の助成金を受けて実施した平成22年度「大陸棚の延長に伴う課題の調査研究」事業の成果を取りまとめたものです。

平成6年に発効した国連海洋法条約では、海底及び海底下の天然資源に関する管轄権の範囲を示す「大陸棚」について、全く新しい概念を導入しました。条約では、大陸縁辺部の外縁が200海里を超えて延びている場合には、「大陸棚」を延長することができるかと定められていますが、そのためには、条約の規定にもとづき、必要な科学的データを添えて大陸棚限界委員会へ申請する必要があります。委員会は申請を審査した後、勧告を發出しますが、この勧告にもとづいて沿岸国が設定した「大陸棚」の外側の限界は最終的で拘束力を有するとしています。

平成13年にロシアが申請を提出したのを皮切りに、これまでに55件の申請が大陸棚限界委員会に提出されています。このうち、平成22年の夏に開催された第26回会合までに、委員会は11件の申請について勧告を行っており、5件の申請について審査を行っています。そして、39件の申請が審査待ちとなっています。

当財団では、大陸棚延長の重要性に鑑み、平成17年度から平成21年度までの5カ年にわたり、大陸棚延長に関係する国際機関等において多面的な情報収集を行い我が国の申請に資するとともに、大陸棚に関する国内外の専門家を招いて講演会等を開催し、大陸棚延長に関する理解を深めることを目的として「大陸棚の限界拡張に係る支援事業」を実施しました。

今年度の本事業は、過去5カ年の事業で蓄積してきた各種の情報や知見を踏まえ、大陸棚延長申請をめぐる動きをはじめ、大陸棚延長を行う沿岸国はどのような海洋政策にもとづいて大陸棚延長を行い、延長した大陸棚を開発利用しようとしているのかといった視点をも踏まえ、大陸棚に伴う諸課題の調査研究を行いました。日々変化していく大陸棚延長に伴う課題及び各国の大陸棚延長への対応とその基盤にある海洋政策に関する各種情報の収集・調査及び大陸棚に関する周知啓蒙を行うことを目的とし、海外出張による調査研究、セミナーの実施、大陸棚サイトの更新による情報発信を実施しました。

本事業を実施するに当たり、ご指導・ご協力いただいた日本財団をはじめ内閣官房総合海洋政策本部事務局、外務省国際法局海洋室、海上保安庁海洋情報部などの関係各位に厚くお礼申し上げます。

平成 23 年 3 月

海洋政策研究財団  
会 長 秋山昌廣



# 目 次

1. 事業の概要	1
1.1 事業の目的	1
1.2 事業の実施内容	1
2. 国連海洋法条約にもとづく大陸棚延長について	2
2.1 国連海洋法条約における大陸棚の定義	2
2.2 大陸棚延長の手続	4
3. 各国の申請状況	5
3.1 勧告が行われた申請	6
3.1.1 ロシアの申請	6
3.1.2 ブラジルの申請	9
3.1.3 オーストラリアの申請	11
3.1.4 アイルランドの申請	16
3.1.5 ニュージーランドの申請	18
3.1.6 フランス、アイルランド、スペイン、英国の共同申請	20
3.1.7 ノルウェーの申請	22
3.1.8 フランスの申請（フランス領ギアナ及びニューカレドニア）	24
3.1.9 メキシコの申請	27
3.1.10 バルバドスの申請	29
3.1.11 英国の申請（アセンション島）	30
3.2 審査中の申請	32
3.2.1 インドネシアの申請	32
3.2.2 日本の申請	33
3.2.3 モーリシャス、セーシエルの共同申請	37
3.2.4 スリナムの申請	37
3.2.5 フランスの申請（フランス領アンティル及びケルゲレン諸島）	38
3.3 審査待ちの申請	40
3.3.1 ミャンマーの申請	40
3.3.2 イエメンの申請	42

3.3.3	英国の申請（ハットン・ロツコール）	43
3.3.4	アイルランドの申請（ハットン・ロツコール）	45
3.3.5	そのほかの申請（21件目から55件目まで）	48
3.4	予備的情報を提出した国（申請期限の延長措置）	54
4.	セミナー「大陸棚延長と海洋政策 —勧告に基づく限界設定の先例に学ぶ—」の開催	58
5.	海外調査の概要	62
5.1	第25回大陸棚限界委員会に関する情報収集	62
5.2	第26回大陸棚限界委員会に関する情報収集	79
5.3	海洋法諮問委員会への参加と情報収集	91
6.	大陸棚サイト「大陸棚の延長とは？国連海洋法条約と大陸棚」の更新	109
7.	成果と今後の課題	114
8.	あとがき	114

## 附録

1.	大陸棚限界委員会（委員の構成）	117
2.	大陸棚延長申請に関する各国の動き	119
3.	大陸棚延長のための手続	120
4.	国連海洋法条約 第6部「大陸棚」	121
5.	国連海洋法条約 附属書Ⅱ「大陸棚の限界に関する委員会」	129
6.	第三次国連海洋法会議最終議定書 附属書Ⅱ 「大陸縁辺部の外縁の設定に用いられる特別の方法に関する了解声明」	133
7.	セミナー「大陸棚延長と海洋政策 —勧告に基づく限界設定の先例に学ぶ—」講演資料	135

## 1. 事業の概要

### 1.1 事業の目的

1982年に採択され、1994年に発効した「海洋法に関する国際連合条約」（以下、国連海洋法条約または単に条約という）では、沿岸国周辺の海底及びその下の部分のうち、当該国が天然資源の探査・開発に関して排他的な権利を有する部分を大陸棚と呼んでいる。この大陸棚は、当該沿岸国の排他的経済水域（領海の外にあって、領海基線から200海里までの海域）の外側であっても、陸地の自然延長の外縁まで設定することができる。設定に当たっては、沿岸国は自国周辺海域の海底の地形・地質等に関する科学的情報を、条約にもとづき設置されている「大陸棚の限界に関する委員会（Commission on the Limits of the Continental Shelf）」（以下、大陸棚限界委員会またはCLCSという）に提出し、大陸棚限界委員会の勧告にもとづいて行う必要がある。

大陸棚について規定する条約第76条は、大西洋の単純な海底地形を前提として起草されたため、比較的簡明な記述ぶりとなっているが、現実の海底の地形や地質は極めて複雑で、陸地の自然延長であることを大陸棚限界委員会に認めてもらうための方法は簡単明瞭ではない。また、大陸棚限界委員会は「科学的・技術的ガイドライン」を1999年に策定し、委員会の審査に際しての指針を示したが、海底に関する科学的知見の増大や海洋探査技術の向上は続いており、同ガイドラインの想定を超えるほどである。

このような状況に鑑み、当財団では2005年度から2009年度までの5カ年にわたり、「大陸棚の限界拡張に係る支援事業」を実施し、大陸棚延長に関する国際機関等において多面的な情報収集・調査を行ってきた。

今年度の本事業は、過去5カ年の事業で蓄積してきた各種の情報や知見を踏まえ、大陸棚延長を行う沿岸国はどのような海洋政策にもとづいて大陸棚延長を行い、延長した大陸棚を開発利用しようとしているのかといった視点をも踏まえ、大陸棚に伴う諸問題の調査研究を行った。日々変化していく大陸棚延長に伴う課題及び各国の大陸棚延長への対応とその基盤にある海洋政策に関する各種情報の収集・調査を行うと同時に、大陸棚に関する周知啓蒙も行った。具体的には、海外出張による調査研究、大陸棚に関するセミナーの実施、大陸棚サイトの更新による情報発信を実施した。

セミナー実施や大陸棚サイトの更新によって、大陸棚延長に対する一般の関心と理解を高めると同時に、我が国の国益をはじめ、我が国国民の海洋に対する関心と理解を高め、かつ、海洋・海事関係者の業務に寄与し、海洋政策立案にも資することを目指した。

### 1.2 事業の実施内容

#### (1) 動向調査

大陸棚限界委員会など関係機関の最新の情報を収集するとともに、大陸棚延長に関する情報の分析を行った。

##### ① 第25回及び第26回大陸棚限界委員会に関する情報収集

- ② 海洋法諮問会議への参加及び情報収集
- (2) セミナー「大陸棚延長と海洋政策－勧告に基づく限界設定の先例に学ぶ－」の開催  
我が国の申請提出に至るまでの体制や申請の概要について講演会を開催した。
- (3) 基礎資料作成  
上記(1)の動向調査の結果、及び文献、資料等の調査結果を整理し、大陸棚延長に係る政策立案のための基礎資料として取りまとめるとともに、データベースの構築作業を行った。
- (4) ホームページでの情報発信  
当財団ホームページに設置している「大陸棚サイト」を、最新情報を踏まえて更新した。
- (5) とりまとめ  
上記(1)の動向調査の結果や(2)の講演会の開催結果等を取りまとめ、本事業報告書を作成した。なお、本事業報告書に記載の各機関サイトの URL はすべて、2011年3月15日時点でアクセス可能なものである。

## 2. 国連海洋法条約にもとづく大陸棚延長について

本事業報告書においては、上記 1.2 の実施内容につきとりまとめることを目的としているが、まず大陸棚延長に関し、国連海洋法条約の規定に沿って、簡単に述べることとする。

なお、国連海洋法条約中の大陸棚関連規定（第 76 条乃至第 85 条）及び同条約附属書 II に関しては、本事業報告書附録 4 及び 5 に掲載している。

### 2.1 国連海洋法条約における大陸棚の定義

- (1) 国連海洋法条約では、次の 2 つの基準を採用して、大陸棚の定義を規定している（第 76 条 1 項）<sup>1</sup>。
  - ① 領海の外側の海底であって、陸地領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部（continental margin）の外縁（outer edge）までの海底及びその下（自然延長基準または地形学・地質学基準）
  - ② 大陸縁辺部の外縁が 200 海里を超えない場合には、領海の外側であって、領海基線から 200 海里までの海底とその下（距離基準）
- (2) 上記(1) ①の場合には、大陸縁辺部の外縁の具体的な位置を決める必要があり、そのために、国連海洋法条約では次の 2 つの方法が採用されている（第 76 条 4 項）。
  - ① ある地点の堆積岩の厚さと大陸斜面の脚部からの距離との比が 1%以上の点を用いて引いた線
  - ② 大陸斜面の脚部から 60 海里を超えない点を用いて引いた線交渉当時、上記①は、アイルランドの提案にもとづくため、アイリッシュ・フォー

---

<sup>1</sup> 島田征夫・林司宣（編）『海洋法テキストブック』（2005年、有信堂）、68頁。



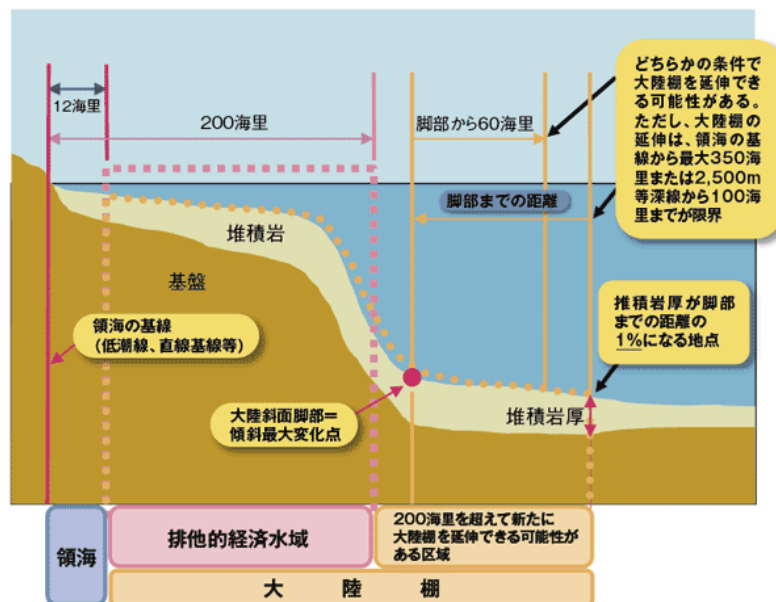
ミュラと呼ばれており、上記②は、提案者である米国の地質学者の名前にちなんで、ヘッドバーグ・フォーミュラと呼ばれている。いずれの方法も大陸斜面の脚部(the foot of the continental slope)が基準となるため、その位置の決定が重要となる。大陸斜面の脚部は、反証のない限り、その大陸斜面の基部での勾配が最も変化する点とされており(第76条4項(b))、地形学的に決定される<sup>2</sup>。

(3) 上記(2)のいずれかの方法にもとづき引かれた外縁線には、次の2つのうちのいずれかの制限が課される(第76条5項)。沿岸国は、2つの中から自国の外縁線を引く上で有利な方を適用することができる。

- ① 領海基線から350海里を超えてはならない。
- ② 2500メートル等深線から100海里を超えてはならない。

上記の制限は、沿岸国の大陸棚が広大なものとなり、深海の海底が必要以上に沿岸国の管轄下に入ることを制限するために導入された<sup>3</sup>。

以上の大陸棚の外縁の設定については、下図を参照のこと。



海洋法条約による大陸棚の定義

「海上保安レポート2008」に掲載

(<http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/books/report2008/tokushu/p035.html>)

<sup>2</sup> 「反証のない限り」とは、地形学的に信頼できる斜面の脚部を決められない場合には、地質学的・地球物理学的証拠(地下構造に関するもの等)を示すことによって斜面の脚部を決めることを認めるという趣旨である。島田・林、前掲注1、69-70頁。いかなる地質学的・地球物理学的証拠が必要かについては、大陸棚限界委員会が1999年に採択した「科学的・技術的ガイドライン」(CLCS/11)において示されている。

<sup>3</sup> 島田・林、前掲注1、70-71頁。

## 2.2 大陸棚延長の手続

- (1) 領海基線から 200 海里を超えて延びる大陸棚の外側の限界を画定するために、沿岸国は自国周辺の大陸棚の限界の詳細とその根拠となるデータ等を自国について条約が効力を生じてから 10 年以内に<sup>4</sup>、国連海洋法条約附属書Ⅱにもとづき設置された大陸棚限界委員会に提出して勧告を受ける（国連海洋法条約第 76 条 8 項、同条約附属書Ⅱ第 4 条）。
- (2) 大陸棚限界委員会は、個人の資格で職務を遂行する 21 名の地質学、地球物理学及び水路学の専門家で構成され、同委員会委員は国連海洋法条約締約国会合での選挙で、締約国が衡平な地理的代表を確保する必要性に妥当な考慮を払って、選出される（同条約附属書Ⅱ第 2 条）。同委員会の委員の任期は 5 年であり再選可能とされている。なお、同委員会は 1997 年に設立され、日本からは 3 期連続で選出されている（1 期目は葉室和親氏、2 期目及び 3 期目は玉木賢策氏）。（大陸棚限界委員会委員の構成については、本事業報告書附録 1 を参照。）
- (3) 大陸棚限界委員会の任務は、次の 2 つとされている（国連海洋法条約附属書Ⅱ第 3 条）。
  - ① 200 海里を超える大陸棚の限界について沿岸国が提出するデータその他の資料を検討し、国連海洋法条約第 76 条及び第三次国連海洋法会議が 1980 年 8 月 29 日に採択した了解声明<sup>5</sup>に従って勧告を行うこと。
  - ② 沿岸国の求めにより、申請のためのデータ作成に関して科学上・技術上の援助を行うこと。
- (4) 沿岸国は、大陸棚限界委員会の行った勧告にもとづいて自国の 200 海里を超える大陸棚の外側の限界を設定する。沿岸国がこのようにして設定した大陸棚の限界は、最終的であり、かつ、拘束力を有する（第 76 条 8 項）。
- (5) なお、第 76 条 10 項において、第 76 条の規定は向かい合っているかまたは隣接している海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定の問題に影響を及ぼすものではないことが明記されている。

---

<sup>4</sup> 2001 年 5 月 14 日～18 日に開催された第 11 回国連海洋法条約締約国会合において、1999 年 5 月 13 日以前に条約が効力を生じた国については、大陸棚限界委員会への提出期限の 10 年間の始期を 1999 年 5 月 13 日とすることが決定された（決定内容は、締約国会合文書（SPLOS/72）に掲載されている）。これにより、日本を含め、多くの沿岸国の委員会への申請期限が 2009 年 5 月 12 日まで延長された。

また、2008 年 6 月の第 18 回締約国会合で、申請提出期限の問題が審議され、多くの議論の後、(1) 2009 年 5 月 12 日までに 200 海里を超える大陸棚の外側の限界に関する予備的情報（preliminary information）を国連事務総長に提出すれば締切を満了したものとする、(2)この予備的情報について大陸棚限界委員会は審査をせず、その後提出される申請内容に影響を及ぼすものではない、との決定が行われた（決定内容は、締約国会合文書（SPLOS/183）に記載されている）。つまり、申請を行いたい国は、大陸棚の延長に関する大まかな情報を、完全な内容ではなくても、ひとまず 2009 年 5 月 12 日までに提出すれば、締切に間に合ったことにするというわけである。第 18 回締約国会合での議論内容については、平成 20 年度大陸棚事業報告書 4.2.3(2) (b)を参照。

<sup>5</sup> 第三次国連海洋法会議の交渉において、スリランカより提出され、同国のように大陸縁辺部の広範囲にわたって厚い堆積岩があるようなところに対し特別な扱いを求める修正提案にもとづき、同会議が採択したもの。同了解声明は、ベンガル湾南部の諸国（スリランカとインド）の大陸縁辺部の外縁の設定に関する勧告においては同了解声明の規定に従うことを大陸棚限界委員会に要請している。S. Nandan and S. Rosenne (eds.), *United Nations Convention on the Law of the Sea 1982: A Commentary*, Vol. II (Martinus Nijhoff, 1993), pp. 1019-1025. 了解声明の内容については、本事業報告書附録 6 を参照。

### 3. 各国の申請状況（2011年3月15日現在）

2001年12月にロシアが申請を提出したのを皮切りに、これまでに、55件の申請が大陸棚限界委員会（CLCS）に対して提出されている。このうち、2010年8月～9月に開催された第26回会合までに、CLCSは下記の11件に対し、勧告を発出した。（3.1「勧告が行われた申請」を参照。）

勧告が行われた申請

勧告が行われた申請	申請提出日	勧告採択日 <sup>(*1)</sup>
1 ロシアの申請	2001年12月20日	第11回会合 2002年6月27日
2 ブラジルの申請	2004年5月17日	第19回会合 2007年4月4日
3 オーストラリアの申請	2004年11月15日	第21回会合 2008年4月9日
4 アイルランドの申請	2005年5月25日	第19回会合 2007年4月5日
5 ニューゼーランド <sup>6</sup> の申請	2006年4月19日	第22回会合 2008年8月22日
6 フランス、アイルランド <sup>6</sup> 、スペイン、英国の共同申請	2006年5月19日	第23回会合 2009年3月24日
7 ノルウェーの申請	2006年11月27日	第23回会合 2009年3月27日
8 メキシコの申請	2007年12月13日	第23回会合 2009年3月31日
9 フランスの申請	2007年5月22日	第24回会合 2009年9月2日
10 バルバドスの申請	2008年5月8日	第25回会合、2010年4月15日
11 イギリスの申請	2008年5月9日	第25回会合、2010年4月15日

(\*1) CLCS サイトより

[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/commission\\_recommendations.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/commission_recommendations.htm)

CLCS 手続規則では、申請の審査は同時に3つの小委員会で行うと規定されているが<sup>6</sup>、CLCSは申請数の増加を受けて、迅速かつ効率的な審査を行うために、この規定の例外として、4つめの小委員会を設置する決定が第23回CLCS会合（2009年3月～4月に開催）において行われた。それ以降、審査の迅速化の観点から、4つの小委員会が同時に審査を行う慣行が続いている。

審査が行われている申請は、次頁の表にある5件である。（3.2「審査中の申請」を参照）

各国の申請を審査する小委員会の委員の構成、申請状況一覧については、本事業報告書 附録1及び2を参照。

2010年8月～9月に開催された第26回CLCS会合では、インドネシア小委員会が勧告案を全体会合に提出し、全体会合で検討されたが勧告の採択は次回会合に持ち越されたが、審査待ちの行列ができていて審査の迅速化のために、仏領アンティル及びケ

<sup>6</sup> CLCS 手続規則（CLCS/40/Rev.1）、規則 51、4bis。

ルゲレン諸島に関するフランスの申請について小委員会が設置された<sup>7</sup>。

2011年3月15日現在、CLCSが扱っている申請は次のとおり。

全体会で検討中の申請	申請提出日	審査が開始された会合
インドネシアの申請	2008年6月16日	第23回会合（2009年3月～4月）

小委員会で審査中の申請	申請提出日	小委員会が設置された会合
日本の申請	2008年11月12日	第24回会合（2009年8月～9月）
モーリシャス及びセーシェル 共同申請	2008年12月1日	第25回会合（2010年3月～4月）
スリナムの申請	2008年12月5日	第25回会合（2010年3月～4月）
フランスの申請 （仏領アンティル・ケルゲレン諸島）	2009年2月5日	第26回会合（2010年8月～9月）

55件の申請のうち、審査が終了した申請（上記の11件）と、審査中の申請（上記の5件の申請）を除いた残りの39件の申請は、審査を受けるため順番を待っている状況である。（3.3「審査待ちの申請」を参照）。

なお、申請は、国が提出した順に、審査の順番待ちの行列に並ぶ。小委員会での審査が終了すると、新たに小委員会が設置され、次の申請の審査が始まる。これらの手続については、CLCS手続規則の規則51に規定されている。

以下では、各国の申請の概要（エグゼクティブ・サマリーと呼ばれており、CLCSのサイトで公開されている）に記載されている内容を20件目の申請まで述べるとともに、現在の審査状況等について説明する。21件目のウルグアイの申請から55目のバングラデシュについてはエグゼクティブ・サマリーに記載されている内容を基に、各申請の概要を見るにとどめる。

### 3.1 勸告が行われた申請

#### 3.1.1 ロシアの申請

2001年12月20日、ロシアは、国連事務総長を通じ、CLCSに対して申請を提出した<sup>8</sup>。

<sup>7</sup> 審査待ちの行列の先頭に立っていたのは、ミャンマーの申請だったが、次の事情から、ミャンマーの申請を審査する小委員会の設置は延期された。

ミャンマーの申請について、4カ国（スリランカ、インド、ケニア及びバングラデシュ）が自国の見解を示す口上書を提出しており、とりわけバングラデシュがミャンマーの申請区域における「紛争（a dispute）」について言及していたことを受け、CLCSは、ミャンマーがプレゼンテーションを行った時点（2009年8月）で、ミャンマーが審査待ちの行列の先頭にくるまでの間、審査をどうするかについて後の段階で検討することにした。第26回会合において、ミャンマーが行列の先頭に来たが、状況が進展していないことを受け、更に延期することとした。これを受け、ミャンマーの次に列に並んでいたフランスの申請について小委員会が設置されることになった。

ロシアの申請が提出されたことが国連事務総長により、全国連加盟国に通知された後、カナダ、デンマーク、日本、ノルウェー及び米国がそれぞれ自国の見解を表明する口上書を国連事務総長に提出した<sup>9</sup>。

2002年3月25日～4月12日に開催された第10回CLCS会合の会期中に、ロシアの代表がプレゼンテーションを行い、CLCSはロシアの申請を審査する小委員会を設置し、審査を開始した<sup>10</sup>。その後、小委員会は同年6月10日～14日に再度集まり、6月14日に勧告案をCLCSに提出し、CLCSは第11回会合において当該勧告案にいくつかの修正を加えた上で採択した<sup>11</sup>。ロシアに対する勧告の概要については、第57回国連総会会期中に提出された「海洋と海洋法」に関する事務総長報告書補遺（A/57/57/Add.1）に収録されており、以下のとおりである。

- ① バレンツ海及びベーリング海におけるロシアの申請のうち、バレンツ海についてはノルウェーとの、ベーリング海については米国との海洋境界画定条約がそれぞれ発効した場合に、当該境界線を示す海図及び座標データをCLCSに対し提出するよう勧告した<sup>12</sup>。
- ② オホーツク海については、その北部海域について、より精密な根拠にもとづく部分申請（well-documented partial submission）を行うよう勧告した。また、CLCSは、当該部分申請は、南部海域における国家間の境界画定に関する問題に影響を及ぼさないと述べており、さらに、当該部分申請を行うためにロシアは（境界画定に関し）日本との合意に至るため最善の努力を尽くすよう勧告した。
- ③ 中央北極海については、CLCSの勧告に含まれる所見にもとづいて申請書の改定を行うように勧告した。

以上のとおり、ロシアの申請は、4つの海域に関するものであったが、いずれの海域における大陸棚延長申請についてもCLCSは、近隣諸国との境界画定のための交渉を行う必要性や、より精緻な根拠にもとづく申請を行う必要性を指摘している。

---

<sup>8</sup> 国連海洋法条約附属書II第5条に大陸棚限界委員会の事務局は国連事務総長が提供することが規定されている。沿岸国より申請が提出された場合、国連事務総長がその受領を確認し、全国連加盟国への通知を行う（CLCS手続規則第49条及び第50条。同規則最新版はCLCS/40に収録されている）。

<sup>9</sup> これら5カ国からの意見表明の内容は国連事務総長により全国連加盟国に通知されており、また、いずれも国連サイト内の大陸棚限界委員会の下記のページにおいて閲覧可能。

[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_rus.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_rus.htm)

<sup>10</sup> 第10回CLCS会合に関する委員長ステートメント（CLCS/32）、パラ7～20。

<sup>11</sup> 第11回CLCS会合に関する委員長ステートメント（CLCS/34）、パラ18～33。

<sup>12</sup> ロシアとノルウェーとのバレンツ海における大陸棚境界画定は交渉中であることがノルウェーよりの口上書において述べられている。（両国間の海洋境界画定合意については、本項目（3.1.1 ロシアの申請）の本文の記述を参照。）

また、ロシアと米国とのベーリング海における海洋境界画定条約は1990年6月1日に当時のソ連と米国との間で署名されているが、ロシア議会が承認していないことが、米国よりの口上書において述べられている。前掲注（9）参照。

なお、2007年8月2日にロシアの有人潜水調査船2艇が、北極点周辺の海底を探索し、海底にロシア国旗を立てたとの報道があった<sup>13</sup>。この海底探索は、ロシアのCLCSへの再申請の提出に向け、ロモノソフ海嶺がロシアの領土と地質的に連続していることについての科学的データの収集のために行なわれたものと言われており、ロシアがいつ再申請を行うかが注目される<sup>14</sup>。一方、地球温暖化によって北極の氷が溶けるにつれ、北極周辺国による地下資源の開発権の主張が活発化している。こうした状況を受け、2008年5月に、グリーンランドで北極周辺の5カ国（カナダ、デンマーク、ノルウェー、ロシア及び米国）による外相級会合が開催され、北極周辺における大陸棚延長については既存の法的枠組みである国連海洋法条約にもとづいて行うことを確認する旨のイルリサット宣言（Ilulissat Declaration）が採択された<sup>15</sup>。

また、2010年4月27日、ロシアのメドベージェフ大統領とノルウェーのストルテンベルグ首相がオスロで会談し、北極海及びバレンツ海において両国の主張が重複していた海域の海洋境界画定について基本合意したと発表した。これに基づき、同日付で、ロシアのラブロフ外相とノルウェーのストーレ外相が共同声明<sup>16</sup>を発表した。共同声明では、両国間の係争海域についてほぼ等分されるよう境界線を引くこと、国連海洋法条約にもとづく大陸棚の外側の限界の設定について両国間で協力すること等が推奨されており、これにもとづいて、具体的に境界線を定める条約が結ばれることになった。そして同年9月15日、ロシアのラブロフ外相とノルウェーのストーレ外相が、バレンツ海及び北極海における海洋境界画定及び協力に関する条約に署名した。この条約により、バレンツ海及び北極海における大陸棚及び排他的経済水域について境界が画定された。この条約は、両国の議会が承認すれば、発効する。条約文は、ノルウェー外務省サイト<sup>17</sup>に掲載されている。両国が合意した海洋境界については、次頁の図を参照。

---

<sup>13</sup> 英国 BBC ニュース・オンライン版（2007年8月2日付）

<http://news.bbc.co.uk/2/hi/europe/6927395.stm>

朝日新聞 2007年8月22日朝刊（14版）、2面の記事。「時々刻々・北極 争奪戦 ロシア 海底に国旗 資源確保へロシア先手」

Daniel Cressey, Russia at forefront of Arctic land-grab, Nature 448, 520-521 (2 August 2007).

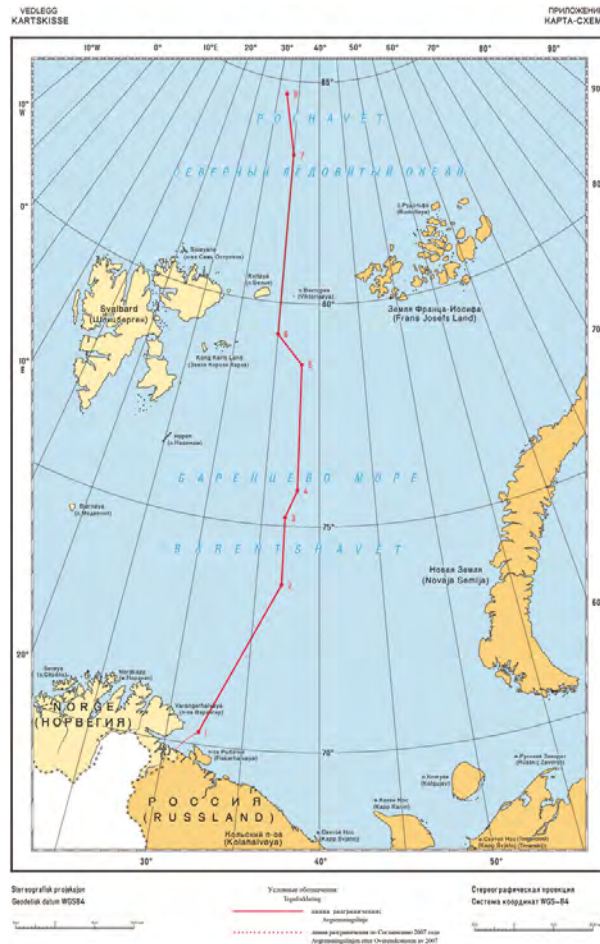
<sup>14</sup> Daniel Cressey, Geology: The next land rush, Nature 451, 12-15 (3 January 2008).

<sup>15</sup> イルリサット宣言の全文は下記のデンマーク外務省ホームページに掲載されている。

<http://www.ambottawa.um.dk/en/servicemenu/news/theilulissatdeclarationarcticoceanconference.htm>

<sup>16</sup> [http://www.regjeringen.no/en/dep/ud/Whats-new/news/2010/statement\\_delimitation.html?id=601983](http://www.regjeringen.no/en/dep/ud/Whats-new/news/2010/statement_delimitation.html?id=601983)

<sup>17</sup> <http://www.regjeringen.no/en/dep/smk/press-center/Press-releases/2010/treaty.html?id=614254>



ロシアとノルウェーが合意したバレンツ海における海洋境界<sup>18</sup>

### 3.1.2 ブラジルの申請

2004年5月17日、ブラジルは、国連事務総長を通じ、CLCS に対して申請を提出した。ブラジルの申請が提出されたことが国連事務総長により、全国連加盟国に通知された後、米国が自国の見解を表明する口上書を国連事務総長に提出した<sup>19</sup>。同年8月30日～9月3日に開催された第14回 CLCS 会合においてブラジルはプレゼンテーションを行い、CLCS はブラジルの申請を審査する小委員会を設置し、審査を開始した<sup>20</sup>。小委員会は、その後、2005年4月4日からの第15回 CLCS 会合の期間中及び同年8月22日から26日にも開

<sup>18</sup> ノルウェー外務省サイトに掲載。前掲注(17)参照。

<sup>19</sup> 米国は、ブラジルの申請のエグゼクティブ・サマリーに含まれている堆積物の厚さのデータの一部に関し、他の公的データとの齟齬があること、及びブラジルがビトリア・トリンダージ海嶺としている部分に関し、他の公的データでは海嶺ではなく海山列として扱われていることを述べた。

ブラジルのエグゼクティブ・サマリー及び米国発の書簡については、以下のサイトより閲覧可能。

[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_bra.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_bra.htm)

CLCS は、CLCS が申請国以外から表明された見解を考慮しうるのは、近隣諸国との紛争またはその他の未解決の領土もしくは海洋に関わる紛争の時のみであるとして、米国の見解を考慮しないことを決定した。(CLCS/42, para.17)

<sup>20</sup> 第14回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/42)、パラ 11～25。

催された<sup>21</sup>。

2005年3月にブラジルが自国の申請への追加データを提出したところ、CLCSは、一般の問題として、沿岸国がCLCSに申請を提出した後、小委員会が検討を行っている最中に追加的なデータを提出することは国連海洋法条約及びCLCS手続規則に照らして認められるのかという点について、国連法律顧問に対し法的見解を求めた。国連法律顧問は概要以下の法的意見を発出した<sup>22</sup>。

- ① 国連海洋法条約及びCLCS手続規則上、申請国が、修正や追加のデータを後から提出することを禁止する規定は存在しない。よって、申請国が、誠実に (in good faith)、既提出の資料を再度チェックした際に瑕疵や計算間違いが判明したということであれば、後からデータを提出できる。
- ② 申請国が最初に提出したデータ及び後から提出したデータが、第76条の要件を満たしているかを審査するのは、国連海洋法条約に規定されているCLCSのマンデートに鑑み、CLCSである。他方、申請国は、後からデータを提出することにより、CLCSによる審査にかかる時間が不合理なまでに遅滞することのないよう、誠実に、かつ注意深く行動するよう求められる。
- ③ 申請国が後から提出したデータが、もともと提出していたデータから大幅に乖離している場合、新たに提出された大陸棚限界についても、もともと提出されていたものと同様、公開性が与えられるべきであるが、もともとのデータと、新たなデータがどれくらい違っているのかについて、適切に検討できるのはCLCSだけである。もし、CLCSが、大幅な差違が存在すると考えれば、申請国に対し、エグゼクティブ・サマリーへの追加を事務総長に提出するよう要請することを検討することができる。これまでの国家実行によると、エグゼクティブ・サマリーが事務総長によって公開されると他国は自らの意見を口上書の形で述べており、CLCSは、このような新たな国家実行を考慮し、追加的なエグゼクティブ・サマリーが公開された後で他国が意見を表明するための時間的枠組みについても検討することができる。

以上の法的意見が示されたことを受け、CLCSは第16回会合において、当該法的意見に留意し、かつ当該法的意見に従って行動することを決定するとともに、追加提出されたデータがもともとの申請から大幅に乖離している場合には、当該追加データはエグゼクティブ・サマリーへの追加または訂正として公開されるべきであるという点で合意し、その

---

<sup>21</sup> 第15回CLCS委員長ステートメント (CLCS/44)、パラ12及び第16回CLCS委員長ステートメント (CLCS/48)、パラ14。

<sup>22</sup> この法的意見は、国連法律顧問発大陸棚限界委員会委員長宛 2005年8月25日付書簡として発行されている (CLCS/46)。



旨をブラジルに伝えた<sup>23</sup>。その後、ブラジルは 2006 年 3 月 1 日にエグゼクティブ・サマリーへの追加を、国連事務総長を通じて CLCS に提出し、同追加は国連サイト内の CLCS のページ上で公開された<sup>24</sup>。

2006 年 3 月 20 日より 4 月 21 日まで開催された第 17 回 CLCS 会合において、同年 3 月 20 日より小委員会が開催され、21 日よりブラジル代表团との協議が行われた。本小委員会のカレラ委員長はブラジル代表团に対し、小委員会で提起された質問について同年 7 月 31 日までに回答を提出することを要求した。ブラジルからは、同期日までに新しい地震探査及び測深データを提出するとの報告があった<sup>25</sup>。

ブラジルは同年 7 月 26 日に小委員会の質問に対する回答と新たなデータを提出し、8 月 21 日から 9 月 15 日に開催された第 18 回 CLCS 会合において、小委員会は 3 日間に渡ってブラジル代表团との会合をもち、その中でブラジル代表团はさまざまなプレゼンテーションと新たなデータに関する説明を行った。同会合期間中に小委員会は勧告の草案に着手し、その後の会期間会合での小委員会における審査と第 19 回 CLCS 会合期間中の 2007 年 3 月 19 日から 23 日までの小委員会における審査が行なわれた後、同月 27 日、小委員会は全体委員会に対し勧告案を提出した。<sup>26</sup>

CLCS 全体委員会は、同年 3 月 27 日、ブラジル代表团との会合を持ち、ブラジル代表团からの説明を聞いた。ブラジル代表团ははじめにサルデンベルグ大使（ブラジル国連常駐代表）が、ブラジルの提出したデータ及び解釈の一貫性と正当性を強調する説明を行い、次に各担当者が 4 つの海域（アマゾン海底扇状地、東部赤道地域、ビトリア・トリンダージ海嶺、サンパウロ海台及び南部地域）について技術的説明を行った<sup>27</sup>。

ブラジル側の説明を聞いた後、CLCS 全体委員会はブラジルの申請に対する勧告案について審議を行い、賛成 15、反対 2（棄権なし）で勧告案を採択した<sup>28</sup>。なお、ブラジルに対する勧告の内容は、現在のところ、公表されていない。

### 3.1.3 オーストラリアの申請

2004 年 11 月 15 日、オーストラリアは、国連事務総長を通じ、CLCS に対して申請を

---

<sup>23</sup> 第 16 回 CLCS 会合委員長ステートメント（CLCS/48）、パラ 19。

<sup>24</sup> [http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_bra.htm#New](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_bra.htm#New);

<sup>25</sup> 第 17 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/50）、パラ 14 及び 15。

<sup>26</sup> 第 19 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/54）、パラ 11～パラ 14。

<sup>27</sup> 第 19 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/54）、パラ 15～パラ 21。ブラジル代表团との会合は、「全体委員会において、小委員会が勧告案についての説明を行った後で、かつ、全体委員会が当該勧告案を審査し採択する前に、申請を行った沿岸国は自国の申請に関するいかなる事項についてもプレゼンテーションを行うことができる」との CLCS 手続規則の改正が行なわれたことにもとづいて実施された。この改正手続規則については、第 18 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/52）、パラ 41 を参照。

<sup>28</sup> 第 19 回 CLCS 会合におけるブラジルの申請の審査については、平成 19 年度大陸棚事業報告書 4.1 を参照。

提出した。オーストラリアの申請が提出されたことが国連事務総長により、全国連加盟国に通知された後、米国、ロシア、日本、東ティモール、フランス、オランダ、ドイツ及びインドがそれぞれ自国の見解を表明する口上書を国連事務総長に提出した<sup>29</sup>。

2005年4月の第15回CLCS会合においてオーストラリア代表が申請内容についてのプレゼンテーションを行い、CLCSはオーストラリアの申請を審査する小委員会を設置し、審査を開始した<sup>30</sup>。

その後、小委員会は同年6月27日～7月1日に会期間会合を開催、また同年8月29日～9月16日の第16回CLCS会合期間中にも小委員会を開催した。第17回CLCS会合前の会期間中に、小委員会での審査を促進するための補完データがオーストラリアより提出された。

2006年3月20日から4月21日まで開催された第17回CLCS会合期間中にオーストラリア代表团と4会合がもたれ、小委員会からオーストラリア代表团に対し8海域についての予備的見解（preliminary views）に関するプレゼンテーションが行われた<sup>31</sup>。第18回CLCS会合前の会期間中に、小委員会は9海域目のケルゲレン海台（Kerguelen Plateau）の審査を進めると同時に、第17回会合で行われた小委員会によるプレゼンテーションに対するオーストラリアからの回答を受け取った。

2006年8月21日～9月15日に開催された第18回CLCS会合では、小委員会は9海域目の予備的考察（preliminary consideration）について、オーストラリア代表团に文書で提出し、期間中に小委員会はオーストラリア代表团と3会合をもった<sup>32</sup>。

2007年3月5日より開催された第19回CLCS会合では、小委員会とオーストラリア代表团は2会合をもち、最初の会合でオーストラリア代表团は小委員会の予備的考察に対する更なるコメントを示す広範なプレゼンテーションを行った。2回目の会合でオーストラリア代表团は、自国の見解に関する包括的なプレゼンテーションを行った。この2回のプレゼンテーションの後、小委員会は勧告案を作成した。3月28日、小委員会は勧告案を全体委員会に提出し、ブレッケ小委員会委員長より勧告案についてのプレゼンテーションを行った。同日、オーストラリア代表团からの要請を受け、全体委員会と同代表团との会合

---

<sup>29</sup> 米国、ロシア、日本、オランダ、ドイツ及びインドの見解は、オーストラリアの申請には南極近辺の大陸棚部分が含まれているが、南極条約第4条において南極地域における領土主権・領土についての請求権が凍結されていることを確認するとともに、当該大陸棚部分についてCLCSがいかなる行動もとらないよう求めることをオーストラリア自身が要請していることに留意するというものである。他方、東ティモールの見解は、オーストラリアの申請が、自国とオーストラリアとの海洋境界画定に影響を及ぼさないことを確認するというものであり、フランスの見解は、ケルゲレン海台とニューカレドニア地域に関するオーストラリアの申請に関し、自国とオーストラリアとの大陸棚境界画定に影響を及ぼさないことを確認するものであった。

オーストラリアのエグゼクティブ・サマリー及び各国の口上書は、以下のサイトで閲覧可能である。

[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_austr.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_austr.htm)

<sup>30</sup> 第15回CLCS会合に関する委員長ステートメント（CLCS/44）、パラ20～31。

<sup>31</sup> 第17回CLCS委員長ステートメント（CLCS/50）、パラ19～21。

<sup>32</sup> 第18回CLCS委員長ステートメント（CLCS/52）、パラ12。

が開催され、同代表団より申請に関する全体的なプレゼンテーションが行われた<sup>33</sup>。プレゼンテーションを聞いた後、全体委員会は、小委員会が作成した勧告案を検討したが、結局、更なる検討を行う必要があるため勧告案の採択を次回会期まで延期することを決定した<sup>34</sup>。

2007年8～9月に開催された第20回CLCS会合で、8月28日にオーストラリア代表団からの要請により、全体委員会において会合が持たれた。同年6月の選挙で新たに選出されたCLCS委員のために、オーストラリア代表団は第19回会合で行ったものと同じプレゼンテーションを行った。全体委員会では、小委員会により提出された勧告案について海域毎の詳細な検討が行われたが、重要な論点についての協議が継続していることから、勧告の採決は、またも次回CLCS会合に延期されることになった<sup>35</sup>。

そして、2008年3月～4月に開催された第21回会合において、CLCSはオーストラリアに対する勧告をようやく採択した。採択は投票により行われ、賛成14票、反対3票、棄権1票によって採択された<sup>36</sup>。

勧告の要約版は2008年10月7日付で、大陸棚限界委員会のオーストラリアの申請のページに掲載された。勧告の要約版は、まず、勧告が依拠した一般原則について述べ、続いて個々の海域ごとに大陸斜面脚部の決定、大陸縁辺部の外縁の設定、大陸棚の外側の限界の設定を行い、勧告内容を述べ、勧告した外側の限界を図示する、という構成になっている。

CLCSによる勧告採択を受け、オーストラリア政府は2008年4月21日に記者会見を行い、勧告を歓迎する旨述べるとともに、勧告によって延長することができる海域について説明を行った。ファーガソン(Ferguson)資源・エネルギー大臣が声明を発表するとともに、会見を開き、勧告を歓迎すると述べた。ファーガソン大臣の声明の内容は、以下のとおりである<sup>37</sup>。

- ① 追加的な250万平方キロメートルの海底に対するオーストラリアの管轄権を確認したCLCSの判断を歓迎する。
- ② CLCSの判断は、9つの海域におけるオーストラリアの大陸棚の外側の限界の位

---

<sup>33</sup> 第19回CLCS委員長ステートメント(CLCS/54)、パラ23～パラ32。このような全体委員会での代表団によるプレゼンテーションは、CLCS手続規則附属書IIIセクションVIの改正が行われたことを受けて可能となったものである。当該改正については、第18回CLCS委員長ステートメント(CLCS/52)、パラ41を参照。オーストラリアより行われたプレゼンテーションの概要は、平成19年度大陸棚事業報告書4.1を参照。

<sup>34</sup> 第19回CLCS委員長ステートメント(CLCS/54)、パラ33。第19回CLCS会合におけるオーストラリアの申請の審査については、平成19年度大陸棚事業報告書4.1を参照。

<sup>35</sup> 第20回CLCS委員長ステートメント(CLCS/56)、パラ19～21。第20回CLCS会合におけるオーストラリアの申請の審査については、平成19年度大陸棚事業報告書4.3を参照。

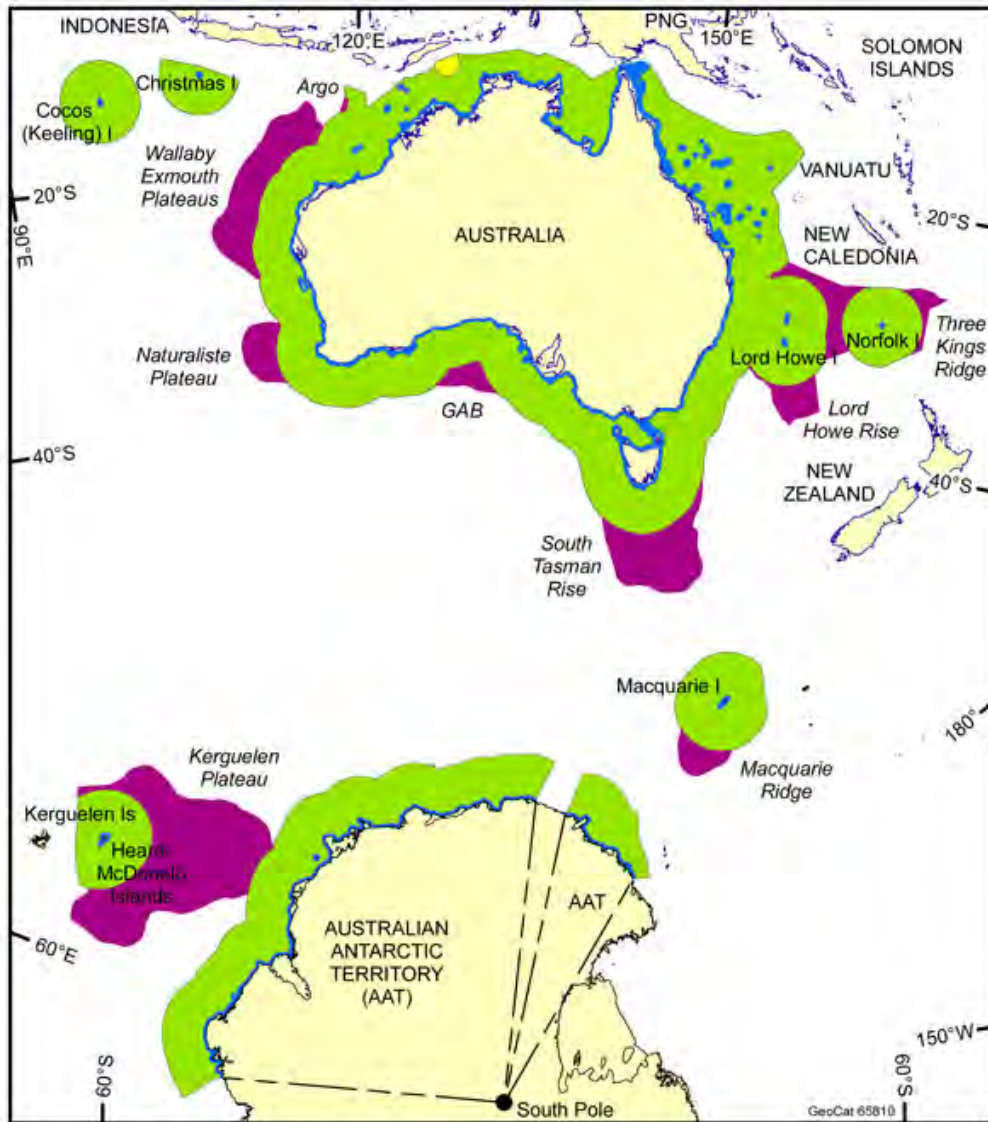
<sup>36</sup> 第21回CLCS委員長ステートメント(CLCS/58)、パラ9～11。第21回CLCS会合におけるオーストラリアの申請の審査については、平成20年度大陸棚事業報告書4.1を参照。

<sup>37</sup> 下記のオーストラリア資源・エネルギー省のメディア・リリースのページに掲載されている。  
<http://minister.ret.gov.au/TheHonMartinFergusonMP/Pages/UNCONFIRMSAUSTRALIA%E2%80%99SRIGHTSOVEREXTRA.aspx>

置、及び 200 海里を超える大陸棚の大部分に対するオーストラリアの権利を確認している。

- ③ CLCS の判断が意味するのは、オーストラリアは今や 250 万平方キロメートルの新たな大陸棚に対する管轄権を有している、ということである。この面積はフランス 国土の約 5 倍、ドイツ国土の約 7 倍、ニュージーランド国土の約 10 倍に相当する。これにより、オーストラリアは、大陸棚上に存在する、または大陸棚の海底下に存在する、石油資源、ガス資源及び生物資源（葉への利用が可能な微生物等）といったものへの権利を得たのである。
- ④ CLCS の判断は、オーストラリアの沖合にある潜在的資源に対する大きな後押しであるとともに、海底にある海洋環境を保全する我々の能力に対する大きな後押しでもある。
- ⑤ オーストラリア政府は、CLCS の勧告にもとづき、オーストラリアの大陸棚の外側の限界を公布する（proclaim）ための行動を早急に取り組むだろう。
- ⑥ CLCS への申請を準備した、オーストラリア地球科学局、外務貿易省及び司法省の 15 年間以上に及ぶ努力を賞賛する。

また、オーストラリアの申請に際して中心的役割を果たしたオーストラリア地球科学局（Geoscience Australia）のホームページには、CLCS の勧告によって認められた延長大陸棚の部分を示す地図が掲載されている（次図を参照）。






**AUSTRALIA'S CONTINENTAL SHELF CONFIRMED BY THE COMMISSION ON THE LIMITS OF THE CONTINENTAL SHELF**



オーストラリア地球科学局（Geoscience Australia）のホームページに掲載されている地図

[http://www.ga.gov.au/oceans/mc\\_los\\_Map.jsp](http://www.ga.gov.au/oceans/mc_los_Map.jsp)

- |   |                             |   |  |
|---|-----------------------------|---|--|
|  | オーストラリアの領海及び内水              |  | CLCS により認められた、オーストラリアの 200 海里を超える大陸棚     |
|  | オーストラリアの 200 海里以内の管轄権が及ぶエリア |  | ティモール海条約にもとづく(東ティモールとオーストラリアとの)共同石油開発エリア |

### 3.1.4 アイルランドの申請

2005年5月25日、アイルランドは、国連事務総長を通じ、CLCSに対して申請を提出した。アイルランドの申請が提出されたことが国連事務総長により、全国連加盟国に通知された後、デンマークとアイスランドがそれぞれ自国の見解を表明する口上書を国連事務総長に提出した<sup>38</sup>。

アイルランドの申請は、近隣諸国との帰属係争地域について交渉が継続中であるため、帰属について争いのないポーキュパイン深海平原地域の大陸棚に関する部分的申請（partial submission）であり、この点はアイルランドが提出したエグゼクティブ・サマリーの中で明示的に述べられており、国連事務総長より各国への通知の中でも述べられている。

2005年8月29日～9月16日に開催された第16回CLCS会合においてアイルランドはプレゼンテーションを行い、CLCSはアイルランドの申請を審査する小委員会を設置し、審査を開始した。小委員会は、2006年1月23日～27日に会期間会合を開き、アイルランド代表团と5会合をもった。2006年3月20日～4月21日まで開催された第17回CLCS会合では、アイルランド代表团と4会合をもち、協議を行った。第18回CLCS会合では、全体委員会において本小委員会のジャファー委員長より勧告案が提示されたが、全委員が勧告案と小委員会の分析の詳細な検討を必要とし、第19回CLCS会合へと持ち越された<sup>39</sup>。

2007年3月～4月に開催された第19回CLCS会合において、全体委員会は小委員会の勧告案を投票にかけ、賛成14、反対2、棄権2で勧告を採択した<sup>40</sup>。

この勧告採択を受け、アイルランド政府の大陸棚延長プロジェクトを管轄しているノエル・デンプシー通信・海洋・天然資源大臣は2007年4月22日付プレス・リリースにおいて、勧告を受け取ったことによりアイルランドは申請を提出したポーキュパイン深海平原エリアにおいて200海里を超える大陸棚の外側の限界を設定することができる旨述べており、また同プレス・リリース中にはアイルランドの国土面積の80パーセントにあたる56,000平方キロメートルが延長大陸棚となる旨の記述がある<sup>41</sup>。

---

<sup>38</sup> デンマークの見解は、アイルランドの申請及び同申請に対するCLCSの勧告が、デンマークが将来行う大陸棚延長申請に対して、また、デンマーク領フェロー諸島とアイルランドとの間のハットン・ロッコール区域の大陸棚境界画定に対して影響を及ぼすものではないことを述べている。

アイスランドの見解は、アイルランドの申請及び同申請に対するCLCSの勧告が、将来アイスランドが行うハットン・ロッコール区域の大陸棚延長申請に対して、また、アイスランドとアイルランドとの間の大陸棚境界画定に対して影響を及ぼすものではないことを述べている。

アイルランドのエグゼクティブ・サマリー及びそれぞれの国の口上書は、以下のサイトで閲覧可能である。  
[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_irl.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_irl.htm)

<sup>39</sup> 第18回CLCS委員長ステートメント(CLCS/52)、パラ15及び17

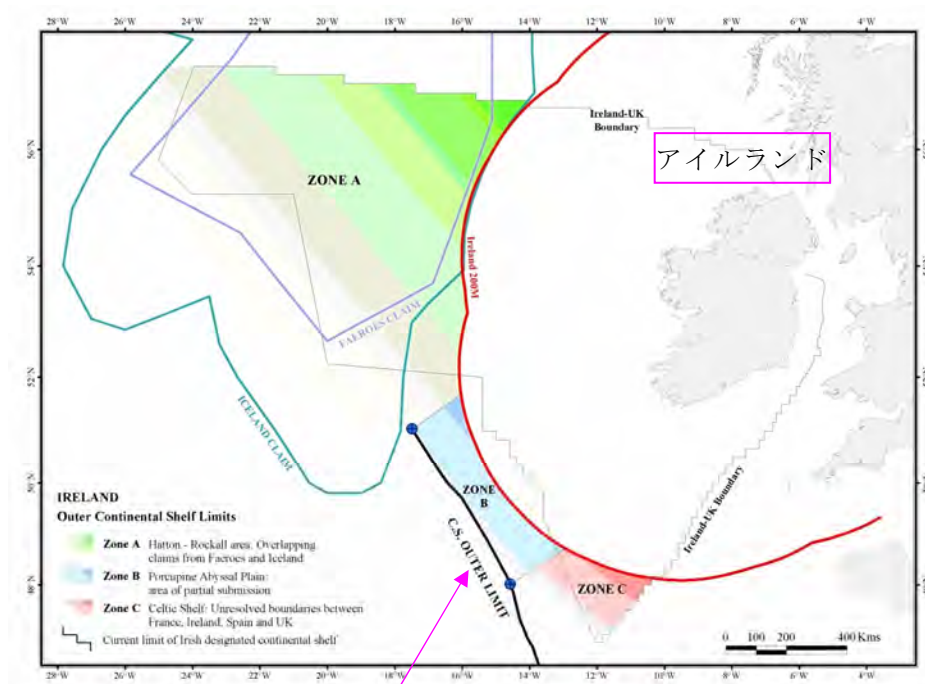
<sup>40</sup> 第19回CLCS委員長ステートメント(CLCS/54)、パラ37。第19回CLCS会合におけるアイルランドの申請の審査については、平成19年度大陸棚事業報告書4.1を参照。

<sup>41</sup> 同プレス・リリースはアイルランド通信・海洋・天然資源省の下記サイトで閲覧可能。  
<http://www.dcenr.gov.ie/Press+Releases/2007/Ireland+Extends+Continental+Shelf+Waters+by+56000+Sq+Kilometres.htm>

勧告の要約版については、2008年10月7日付で、CLCSのアイランドの申請についてのサイトに掲載された。(アイランドへの勧告の要約版は、申請海域が小さいこともあり、大陸斜面脚部の決定、大陸縁辺部の外縁の設定、大陸棚の外側の限界の設定についてそれぞれ詳細な説明を行った上で、勧告内容を述べている。)

その後、アイランドは、CLCSの勧告にもとづき大陸棚の限界を設定し、国連海洋法条約第76条9項にもとづき、2009年10月26日、海図と関連情報を国連事務総長に寄託した。この海図と関連情報は、国連海事・海洋法課サイトの寄託海図のページ<sup>42</sup>に掲載されている。

なお、今年度の本事業では、2011年2月9日、アイランドのピーター・クロッカー氏らを招聘して、大陸棚セミナー「大陸棚延長と海洋政策—勧告に基づく限界設定の先例に学ぶ—」を開催し、アイランドの大陸棚延長申請の過程や勧告後の国内での対応について解説していただいた。(詳細は、本事業報告書4.を参照。)



CLCS が勧告した延長大陸棚の外側の限界線

デンプシー アイランド通信・海洋・天然資源大臣発表の  
プレス・リリース (2007年4月22日付) に掲載されている図より

<sup>42</sup> <http://www.un.org/Depts/los/LEGISLATIONANDTREATIES/STATEFILES/IRL.htm>

### 3.1.5 ニュージーランドの申請

2006年4月19日、ニュージーランドは、国連事務総長を通じ、CLCSに対して申請を提出した。ニュージーランドの申請が提出されたことが国連事務総長により、全国連加盟国に通知された後、フィジー、フランス、日本及びオランダがそれぞれ自国の見解を表明する口上書を国連事務総長に提出した<sup>43</sup>。

ニュージーランドの申請は、南極海を除く海域についての部分的申請であることが明確に示されると同時に、南極海海域における大陸棚延長申請は後日提出する予定であることをニュージーランドの申請提出と同時に提出した口上書において言及している<sup>44</sup>。

2006年8月の第18回CLCS会合においてニュージーランド代表団が申請内容についてのプレゼンテーションを行い、CLCSはニュージーランドの申請を審査する小委員会を設置し、審査を開始した。小委員会は、同年11月13日から17日にかけて会期間会合を開いた<sup>45</sup>。この会合において、ニュージーランドの南東海域について予備的審査が行われ、小委員会は第19回CLCS会合前にニュージーランドより包括的な回答を受け取り、2007年3月19日から27日まで申請内容及び新たな資料について審査を行った。小委員会は、同年4月9日から13日にかけて審査を継続し、ニュージーランド代表団と多くの会合をもった。その中で、ニュージーランド代表団は、小委員会からの質問に対する回答についてプレゼンテーションを行った。また、小委員会は西海域に関して及び南東海域における懸案事項に関して、予備的見解を提示した<sup>46</sup>。

2007年8月から開催された第20回CLCS会合の前に、小委員会は、第19回会合の際に提示した予備的見解及び質問事項に対する包括的な回答をニュージーランド代表団から受け取った。第20回CLCS会合では、申請内容及び新たな資料の審査は9月4日、10日、12日及び14日に小委員会において継続され、ニュージーランド代表団と小委員会との会合が開かれ、小委員会から出された予備的見解及び質問事項に対する回答についてニュージーランド代表団はプレゼンテーションを行った<sup>47</sup>。

小委員会は2008年1月21日～25日に会期間会合を開き、検討を行い、その結果を同

---

<sup>43</sup> フィジーの見解は、ニュージーランドの申請のエクゼクティブ・サマリーに含まれている **Kermadec Ridge, Havre Trough** 及び **Colville Ridge** における大陸棚の境界画定協議がニュージーランドと継続中であることについて述べている。

フランスの見解は、**Three Kings Ridge** について、南太平洋のフランス領諸国の大陸棚に影響を及ぼす可能性があることについて述べている。

日本及びオランダは、南極条約において南極地域における領土主権・領土についての請求権が凍結されていることを確認している。

ニュージーランドのエクゼクティブ・サマリー及び各国の口上書は、以下のサイトで閲覧可能である。

[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_nzl.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_nzl.htm)

<sup>44</sup> この口上書は上記サイトにおいて閲覧可能。

<sup>45</sup> 第18回CLCS委員長ステートメント(CLCS/52)、パラ20,21及び24。

<sup>46</sup> 第19回CLCS委員長ステートメント(CLCS/54)、パラ38。第19回CLCS会合におけるニュージーランドの申請の審査については、平成19年度大陸棚事業報告書4.1を参照。

<sup>47</sup> 第20回CLCS委員長ステートメント(CLCS/56)、パラ22～25。第20回CLCS会合におけるニュージーランドの申請の審査については、平成19年度大陸棚事業報告書4.3を参照。



年 1 月 25 日付でニュージーランドに対し、予備的見解として送付し、ニュージーランドは、同年 3 月 13 日付で返答を出した。その後、3 月 24 日から始まった小委員会会合において、小委員会は勧告案をとりまとめ、同案の概要についてニュージーランドに対してプレゼンテーションを行った。第 21 回 CLCS 会合期間中の 4 月 3 日に小委員会は全体委員会に対して勧告案を提出し、同勧告案を説明するためのプレゼンテーションを行った。同日、ニュージーランド代表団の要請にもとづき、全体委員会にニュージーランド代表団が出席し、同代表団は小委員会の見解について異論はない旨述べた<sup>48</sup>。

2008 年 8 月～9 月に開催された第 22 回 CLCS 会合において、全体委員会は、勧告案について検討を行い、投票の結果、賛成 13 票、反対 3 票、棄権 3 票で勧告案を採択した。<sup>49</sup>

(勧告の要約版については、2008 年 10 月 14 日付で、CLCS サイトのニュージーランドの申請に関するページに掲載された。)

これを受け、ニュージーランドのクラーク首相は、2008 年 9 月 22 日に CLCS の勧告を歓迎する旨のプレス声明を発表し、次のように述べている<sup>50</sup>。

- ① CLCS によって、約 170 万平方キロメートルの延長大陸棚に対してニュージーランドが権利を有することが確認された。
- ② この面積はニュージーランドの国土の 6 倍以上に相当する。
- ③ 今回得られた成功は、ニュージーランドの科学者や政府関係者の 10 年以上に及ぶ努力の成果である。

また、ニュージーランド外務貿易省もホームページにおいて、CLCS は 2008 年 9 月 12 日に勧告を行い、ニュージーランドが申請した延長大陸棚の 98 パーセント以上を認めたと述べている<sup>51</sup>。

また、勧告全文も同省のホームページに掲載されており<sup>52</sup>、ニュージーランドの大陸棚延長に対する一貫した公開性を反映していると言えよう。

---

<sup>48</sup> 第 21 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/58)、パラ 12～18。第 21 回 CLCS 会合におけるニュージーランドの申請の審査については、平成 20 年度大陸棚事業報告書 4.1 を参照。

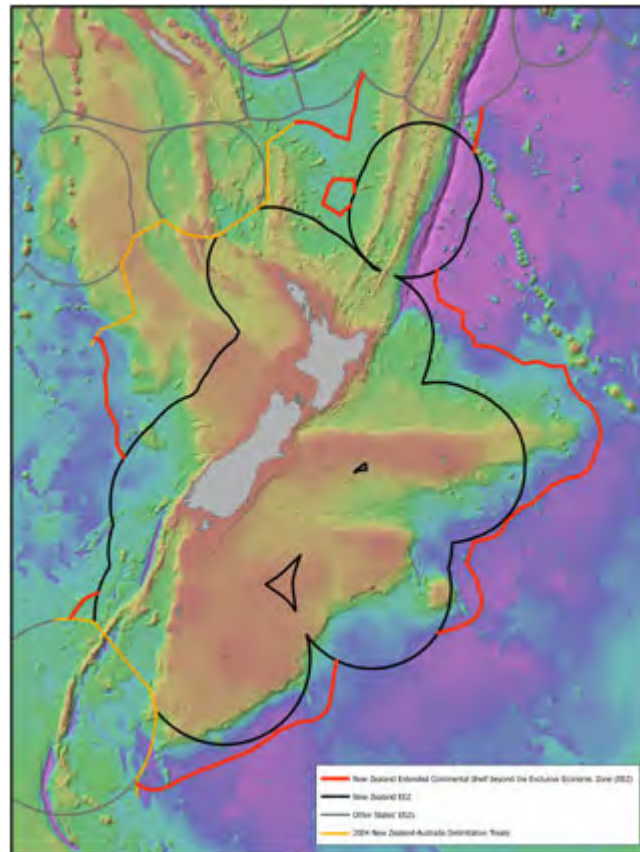
<sup>49</sup> 第 22 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/60)、パラ 8～11。第 22 回 CLCS 会合におけるニュージーランドの申請の審査については、平成 20 年度大陸棚事業報告書 4.3 を参照。

<sup>50</sup> <http://www.beehive.govt.nz/release/un+recognises+nz+extended+seabed+rights>

<sup>51</sup> <http://www.mfat.govt.nz/Media-and-publications/Features/990-NZ-extended-seabed-claim.php>

<sup>52</sup> <http://www.mfat.govt.nz/downloads/global-issues/cont-shelf-recommendations.pdf>

なお、平成 20 年度事業の一環として、ニュージーランドの大陸棚延長申請のための準備や申請後の審査について、同国の専門家であるレイ・ウッド氏の講演会を開催した。この講演会の内容については、平成 20 年度大陸棚事業報告書 3. を参照。



ニュージーランド外務貿易省サイトに掲載されている図

<http://www.mfat.govt.nz/Media-and-publications/Features/990-NZ-extended-seabed-claim.php>

上の図において、黒線は、ニュージーランドの 200 海里排他的経済水域（EEZ）を示しており、赤線は、CLCS によって認められた 200 海里を超える大陸棚の外側の限界を示している。また、灰色の線は、他国の 200 海里排他的経済水域を示しており、黄色の線は、ニュージーランドとオーストラリアとの海洋境界画定条約によって定められた境界線を示している。

### 3.1.6 フランス・アイルランド・スペイン・英国の共同申請

2006 年 5 月 19 日、フランス、アイルランド、スペイン及び英国（以下、4 カ国）は、国連事務総長を通じ CLCS に対して申請を提出した。4 カ国の共同申請が提出されたことが国連事務総長により、全国連加盟国に通知され、エグゼクティブ・サマリーが公表された<sup>53</sup>。他国からの口上書は提出されていない。

4 カ国の共同申請は、ケルト海とビスケー湾の 4 カ国が境界を接する海域の大陸棚に関して 4 カ国が共同し、かつ協力して行う一つの申請であると同時に部分的申請であることが英語、フランス語、スペイン語の 3 カ国語で提出されたエグゼクティブ・サマリーの中で明示的に述べられている。

<sup>53</sup> 4 カ国共同申請のエグゼクティブ・サマリーは以下のサイトで閲覧可能。

[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_frgbires.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_frgbires.htm)

2006年8月の第18回 CLCS 会合においてフランス、アイルランド、スペイン及び英国からそれぞれ代表が立ち、申請内容についてのプレゼンテーションを行い、CLCS は4カ国共同申請を審査する小委員会を設置し、審査を開始した<sup>54</sup>。2007年1月22日から2月2日にかけて会期間会合が行われ、小委員会は4カ国代表団と4回の会合をもった。

2007年3月の第19回 CLCS 会合において、小委員会は3月14日に4カ国代表団に対し、申請の審査から得られた小委員会の見解と全般的結論について、包括的なプレゼンテーションを行った。これに対し、4カ国代表団は、小委員会の見解と結論について、プレゼンテーションを行い、とりあえずの反応を示した。これらの会合後、4カ国代表団は3月23日に小委員会より要請された追加資料を提出した。小委員会は、提出された追加資料の審査を行い、勧告案の最終調整に入ることになった<sup>55</sup>。

第19回 CLCS 会合から第20回 CLCS 会合までの会期間及び2007年8月～9月の第20回 CLCS 会合において、審査は継続された。

この4カ国共同申請は初めての共同申請であることを踏まえ、小委員会は、第20回 CLCS 会合の会期中に、全体委員会に対し、共同申請に関する一般原則について検討することを求めた。これを受け、全体委員会で議論された後、「共同申請の結果得られる延長大陸棚の総面積は、各国が個別に申請した結果得られるであろう延長大陸棚の面積の合計より多くはなりえない。共同申請においても沿岸国は個別に、大陸斜面脚部、適用したフォーミュラ、制限線及び外側の限界について設定する必要がある。」との決定を行った。<sup>56</sup>

この決定について、2008年3月～4月の第21回 CLCS 会合において、4カ国を代表して英国のウィルソン氏が懸念を表明した。同会期中に、小委員会は、4カ国側に対し、科学的及び技術的に申請を検討した結果についての小委員会としての見解を示した<sup>57</sup>。

その後、2008年6月17日に4カ国側から、改定した大陸棚の外側の限界が提出されたのを受けて、同年8月～9月の第22回 CLCS 会合において、小委員会はこの改定された限界について検討を行った<sup>58</sup>。

小委員会は、2009年3月の第23回 CLCS 会合において、勧告案を作成し、全体委員会に提出した。全体委員会において、4カ国代表団がプレゼンテーションを行った後、全体委員会は勧告案を検討し、3月24日に勧告をコンセンサスで採択した<sup>59</sup>。

---

<sup>54</sup> 第18回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/52)、パラ 26～28。

<sup>55</sup> 第19回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/54)、パラ 39～40。第19回 CLCS 会合における4カ国共同申請の審査については、平成19年度大陸棚事業報告書 4.1を参照。

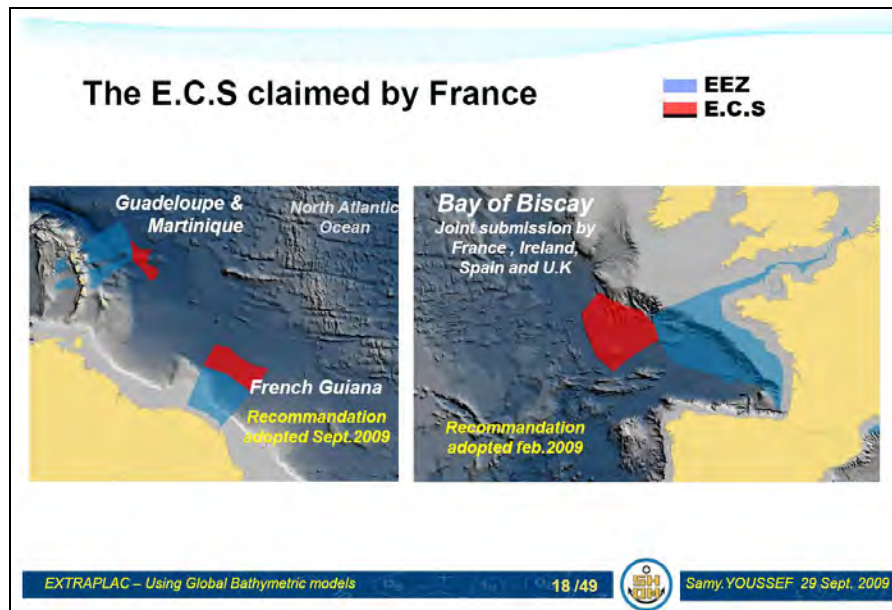
<sup>56</sup> 第20回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/56)、パラ 28。なお、この点は、改正手続規則 (CLCS/40/Rev.1) 附属書Ⅲ、パラグラフ 9.1.(a)において反映されている。

<sup>57</sup> 第21回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/58)、パラ 19～20。

<sup>58</sup> 第22回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/60)、パラ 12～14。

<sup>59</sup> 第23回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/62)、パラ 8～14。詳細については、平成21年度大陸棚事業報告書 5.1を参照。

勧告の要約版は、CLCS サイトの 4 カ国共同申請のページに掲載されている<sup>60</sup>。勧告が示した延長大陸棚の範囲については下図を参照



フランス大陸棚延長プロジェクト（EXTRAPLAC）の Youssef 氏及び Roest 氏が 2009 年 9 月の GEBCO の会議で行ったプレゼンテーション資料に掲載されている図

[http://www.gebco.net/about\\_us/gebco\\_science\\_day/](http://www.gebco.net/about_us/gebco_science_day/)

（右側の図における赤い部分がビスケー湾の 4 カ国共同申請に対する勧告が発出されたエリアを示している。）

### 3.1.7 ノルウェーの申請

2006 年 11 月 27 日、ノルウェーは、国連事務総長を通じ CLCS に対して申請を提出した。ノルウェーの申請が提出されたことが国連事務総長により、全国連加盟国に通知された後、デンマーク、アイスランド、ロシア及びスペインがそれぞれ自国の見解を表明する口上書を国連事務総長に提出した<sup>61</sup>。

ノルウェーの申請は、北極海の西ナンセン海盆、バレンツ海のループホール及びノルウ

<sup>60</sup> 前掲注(53)参照。

<sup>61</sup> デンマークとアイスランドの見解は、デンマーク領フェロー諸島、アイスランド及びノルウェー間で 2006 年 9 月 20 日に画定したバナナホールの南部分に対して影響を及ぼすものではないことを述べている。また、デンマークはグリーンランドと同意の上、バナナホールの CLCS の審査及び勧告が、将来ノルウェー、デンマーク及びグリーンランドの間の大陸棚境界画定に対して影響を及ぼすものではないことに言及している。

一方、ロシアの見解は、バレンツ海におけるノルウェーとの協議が継続中であり、審査の対象と成りえないことを述べている。

スペインの見解は、ノルウェー領スバルバル諸島から伸びる可能性のある大陸棚について、1920 年のパリ協定によりスペインに権利があることを述べている。

ノルウェーのエグゼクティブ・サマリー及びそれぞれの口上書は、CLCS サイトで閲覧可能である。

[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_nor.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_nor.htm)

エー海のパナナホールの3海域のみについての申請であり、他の海域については後日申請を行うことに言及している<sup>62</sup>。

ノルウェーの申請は、2007年3月～4月の第19回CLCS会合において取り上げられ、4月2日にノルウェー外務省法務局長ファイブ氏よりプレゼンテーションが行われた。上記4カ国から提出された口上書について、同氏はノルウェーの立場を説明した。また、プレゼンテーションの後のCLCS委員よりの質問に対し、ノルウェー代表団は、今回ノルウェーが提出した申請のデータや情報には、機密情報は含まれていない旨述べた。ノルウェーからのプレゼンテーションの後、全体委員会は小委員会の構成を決定し、設置した。小委員会の委員長にはシモンズ氏（オーストラリア）が選出された。第19回会合中に小委員会は計6回の会合を開き、ノルウェー代表団との質疑応答も行った。小委員会からの質問に対し、第19回会合期間中にノルウェー側より書面で回答が提出したものもあったが、第20回会合までの間に（すなわち会合期間中に）書面を提出して回答したものもあった。また、ノルウェー代表団の専門家によって、ノルウェーが申請に際して用いたGISソフトウェアであるGeoCapの使用方法について、小委員会メンバーに対し説明及びトレーニングがなされた<sup>63</sup>。

2007年8月～9月の第20回CLCS会合において、小委員会は引き続き審査を進め、ノルウェー側より提出された書面での回答やデータの分析を行った。

2008年3月～4月に開催された第21回CLCS会合期間中、ノルウェー小委員会は、ノルウェー代表団に対し、いくつかの海域について予備的見解（preliminary views）を示した<sup>64</sup>。この予備的見解に対し、同年7月にノルウェー代表団より、詳細な返答が送られ、これを受けて同年8月～9月に開催された第22回CLCS会合期間中、小委員会において更に検討が行われた<sup>65</sup>。

2009年3月に開催された第23回CLCS会合期間中に、小委員会が勧告案を全体委員会に提出し、3月27日にCLCSはノルウェーに対する勧告を行った<sup>66</sup>。

CLCSサイトに公開されている勧告の要約版によると、CLCSは、近隣諸国との交渉によって画定される部分については関係国間で解決されるべきであると述べた上で、ノルウェー側の提出した外側の限界について肯定的な勧告を行っている。

---

<sup>62</sup> ノルウェーは他に、2009年5月4日に、南極大陸沖のブーベ島及び南極大陸において領有権を主張している地域（ドローニング・モード・ランド）を基点とする大陸棚延長申請を提出している。

<sup>63</sup> 第19回CLCS委員長ステートメント(CLCS/54)、パラ41～54。第19回CLCS会合におけるノルウェーの申請の審査については、平成19年度大陸棚事業報告書4.1を参照。

<sup>64</sup> 第21回CLCS委員長ステートメント(CLCS/58)、パラ24～28。第21回CLCS会合におけるノルウェーの申請の審査については、平成20年度大陸棚事業報告書4.1を参照。

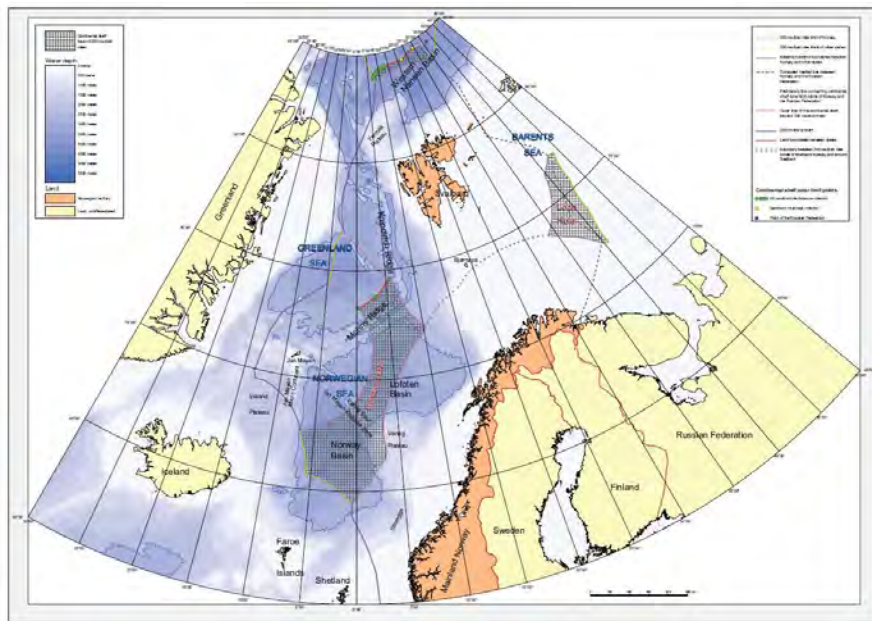
<sup>65</sup> 第22回CLCS委員長ステートメント(CLCS/60)、パラ15～18。第22回CLCS会合におけるノルウェーの申請の審査については、平成20年度大陸棚事業報告書4.3を参照。

<sup>66</sup> 第23回CLCS委員長ステートメント(CLCS/62)、パラ15～19。第23回CLCS会合におけるノルウェーの申請の審査については、本年度大陸棚事業報告書5.1を参照。

勧告を受け、ノルウェーのストーレ外務大臣は、2009年4月15日にノルウェーの大陸棚の範囲が決定した歴史的な出来事として、プレス声明を発表し次のように述べている<sup>67</sup>。

- ① CLCS の勧告は、極北 (High North) <sup>68</sup>の約 235,000 平方キロメートルの海域において、ノルウェーに重要な権利と責任をもたらした。
- ② 勧告は、ノルウェーに大陸棚の外側の限界の境界画定の根拠を定めた。

なお、バレンツ海に関するロシアとノルウェーの海洋境界画定合意については、本事業報告書「3.1.1 ロシアの申請」における記述を参考のこと。



ノルウェーのエグゼクティブ・サマリーに掲載されている地図（申請海域の全体図）斜線が引かれている部分が、ノルウェーが200海里を超えて延長申請をした大陸棚エリアを示している。

[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_nor.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_nor.htm)

### 3.1.8 フランスの申請（フランス領ギアナ及びニューカレドニア）

2007年5月22日、フランスは、国連事務総長を通じCLCSに対して申請を提出した。フランスの申請が提出されたことが国連事務総長により、全国連加盟国に通知された後、バヌアツ、ニュージーランド及びスリナムはそれぞれ自国の見解を表明する口上書ないし書簡を提出した<sup>69</sup>。

<sup>67</sup> 下記のノルウェー外務省サイト（英語版）に掲載されている。

<http://www.regjeringen.no/en/dep/ud/press/News/2009/shelf clarified.html?id=554718>

<sup>68</sup> ノルウェー政府は、ノルウェー本土より北の極北 (High North) エリアを、漁業資源及びエネルギー資源の豊富さの観点から、最も重要な戦略的エリアと位置づけている。下記ノルウェー外務省サイト参照。

<http://www.regjeringen.no/en/dep/ud/selected-topics/high-north.html?id=1154>

<sup>69</sup> フランスのエグゼクティブ・サマリー及び各国からの口上書または書簡は、以下のサイトで閲覧可能。

[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_fra.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_fra.htm)

ニュージーランドは、自国が既に申請を行った部分（スリーキングス海嶺）とフランスの申請した

フランスは、本申請は、フランス領ギアナ及びニューカレドニアのみに関する部分申請であるとエグゼクティブ・サマリーの中で述べている。

バヌアツは、2007年7月11日付のバヌアツ外相発 CLCS 委員長宛書簡を送付し、フランスの申請のうち、ニューカレドニアの南東部分に関する申請が、バヌアツの領土であるマシュー島及びハンター島を侵害するものであると述べ、バヌアツ首相発フランス大統領宛の抗議の書簡を添付した。これを受けて、フランスは、2007年7月18日付のフランス首相発国連海事海洋法（DOALOS）課長宛書簡の中で、バヌアツからの抗議について検討したわけではないが留意の上、CLCS 手続規則附属書 I にもとづき、フランスの申請のうち、ニューカレドニアの南東部分については CLCS が審査を行わないよう要請すると述べている。したがって、ニューカレドニアについては、南西部分のみが委員会の審査対象となることになった。

フランスの申請は、2007年8月～9月の第20回 CLCS 会合において取り上げられ、フランス代表のジェマルシェ氏（フランス海洋事務局長）がプレゼンテーションを行い、申請の内容についての説明を行った。同氏はプレゼンテーションの中で、バヌアツからの異議申立てを受け、ニューカレドニアの南東部分については CLCS が審査を行わないよう要請したが、このことはバヌアツの立場を承認したものと解釈されるべきではない旨述べた。プレゼンテーションの後、CLCS 全体委員会は、フランスの申請を審査する小委員会の設置を決定した。小委員会の委員長にはカレラ氏（メキシコ）が選出された。

小委員会は、フランス代表团よりの要請に応じ、第20回会合期間中にフランス代表团との会合を開き、以下の点を確認した。

- ① CLCS は第18回会合において、申請の審査は、同時に3つの小委員会でしか行えないことを決定したので、現在、他の3小委員会が各国の申請の審査を行っていることから、フランスの申請の正式な審査は第21回 CLCS 会合まで持ち越すこととする。
- ② 申請の書類は、機密保持の観点から取扱いに注意をして事務局により保管される。
- ③ 小委員会は、第21回 CLCS 会合までの会期中に会合及び技術的説明を求める要請は行わない。

フランス代表团は、上記の説明に関して承諾した。

また、小委員会は、以下の3つのワーキング・グループを作ることに合意した。

- ① 測地学と水路学に関するワーキング・グループ（アスティス氏、カルンギ氏、ルー氏及びカレラ氏により構成）
- ② 地質学と地球物理学に関するワーキング・グループ（ブレッケ氏、カルンギ氏、オドゥロ氏、パク氏及びカレラ氏により構成）

---

部分に重複があり、将来境界画定を行う必要がありうることを踏まえ、UNCLOS 第76条10項にもとづき CLCS がこの点に影響を及ぼさずに審査することの確認を行っている。

スリナムは、スリナムとフランスとの間で一部地域について大陸棚境界画定交渉を継続中であるので、CLCS の審査及び勧告に影響を及ぼさないことを確認している。

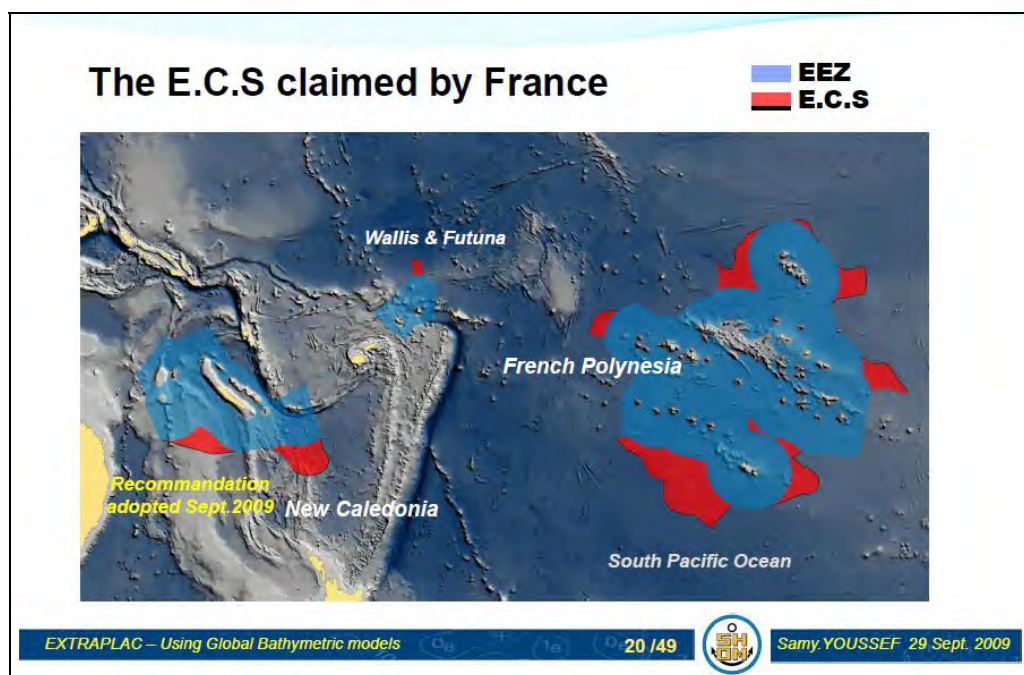
- ③ クオリティ管理に関するワーキング・グループ（ブレッケ氏、オドゥロ氏及びカラ氏により構成）<sup>70</sup>

小委員会の各委員は、2008年4月の第21回 CLCS 会合開催前の会期間中に、予備的検討を進め、第21回 CLCS 会合において小委員会会合が開かれた<sup>71</sup>。2008年8月～9月の第22回 CLCS 会合においても、引き続き小委員会は審査を行った。

2009年3月～4月に開催された第23回 CLCS 会合期間中に、小委員会はフランス代表団と会って、小委員会としては勧告案を全体委員会に提出する用意があると伝えたところ、フランス代表団側から勧告案について更なる検討を行ってほしいとの希望が出されたため、次回会合まで延期されることになった<sup>72</sup>。

2009年8月～9月に開催された第24回 CLCS 会合期間中に、小委員会はフランス代表団と会って議論した後、全体委員会に勧告案を提出した。9月2日に全体委員会はコンセンサスで勧告を採択した<sup>73</sup>。

勧告の要約版が、CLCS サイトに掲載されている。（勧告が示した延長大陸棚の範囲については下図を参照。）



フランス大陸棚延長プロジェクト（EXTRAPLAC）の Youssef 氏及び Roest 氏が 2009年9月の GEBCO の会議で行ったプレゼンテーション資料に掲載されている図

[http://www.gebco.net/about\\_us/gebco\\_science\\_day/](http://www.gebco.net/about_us/gebco_science_day/)

<sup>70</sup> 第20回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/56)、パラ 37～50。第20回 CLCS 会合におけるフランスの申請の審査については、平成19年度大陸棚事業報告書 4.3 を参照。

<sup>71</sup> 第21回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/58)、パラ 29～30。

<sup>72</sup> 第23回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/62)、パラ 20～21。

<sup>73</sup> 第24回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/64)、パラ 8～13。詳しくは、平成21年度大陸棚事業報告書 5.3 を参照。



ニューカレドニア海域の延長大陸棚は、上の図の左側、New Caledonia と示されている赤いエリア。フランス領ギアナ海域の延長大陸棚については、本事業報告書 3.1.6「フランス・アイルランド・スペイン・英国の共同申請」に記載の図を参照。

### 3.1.9 メキシコの申請

2007年12月13日、メキシコは、国連事務総長を通じ CLCS に対して申請を提出した。メキシコの申請が提出されたことは国連事務総長により、全国連加盟国に通知された。これまで、他国よりの口上書は提出されていない。

メキシコは、この申請は、メキシコ湾における2つの延長可能エリアのうち西側エリア (Western Polygon) のみに関する部分申請であるとエグゼクティブ・サマリーの中で述べている<sup>74</sup>。

メキシコの申請は、2008年3月～4月の第21回 CLCS 会合で取り上げられ、メキシコ代表のエルナンデス氏 (メキシコ外務省法律顧問) がプレゼンテーションを行い、申請内容についての説明を行った。同氏はプレゼンテーションの中で次のように述べている。

- ① 今回申請を行ったメキシコ湾の西側エリアについては2000年6月9日に署名された米国との境界画定条約にもとづくものである。
- ② 東側エリアについては、後の段階で申請を行う予定である。
- ③ メキシコが提出した申請のうち、第2部の主文書及び第3部の補助的な科学的・技術的データは機密情報であり、第2部は CLCS 委員が国連本部以外で検討するために持出すこともできるが、第3部は CLCS 手続規則附属書 II に従い厳密に機密情報として取り扱われるべきであり、指定された GIS ラボ室の外に持ち出されてはならないものである。

プレゼンテーションの後、CLCS 全体委員会は、メキシコの申請を審査する小委員会の設置を決定した。小委員会の委員長には玉木氏 (日本) が選出された<sup>75</sup>。

2008年9月の第22回 CLCS 会合期間中に、小委員会は初めての会合を開き、審査を開始した。小委員会は、メキシコの申請の形式や要件が揃っているが等を確認した後、水路学、地質学及び地球物理学の各ワーキング・グループを作り、詳細な検討を行うこととした。また、メキシコ代表団に対して質問状を送付した。小委員会の各委員は、会期間中に検討を行った<sup>76</sup>。

2009年3月の第23回 CLCS 会合期間中に、小委員会が全体委員会に勧告案を提出し、

---

<sup>74</sup> メキシコのエグゼクティブ・サマリーは、次のサイトで閲覧可能。

[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_mex.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_mex.htm)

<sup>75</sup> 第21回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/58)、パラ 31～39。第21回 CLCS 会合におけるメキシコの申請の審査については、平成20年度大陸棚事業報告書 4.1 を参照。

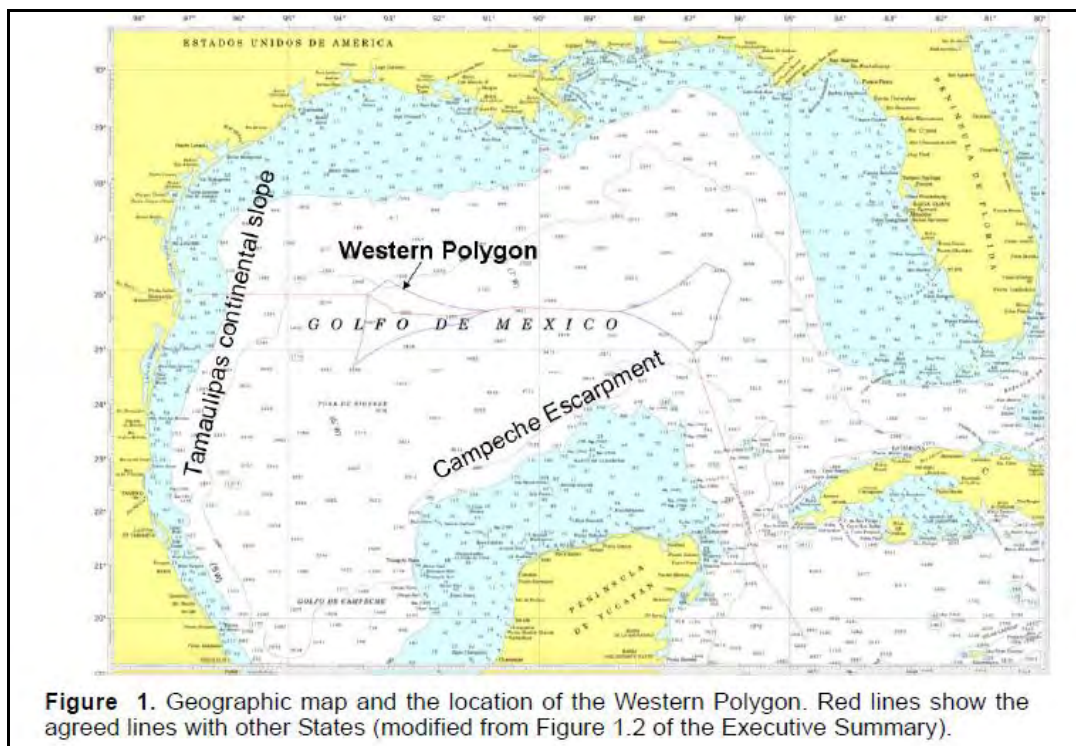
<sup>76</sup> 第22回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/60)、パラ 20～21。第22回 CLCS 会合におけるメキシコの申請の審査については、平成20年度大陸棚事業報告書 4.3 を参照。

3月31日に全体委員会は勧告を採択した<sup>77</sup>。勧告の要約版は、CLCSサイトに掲載されている。

その後、メキシコは、CLCSの勧告にもとづき大陸棚の限界を設定し、国連海洋法条約第76条9項にもとづき、2009年6月8日、海図と関連情報を国連事務総長に寄託した。この海図と関連情報は、国連海事・海洋法課サイトの寄託海図のページ<sup>78</sup>に掲載されている。

なお、2010年2月28日現在、第76条9項にもとづき延長大陸棚に関する海図寄託を行ったのは、メキシコとアイルランド<sup>79</sup>のみである。いずれの申請も部分申請であり、延長大陸棚の面積が比較的少なかったこと、また、近隣諸国との境界画定の必要性がなかったことが、迅速な海図寄託を可能にしたと思われる。

なお、当財団の本年度事業において、2011年2月9日、メキシコのガロ・カレラ氏らを招聘して、大陸棚セミナー「大陸棚延長と海洋政策—勧告に基づく限界設定の先例に学ぶ—」を開催し、メキシコの申請の過程や勧告後の国内での対応について解説していただいた。（詳細は、本事業報告書4.を参照。）



勧告の要約版に掲載されている図

Western Polygon と示されている部分に、メキシコの申請エリアが含まれている。

[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/mex07/summary\\_recommendations\\_2009.pdf](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/mex07/summary_recommendations_2009.pdf)

<sup>77</sup> 第23回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/62)、パラ 22～26。

<sup>78</sup> <http://www.un.org/Depts/los/LEGISLATIONANDTREATIES/STATEFILES/MEX.htm>

<sup>79</sup> 本事業報告書 3.1.4 を参照。

### 3.1.10 バルバドスの申請

2008年5月8日、バルバドスは、国連事務総長を通じ CLCS に対して申請を提出した。バルバドスが申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。その後、スリナム、トリニダード・トバゴ及びベネズエラがそれぞれ自国の見解を示す口上書を提出した<sup>80</sup>。

バルバドスは、エグゼクティブ・サマリーの中で<sup>81</sup>、近隣諸国に関し、申請海域のうち北部海域においてはフランス<sup>82</sup>と、南部海域においてはガイアナ及びスリナムと、それぞれ、互いに沿岸 200 海里を超える海域において延長大陸棚が重複する海域があるが、いずれの国とも、バルバドスの申請を大陸棚限界委員会が審査することについて異議を申し立てないことにつき合意している旨述べている。また、トリニダード・トバゴとの間では、国連海洋法条約にもとづいて設置された仲裁裁判所によって 2006 年 4 月に両国間の海域の境界画定が行われた旨述べている<sup>83</sup>。

バルバドスの申請は、2008 年 8 月～9 月の第 22 回 CLCS 会合において取り上げられ、バルバドス代表のレオナルド・ナース氏（バルバドス大陸棚プロジェクト管理チーム長）がプレゼンテーションを行い、申請の内容についての説明を行った。同氏はプレゼンテーションの中で次のように述べている。

- ① CLCS 委員からは助言を受けていない。
- ② バルバドスは、近隣諸国であるフランス、スリナム及びガイアナ（Guyana）と協議を行い、その結果、延長大陸棚の設定は境界画定に影響を及さないことを前提として、この 4 カ国間ではお互いの大陸棚延長申請に関し異議を申し立てないことについて合意している。
- ③ トリニダード・トバゴは口上書の中で、バルバドスの申請を CLCS が審査するこ

---

<sup>80</sup> スリナムは、2008 年 8 月 6 日付のスリナム外相発国連事務総長宛の口上書において、スリナムは、バルバドスの申請及び大陸棚限界委員会の勧告は、スリナムが将来行う大陸棚延長申請及び近隣諸国との海洋境界画定に影響を及ぼすものではない旨述べている。

トリニダード・トバゴは、2008 年 8 月 11 日付のトリニダード・トバゴ代表部発国連事務総長宛の口上書において、①バルバドスはエグゼクティブ・サマリーの中で、仲裁裁判所が行った裁定の効果について言及しているが、それはバルバドスのみの意見であり、トリニダード・トバゴの意見ではない、②トリニダード・トバゴは大陸棚延長申請を行うことを検討中であり、申請予定エリアには、バルバドスが提出した申請エリアと重複する部分があるため、バルバドスの申請を大陸棚限界委員会が審査することに反対はしないが、トリニダード・トバゴの申請を提出する権利をはじめとする国連海洋法条約にもとづく全ての権利を留保する旨述べている。

ベネズエラは、2008 年 9 月 12 日付のベネズエラの外務大臣発国連事務総長宛の口上書において、ベネズエラが国連海洋法条約加盟国でないにもかかわらず、慣習国際法にもとづき、バルバドスのエグゼクティブ・サマリーの中で「南部海域」と言われている地域の大陸棚に対してベネズエラは権利を有するのであり、大陸棚限界委員会の行動がベネズエラと大西洋近隣諸国との間の境界画定に影響を及ぼしてはならない旨述べている。

<sup>81</sup> バルバドスのエグゼクティブ・サマリー及び各国からの口上書は、以下のサイトで閲覧可能。

[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_brb.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_brb.htm)

<sup>82</sup> バルバドスの西側には、セントビンセント・グレナディーン、セント・ルシア、マルティニーク（フランス領）がある。

<sup>83</sup> バルバドス対トリニダード・トバゴ海域画定仲裁裁判所判決文は、常設仲裁裁判所（PCA）のホームページの中に掲載されている。[http://www.pca-cpa.org/showpage.asp?pag\\_id=1152](http://www.pca-cpa.org/showpage.asp?pag_id=1152)

とに関しては異議を申し立てていない。

続いて、ゴードン氏（バルバドス国営石油会社シニア・マネジャー）が申請の科学的・技術的側面についてプレゼンテーションを行った。プレゼンテーションの後、質疑応答が行われ、その中で、バルバドス代表団は、申請文書の機密性（confidentiality）については後ほど連絡すると述べた。

プレゼンテーションの後、CLCS 全体委員会は非公開会合を開き、申請の審査の進め方について話し合い、バルバドスの申請を審査する小委員会を現段階では設置しないことを投票により決定した（賛成 11 票、反対 5 票、棄権 2 票）<sup>84</sup>。

2009 年 3 月～4 月に開催された第 23 回 CLCS 会合において、小委員会が設置され、審査が開始された<sup>85</sup>。同年 8 月～9 月に開催された第 24 回会合において、小委員会はバルバドス代表団と 3 回の会合を持ち、その中で小委員会から懸案事項についてのプレゼンテーションが行われた。これを受けて、バルバドス側から延長大陸棚の定点を改訂する表が提出され、小委員会は引き続き審査を継続することを決定した。同年 11 月に開催される会合期間会合で小委員会が一般的結論を示して勧告案を準備する見通しとなった<sup>86</sup>。

2010 年 3 月～4 月に開催された第 25 回 CLCS 会合において、小委員会が勧告案を全体委員会に提出し、検討された結果、4 月 15 日に勧告がコンセンサスで採択された<sup>87</sup>。勧告の要約版は、CLCS のサイトに掲載されている<sup>88</sup>。

### 3.1.11 英国の申請（アセンション島）

2008 年 5 月 9 日、英国は、国連事務総長を通じ CLCS に対して、英国の海外領土である南大西洋上のアセンション島を基点とする大陸棚の限界延長申請を提出した。英国が申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された<sup>89</sup>。オランダ<sup>90</sup>及び日本<sup>91</sup>から、自国の見解を示す文書が提

---

<sup>84</sup> 第 22 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/60）、パラ 22～27。第 22 回 CLCS 会合におけるバルバドスの申請の審査については、平成 20 年度大陸棚事業報告書 4.3 を参照。

<sup>85</sup> 第 23 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/62）、パラ 27～30。詳しくは、平成 21 年度大陸棚事業報告書 5.1 を参照。

<sup>86</sup> 第 24 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/64）、パラ 14～15。詳しくは、平成 21 年度大陸棚事業報告書 5.3 を参照。

<sup>87</sup> 第 25 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/66）、パラ 8～11。本事業報告書 5.1.2. を参照。

<sup>88</sup> 前掲注(81)参照。

<sup>89</sup> 英国のエグゼクティブ・サマリー及び 2 ヶ国の口上書は、以下のサイトで閲覧可能。

[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_gbr.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_gbr.htm)

<sup>90</sup> オランダは、南極条約において南極地域における領土主権・領土についての請求権が凍結されていることを確認した自国がニュージーランドの申請に関して提出した口上書に言及して、この点が英国の今回の申請にも同様に適用される旨を述べている。本事業報告書 3.1.5 参照。

<sup>91</sup> 日本は、南極条約において南極地域における領土主権・領土についての請求権が凍結されていることを想起した上で、英国による申請提出の意図によって南極条約の権利義務関係が影響を受けることはない旨強調している。

出されている。

英国は、エグゼクティブ・サマリーの中で、この申請はアセンション島の大陸棚のみに関する部分申請である、また、この申請に含まれる大陸棚に関し他国との紛争は存在しないと述べている。また、英国は、このアセンション島の他に英国が行う予定の申請に関して述べた口上書を提出している。この口上書において、英国は以下の点を述べている。

- ① 2009年5月の提出期限より前に、アセンション島の他にもいくつかの部分申請を行う予定である<sup>92</sup>。
- ② 南極に関しては、南極条約及び国連海洋法条約により共有されている原則と目的を想起した上で、また、南極条約にもとづく南極の特別な法的・政治的地域を考慮した上で、南極地域の大陸棚に関し限界延長申請を行うかどうかは、各国に委ねられている。

申請する場合、(i)CLCSによって一定期間審査されないが南極地域の申請を行うか<sup>93</sup>、または(ii)南極地域の大陸棚を含まない形で部分申請を行い、後の段階で南極地域の申請を行うかであり、(ii)の場合は国連海洋法条約附属書Ⅱ第4条及び締約国会合の決定により定められている提出期限があるにもかかわらず、申請することができると思う。

- ③ 以上から、英国が今後行う部分申請には、南極地域の大陸棚に関する申請は含まれないが、後の段階で申請を行うことができる<sup>94</sup>。

2008年8月～9月に開催された第22回大陸棚限界委員会の会期中に、英国の代表がプレゼンテーションを行い、申請の内容についての説明を行った。英国のウィルソン代表(英国外務省法律顧問)は、次のように述べている。

- ① CLCS委員からは助言を受けていない。
- ② アセンション島は、経済活動を営みながら人間が活動し生存してきた長い継続的な歴史に鑑みて、国連海洋法条約第121条にもとづく島としての要件を満たしている。
- ③ 英国が申請に用いられたデータの一部はCLCS手続規則附属書Ⅱにもとづき機密情報として取り扱われるべきである。

プレゼンテーションの後、CLCS全体委員会は非公開会合を開き、申請の審査の進め方について話し合い、バルバドスの申請と同様、英国の本申請を審査する小委員会を現段階では設置しないことを決定した<sup>95</sup>。

---

<sup>92</sup> 2009年5月までに、英国は、ハットン・ロココール海域、フォークランド海域について申請を提出した。平成21年度大陸棚事業報告書3.3.6及び3.3.8参照。

<sup>93</sup> この方式で南極地域に関する申請をCLCSに提出したのが、オーストラリアである。(平成21年度大陸棚事業報告書3.1.3「オーストラリアの申請」参照。)

<sup>94</sup> ニュージーランドとフランスも同じ理由で、南極地域に関する申請の権利を留保している。(本事業報告書3.1.5「ニュージーランドの申請」及び3.2.5「フランスの申請」参照。)

<sup>95</sup> 第22回CLCS委員長ステートメント(CLCS/60)、パラ28～34。第22回CLCS会合における英国の申請の審査については、平成20年度大陸棚事業報告書4.3.3を参照。

2009年3月～4月に開催された第23回 CLCS 会合において、小委員会が設置され、審査が開始された<sup>96</sup>。同年8月～9月に開催された第24回会合において、小委員会は英国代表団と3回会合を持ち、その中で小委員会から申請のいくつかの点及びそれに関する一般原則の問題についてプレゼンテーションが行われた。これを受けて、英国側から、早ければ同年11月1日に回答を行う旨通知があった。同年11月7日～11日に会期間会合が開催され、引き続き審査が継続されることとなった<sup>97</sup>。

2010年3月～4月に開催された第25回 CLCS 会合において、小委員会が勧告案を全体委員会に提出し、英国代表団と全体委員会との会合が開かれ、英国が第76条に関するプレゼンテーションを行った後、全体委員会で検討された結果、4月15日に勧告がコンセンサスで採択された<sup>98</sup>。勧告の要約版は、CLCS のサイトに掲載されている<sup>99</sup>。なお、英国代表団メンバーであったリンゼイ・パーソン氏は、2010年10月に開催された海洋法諮問会議（ABLOS）において、アセンション島を起点とする申請についての CLCS による審査について、英国と CLCS との間に第76条の解釈をめぐって重大な相違があった旨述べている<sup>100</sup>。

## 3.2 審査中の申請

### 3.2.1 インドネシアの申請

2008年6月16日、インドネシアは、国連事務総長を通じ、CLCS に対して、大陸棚の限界延長申請を提出した。インドネシアが申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。インドが、第23回 CLCS 会合の会期中に自国の見解を表明する文書を事務総長に提出した<sup>101</sup>。

インドネシアは、エグゼクティブ・サマリーの中で<sup>102</sup>、この申請はスマトラ島北西部の大陸棚のみについてのものである（部分申請）、また、この部分申請に含まれる大陸棚に関し他国との紛争は存在しないと述べている。

2009年3月～4月の第23回 CLCS 会合において、インドネシア代表団はプレゼンテーションを行い、他のエリア（スンバ南部及びパプア北部）については後で提出する予定であると述べた。

プレゼンテーションの後、CLCS は、非公開会合を開き、申請数の増加に鑑み迅速かつ

---

<sup>96</sup> 第23回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/62）、パラ 33～38。平成21年度大陸棚事業報告書 5.1 を参照。

<sup>97</sup> 第24回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/64）、パラ 16。平成21年度大陸棚事業報告書 5.3 を参照。

<sup>98</sup> 第25回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/66）、パラ 12～19。本事業報告書 5.1 を参照。

<sup>99</sup> 前掲注(89)参照。

<sup>100</sup> 本事業報告書 5.3. を参照。

<sup>101</sup> インドの見解は、インドとインドネシアの大陸棚の主張には重複の可能性があるが、二国間で解決されるべき問題であり、インドネシアによる申請は二国間の境界画定問題に影響を及ぼすべきではない、というものである。

<sup>102</sup> インドネシアのエグゼクティブ・サマリー及びインドの口上書は以下のサイトで閲覧可能。

[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_idn.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_idn.htm)

効率的な審査を行うため、手続規則に規定されている一般原則（3つの小委員会のみが同時に申請を検討する<sup>103</sup>）の例外として、インドネシア小委員会を設置すると決定し、小委員会メンバーを選出した。小委員会は第23回 CLCS 会合期間中に検討を開始した<sup>104</sup>。

2009年8月～9月の第24回 CLCS 会合において、小委員会はインドネシア代表团と3回の会合をもち、検討を行った<sup>105</sup>。

2010年3月～4月に開催された第25回 CLCS 会合において、引き続き審査が継続され、インドネシアから新たに提出された資料を小委員会が検討した<sup>106</sup>。同年8月～9月に開催された第26回会合において、小委員会は全体委員会に勧告案を提出し、全体委員会による検討の結果、採択は次回会合に持ち越されることになった<sup>107</sup>。

### 3.2.2 日本の申請

2008年11月12日、日本は、CLCS に対して、大陸棚の限界延長申請を提出した。日本が申請を提出したことは、国連事務総長によって全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。米国、中国、韓国及びパラオが自国の見解を表明する口上書を国連事務総長に提出している<sup>108</sup>。

日本は、エグゼクティブ・サマリーの中で、以下の点を述べている。

- ① この申請は本州の南方及び南東の7つの海域（九州－パラオ海嶺南部海域、南硫

---

<sup>103</sup> CLCS 手続規則（CLCS/40/Rev.1）、規則 51、4bis

<sup>104</sup> 第23回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/62）、パラ 39～47。平成21年度大陸棚事業報告書 5.1 を参照。

<sup>105</sup> 第24回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/64）、パラ 17。平成21年度大陸棚事業報告書 5.3 を参照。

<sup>106</sup> 第25回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/66）、パラ 20。本事業報告書 5.1 を参照。

<sup>107</sup> 第26回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/68）、パラ 8～11。本事業報告書 5.2 を参照。

<sup>108</sup> 日本のエグゼクティブ・サマリー並びに米国、中国、韓国及びパラオが提出した口上書は、以下のサイトで閲覧可能。

[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_jpn.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_jpn.htm)

米国の見解は、①日本が提出したエリア（母島及び南鳥島を基点として延長される部分並びに南硫黄島を基点として延長される部分）と、パハロス島（米国領）を基点として延長される部分とが、潜在的に重複する可能性があることに留意する、②米国は、CLCS の勧告が米国の大陸棚延長または日米間の境界画定に影響を及ぼさない限りにおいて、CLCS が日本の申請を審査し、勧告を行うことに異議を申立てない、というものである。

中国の見解は、沖ノ鳥島は利用可能な科学的データにもとづく UNCLCS 第121条3に言うところの岩であるので、日本の申請に沖ノ鳥という岩が含まれているのは UNCLCS と合致しておらず、沖ノ鳥という岩を基点とした EEZ 及び大陸棚は設定しえないし、まして大陸棚延長を行う権利はない、したがって沖ノ鳥という岩を基点とした延長大陸棚部分について勧告することは CLCS の任務の範囲内ではなく、CLCS は当該部分についていかなる行動もとらないよう要求する、というものである。

韓国の見解は、沖ノ鳥島は UNCLCS 第121条3項に規定されている岩であり、大陸棚延長を行うことができない、沖ノ鳥島の大陸棚限界設定に伴う法的地位は科学的または技術的事項ではなく、第121条の解釈及び適用という事項であり、これは CLCS の権限の範囲外であるので、CLCS が日本の申請に関して行動をとる際、沖ノ鳥島に関する部分を除外するよう要請する、というものである。

パラオの見解は、パラオ九州海嶺においてパラオと日本の大陸棚が重複する可能性に留意するが、UNCLCS 附属書 II 及び CLCS 手続規則に鑑み、パラオは、CLCS が日本の申請を審査し勧告を行うことに異議を申立てない、というものである。

黄島海域、南鳥島海域、茂木海山海域、小笠原海台海域、沖大東海嶺南方海域、四国海盆海域)に関するものである。

- ② この申請に含まれる大陸棚に関し他国との紛争は存在しないが、母島及び南鳥島を基点とする海域並びに南硫黄島を基点とする海域には、米国が大陸棚延長をする場合、潜在的な重複が存在するので、両国の協議の対象である。日本の CLCS への申請と、これに対する CLCS の審査及び勧告は、日米間の 200 海里を超える大陸棚の境界画定の問題に影響を与えるものではない。米国政府は、この境界画定に影響を与えることなく、CLCS が日本の申請を審査し勧告を行うことについて異議を提起しないということを、日本政府に対して示している。
- ③ また、沖ノ鳥島を基点とする海域には、パラオが大陸棚延長をする場合、潜在的な重複が存在するので、両国の協議の対象である。日本の CLCS への申請と、これに対する CLCS の審査及び勧告は、日本とパラオとの間の 200 海里を超える大陸棚の境界画定の問題に影響を与えるものではない。パラオ政府は、この境界画定に影響を与えることなく、CLCS が日本の申請を審査し勧告を行うことについて異議を提起しないということを、日本政府に対して示している。

日本が申請した 7 つの海域の全体図については、本項の最後に掲載している。

2009 年 3 月～4 月の第 23 回 CLCS 会合において、日本代表団は申請内容についてのプレゼンテーションを行った。その後、CLCS は非公開会合を開き、小委員会によって日本の申請を検討することを決定したが、この時点で審査を行っている 4 つの小委員会のいずれかが勧告案を全体委員会に提出するまで、小委員会を設置しないことを決定した。また、中国及び韓国の口上書については、CLCS は条約第 121 条の法的解釈に関する問題について何らの役割も有していないことを認識し、小委員会を設置することになった時点で、その時点までの何らかの進展があればそれを考慮に入れた上でこの問題について再度検討することを決定した<sup>109</sup>。

2009 年 8 月～9 月の第 24 回 CLCS 会合において、フランスの仏領ギニア及びニューカレドニアに関する申請についての勧告が採択されたことを受けて、日本の申請を検討する小委員会が設置された。中国及び韓国の口上書について、CLCS は、ワーキング・グループを設置して検討した結果、CLCS による申請の検討は条約第 76 条及び附属書 II のみに関するものであり、条約の他の部分には影響を及ぼさないことを確認し、小委員会に対し、日本の申請全体について検討するよう小委員会に指示することを決定した。同時に、中国及び韓国の口上書に言及されている海域に関して小委員会が準備する勧告案については、CLCS 全体委員会が決定を行うまで、いかなる行動もとらないことを決定した。

---

<sup>109</sup> 第 23 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/62)、パラ 48～59。平成 21 年度大陸棚事業報告書 5.1 を参照。



小委員会は、9月8日に、日本代表団と最初の会合をもち、日本代表団によって申請に関する説明を行うプレゼンテーションが行われた<sup>110</sup>。

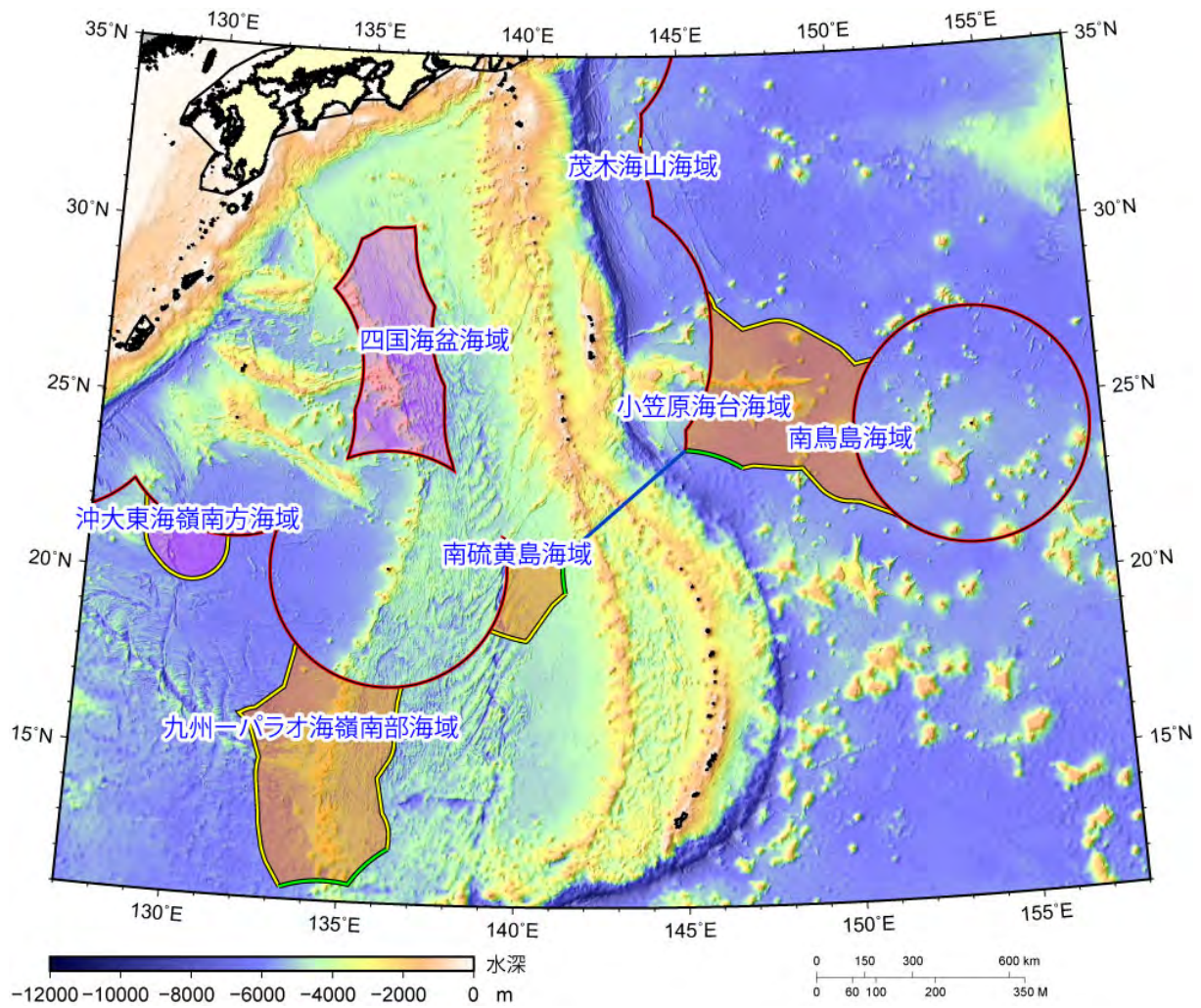
2010年3月～4月に開催された第25回 CLCS 会合及び同年8月～9月に開催された第26回 CLCS 会合においても、小委員会において審査が継続された<sup>111</sup>。

\* 日本が申請を提出するまでの大陸棚調査・準備体制については、平成20年度大陸棚事業報告書「2.2.13 日本の申請」の項を参照のこと。また、平成21年度大陸棚事業報告書4.「講演会「国連海洋法条約にもとづく大陸棚延長 - 日本の申請の紹介 -」の開催」も参照のこと。

---

<sup>110</sup> 第24回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/64)、パラ 18～28。平成21年度大陸棚事業報告書 5.3 を参照。

<sup>111</sup> 第25回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/66)、パラ 21～22。本事業報告書 5.1 を参照。また、第26回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/68)、パラ 12。本事業報告書 5.2 を参照。



- |   |  |
|---|--|
|  日本の200海里線     |  日本の200海里を超える大陸棚の範囲<br>(相対国の大陸棚と重複の可能性なし) |
|  他国の200海里線     |  |
|  日本と他国との等距離中間線 |  |
|  大陸棚の限界        |  日本の200海里を超える大陸棚の範囲<br>(相対国の大陸棚と重複の可能性あり) |

オレンジ色で示す海域については、相対国の延長された大陸棚と重なる可能性があり、我が国と当該国の双方が必要に応じ、協議の上、延長された大陸棚の境界画定を行う必要があります。

出典：総合海洋政策本部ホームページに掲載の「大陸棚の限界」の図

[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/CS/jpn\\_es.html](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/CS/jpn_es.html)

### 3.2.3 モーリシャス及びセーシェルの共同申請

2008年12月1日、モーリシャス及びセーシェルは、国連事務総長を通じ CLCS に対して共同申請を提出した。この2カ国が共同申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。他国からの見解を示す文書は、現在のところ、提出されていない。

2カ国は、エグゼクティブ・サマリーの中で、次のように述べている<sup>112</sup>。

- ① この申請は、2カ国による共同申請であると同時に、マスカレン海台 (Mascarene Plateau) 海域に関する部分申請であり、この他の海域についてはモーリシャス、セーシェルがそれぞれ個別に、後の段階において申請を提出する予定である。
- ② この申請の準備に際して、CLCS の現委員であるロゼット委員(セーシェル出身)、ブレッケ委員 (ノルウェー出身)、ガロ・カレラ委員 (メキシコ出身) より、また、過去に CLCS 委員であったチャン・チム・ユク氏 (モーリシャス出身) 及びヒンツ氏 (ドイツ出身) より支援を受けた。

2カ国代表団は、2009年3月～4月の第23回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。その中で、2カ国とも、それぞれ別の海域において、更なる申請を提出する予定であると述べた。この時点で、4つの小委員会が審査を行っていたので、モーリシャス及びセーシェルの共同申請を審査する小委員会は設置されなかった<sup>113</sup>。

2009年8月～9月の第24回 CLCS 会合では、4つの小委員会のうち2つが勧告案を全体委員会に提出するまでは、モーリシャス及びセーシェルの共同申請を審査する小委員会を設置しないことが決定された<sup>114</sup>。

2010年3月～4月に開催された第25回 CLCS 会合において、る小委員会が設置され、審査が開始され、同年8月～9月に開催された第26回 CLCS 会合においても審査は継続されている<sup>115</sup>。

### 3.2.4 スリナムの申請

2008年12月5日、スリナムは、国連事務総長を通じ CLCS に対して申請を提出した。スリナムが申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。フランス、トリニダード・トバゴ及びバルバドスが自国の見解を示す口上書を提出している<sup>116</sup>。

---

<sup>112</sup> モーリシャス・セーシェル共同申請のエグゼクティブ・サマリーは以下のサイトで閲覧可能。

[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_musc.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_musc.htm)

<sup>113</sup> 第23回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/62)、パラ 60～66。平成21年度大陸棚事業報告書 5.1 を参照。

<sup>114</sup> 第24回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/64)、パラ 29～30。平成21年度大陸棚事業報告書 5.3 を参照。

<sup>115</sup> 第25回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/66)、パラ 23。本事業報告書 5.1 を参照。

第26回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/68)、パラ 13。本事業報告書 5.2 を参照。

<sup>116</sup> スリナムのエグゼクティブ・サマリー及び3カ国からの口上書は以下のサイトで閲覧可能。

[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_sur.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_sur.htm)

スリナムは、エグゼクティブ・サマリーの中で、近隣諸国の立場に関して、以下のよう  
に述べている<sup>117</sup>。

- ① スリナムの東側に隣接するフランス（フランス領ギアナ）と協議した結果、フランスはスリナムの申請に対して異議を申立てないことにつき合意している。
- ② 西側に隣接するガイアナとスリナムとの間の 200 海里までの排他的経済水域間の境界画定は行われており、200 海里を超える部分については行われていないが、ガイアナと協議を行った結果、今回の申請について異議を申立てないことにつきガイアナより合意を得られた。
- ③ 西側に位置するバルバドス、トリニダード・トバゴ及びベネズエラとも協議を行い、いずれの国よりも、異議を申立てないことにつき合意を得られた。
- ④ したがって、スリナムの申請に関して紛争は存在しない。

申請海域については、スリナム・ガイアナ海盆及びデメララ海台における大陸縁辺部に沿って大陸斜面脚部を設定し、そこから延長大陸棚を設定したと述べている。また、現在の CLCS 委員からは助言を受けておらず、第 1 期 CLCS 委員を務めたヒンツ氏（ドイツ出身）より助言を得たと記してある。

2009 年 8 月～9 月の第 24 回 CLCS 会合において、スリナム代表団はプレゼンテーションを行った。CLCS は、手続規則第 51 条 4 項 *ter.*にもとづき<sup>118</sup>、将来の会合において設置される小委員会においてスリナムの申請が審査されることを決定した。2010 年 3 月～4 月に開催された第 25 回 CLCS 会合において、スリナムの申請を審査する小委員会が設置され、同年 8 月～9 月に開催された第 26 回 CLCS 会合において小委員会は審査を開始した<sup>119</sup>。

### 3.2.5 フランスの申請（フランス領アンティル及びケルゲレン諸島）

2009 年 2 月 5 日、フランスは、国連事務総長を通じ CLCS に対して申請を提出した。フランスが申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された<sup>120</sup>。オランダ<sup>121</sup>及び日本<sup>122</sup>が自国の見解を示す

---

<sup>117</sup> フランス及びトリニダード・トバゴは口上書で、CLCS の勧告がスリナムと自国との間の境界画定に影響を及ぼさない限り、CLCS がスリナムの申請を審査し勧告を行うことに異議を申立てない旨述べている。バルバドスは、自国が申請した海域と、スリナムが申請した海域との間に潜在的な重複があるので、CLCS の行動は境界画定に影響を及ぼさない旨述べている。

<sup>118</sup> 手続規則第 51 条 4 項 *ter.*は、申請は受領された順に行列に並び、申請を審査中の 3 つの小委員会のうちの 1 つが勧告案を全体委員会に提出した後で、行列の先頭に並んでいる国の小委員会が審査を開始する旨規定している。

<sup>119</sup> 第 25 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/66）、パラ 24。本事業報告書 5.1 を参照。  
第 26 回 CLCS 委員長ステートメント（CLCS/68）、パラ 14～15。本事業報告書 5.2 を参照。

<sup>120</sup> フランスのエグゼクティブ・サマリー及び 2 カ国からの口上書は次のサイトで閲覧可能。  
[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_fra1.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_fra1.htm)

<sup>121</sup> オランダは、南極条約において南極地域における領土主権・領土についての請求権が凍結されていることを確認した自国がニュージーランドの申請に関して提出した口上書に言及して、この点がフラ

文書を提出している。フランス単独での申請は、2007年のニューカレドニア及びフランス領ギアナに関する申請に続き、これで2件目となる。

フランスはエグゼクティブ・サマリーの中で、次のように述べている。

- ① この申請は部分申請であり、フランスの他の大陸棚に関しては後の段階で提出する予定である。
- ② アンティルの申請部分はカリブ海の沈み込み帯 (subduction zone) の縁辺部に位置しており、この部分に関しては、バルバドスの大陸棚と重複する可能性があるが、バルバドスとの合意があるので、今回のフランスの申請を CLCS が審査することは妨げられない。
- ③ ケルゲレン<sup>123</sup>に関しては、いずれの国との紛争の主題ともなっていない。

また、フランスは、申請文書と共に提出した口上書において以下の点を述べている。

- ① 南極条約により与えられた南極の特別な法的及び政治的地位を考慮し、フランスは、南極に隣接するエリアの大陸棚の限界が設定されていないことに留意する。これまで関係国は、CLCS が審査しないが南極地域の情報を提出するか<sup>124</sup>、または、南極地域を除く部分申請を行い、南極地域については UNCLOS 附属書 II 第4条及び締約国会合の決定にもかかわらず後の段階で申請できる<sup>125</sup>、とのいずれかの立場をとっている。
- ② フランスは今回、CLCS の規則に従い、南極に隣接するエリアの大陸棚を含まない部分申請を提出する。当該エリアについては、後の段階で提出されうる。

このフランス領アンティル及びケルゲレン諸島に関するフランスの申請は、2009年8月～9月に開催予定の第24回 CLCS 会合の議題に含まれる予定であったが、フランスはプレゼンテーションを行わないことにしたため、議題に含まれなかった。2010年3月～4月に開催された第25回 CLCS 会合において、フランスはプレゼンテーションを行った。同年8月～9月に開催された第26回 CLCS 会合において小委員会が設置され、今後の作業計画について協議された<sup>126</sup>。

---

ンスの今回の申請にも同様に適用される旨を述べている。本事業報告書 3.1.5 参照。

<sup>122</sup> 日本は、南極条約において南極地域における領土主権・領土についての請求権が凍結されていることを想起した上で、フランスによる申請提出の意図によって南極条約の権利義務関係が影響を受けることはない旨強調している。

<sup>123</sup> ケルゲレン諸島はインド洋南縁部に位置する同名の主島と 300 あまりの火山性小岩島群からなる。地理的には南極大陸に連なる海台の上にある。八木宏樹「インターネットでみる仏領ケルゲレン諸島 (iles Kerguelen) (インド洋・南極域) の概要」[http://wwwsoc.nii.ac.jp/sfjo/program\\_10\\_2004.pdf](http://wwwsoc.nii.ac.jp/sfjo/program_10_2004.pdf)

<sup>124</sup> この立場をとって、南極エリアに関する情報を含めて申請を提出したのがオーストラリアである。本事業報告書 3.1.3 「オーストラリアの申請」参照。

<sup>125</sup> この立場をとっているのが、ニュージーランド及び英国である。本事業報告書 3.1.5 「ニュージーランドの申請」及び 3.1.11 「英国の申請 (アセンション島)」参照。

<sup>126</sup> 第25回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/66)、パラ 25。本事業報告書 5.1 を参照。第26回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/68)、パラ 52。本事業報告書 5.2 を参照。

### 3.3 審査待ちの申請

#### 3.3.1 ミャンマーの申請

2008年12月16日、ミャンマーは、国連事務総長を通じ CLCS に対して申請を提出した。ミャンマーが申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。スリランカ、ケニア、インド及びバングラデシュが自国の見解を示す口上書を国連事務総長に提出している。

ミャンマーは、エグゼクティブ・サマリーの中で次のように述べている<sup>127</sup>。

- ① この申請は、ベンガル湾におけるラカイン (Rakhine) 大陸縁辺部を基にして 200 海里を超える大陸棚の延長に関するものである。
- ② この申請の準備に際して、現 CLCS 委員であるラジャン氏 (インド出身) から助言をもらい、また、インド国立南極海洋研究センター及びインド国立地球物理学研究所から助言をもらい、コンサルタントとしてタクール氏 (前 CLCS 委員) から支援してもらった。
- ③ 隣国との関係に関し、インドとは 1986 年にベンガル湾及びアンダマン海に関する海洋境界画定条約を締結しており、バングラデシュとは第 76 条 10 にもとづき、海洋境界画定に関する交渉を行っており、今回のミャンマーの延長申請は将来の境界画定に影響を及ぼすものではない。

スリランカ、インド、ケニア及びバングラデシュは、口上書の中で、ミャンマーの申請が第三次国連海洋法会議最終議定書附属書 II に組み込まれている大陸縁辺部の外縁を設定するのに用いられる特定の方法に関する了解声明 (Statement of Understanding)<sup>128</sup>にもとづいていることに関し、それぞれ以下の点を述べている。

#### スリランカの主張

- ① この了解声明で言及されている「国家 (State)」とは、スリランカである。
- ② したがって、スリランカは、ミャンマーの申請提出と、CLCS による審査が、この了解声明にもとづくスリランカの将来の申請提出に影響を及ぼすものではないと理解した上で、ミャンマーの申請提出に同意を与える。また、ミャンマーが主張する海域について、スリランカの利益を害する勧告を行わないよう CLCS に要求する。CLCS の審査は、ミャンマーが主張する海域における近隣諸国間の大陸棚境界画定に影響を及ぼしてはならない。

<sup>127</sup> ミャンマーのエグゼクティブ・サマリー及び 4 カ国からの口上書は次のサイトで閲覧可能。

[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_mmr.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_mmr.htm)

<sup>128</sup> この了解声明は、第三次国連海洋法会議において、スリランカから提出された修正提案にもとづき、採択されたものであり、ベンガル湾の南部の諸国 (スリランカやインド) のように、大陸縁辺部の広範囲にわたって厚い堆積岩があるようなところについては、国連海洋法条約第 76 条に規定される大陸縁辺部の外縁の設定方法とは異なる方法をとることを認めている。本事業報告書 2.2 を参照。

## インドの主張

- ① ミャンマーは、この了解声明を援用するための根拠を示していない。ミャンマーによる了解声明の解釈及び適用について、インドはいかなる判断も行わないが、この了解声明はインド及びスリランカにのみ適用されると考える。
- ② インドとミャンマーとの二国間協定（1986年署名）において、ベンガル湾の特定地点を越える海洋境界の延長は後の段階でなされると規定されているが、まだ実現されていない。したがって、ミャンマーの申請は、二国間の境界画定の問題に影響を与えるものではないことを確認する。

## ケニアの主張<sup>129</sup>

- ① 沿岸国がこの了解声明を援用して申請を行う際の根拠は、その沿岸国が、特別な事情が存在し、条約第76条4項(a)(i)及び(ii)を適用すると不平等が生じることを証明できる能力にある、とケニアは考えている。
- ② ケニアは、この了解声明の中の方法を適用したいと考える沿岸国が、特別な事情の存在と、その方法を適用しなければ不平等が生じることを正当に証明できれば適用可能であると考えており、沿岸国の地理的位置によって決まるものではない、と考える。

## バングラデシュの主張

- ① ミャンマーがエグゼクティブ・サマリーにおいて言及しているバングラデシュとの境界画定交渉は未解決のままなのであるから、CLCS 手続規則に照らして「紛争 (a dispute)」と見なされる。
- ② ミャンマーが用いている直線基線について、バングラデシュは、すでにミャンマー政府に対して口上書を送って、異議を唱えており、この点においても、CLCS 手続規則に照らして「紛争」と見なされる。また、バングラデシュは、CLCS には領海の基線となる直線基線について 判断を下す権限はないと考える。
- ③ ミャンマーが用いた科学的データ及び了解声明の適用について、バングラデシュは後の段階でコメントを提出する権利を留保する。
- ④ 以上の状況にかんがみ、バングラデシュは 2011年7月までに大陸棚延長申請を提出し<sup>130</sup>、その時点で CLCS がミャンマーとバングラデシュの申請の両方を審査

<sup>129</sup> ケニアは、このような考えにもとづき、2009年5月6日に、CLCS に申請を提出した。ケニアは、申請のエグゼクティブ・サマリーの中で、この了解声明にある大陸縁辺部の外縁を設定する特定の方法を用いている、と述べている。平成21年度大陸棚事業報告書 3.3 参照。

<sup>130</sup> バングラデシュは、2001年7月に国連海洋法条約の批准書を寄託したので、それから10年以内に申請を行えばよいことになっている。

できるよう、あらゆる努力を払う。

2009年8月～9月の第24回CLCS会合において、ミャンマー代表団はプレゼンテーションを行った。その中でミャンマー代表は、以下の点を述べた<sup>131</sup>。

- ① ミャンマーの申請はCLCS手続規則附属書Iに規定されている紛争を含んでいない。バングラデシュは口上書で「紛争」について言及しているが、紛争の存在についてはバングラデシュが挙証責任を負う。一方的主張だけでは不十分である。バングラデシュとの境界画定交渉は継続中であり、条約第76条10項にもとづき、ミャンマーの申請は境界画定の問題に影響を及ぼさずに行われたのである。
- ② 了解声明は、条件を満たす全ての国に適用されると考える。ミャンマーは条件を満たしている。
- ③ インドとの二国間協定は200海里以内のみについて定めており、ミャンマーは200海里以遠についてインドと交渉を行う用意がある。

ミャンマーのプレゼンテーションの後、CLCSは非公開会合を開き、ミャンマーの申請の検討の方式について検討した。その結果、4カ国から提出された口上書、とりわけバングラデシュが手続規則附属書Iのパラグラフ5(a)を援用していることに留意し、また、ミャンマーがプレゼンテーションで述べた見解にも留意した上で、CLCSは、審査待ちの行列に並んでいるミャンマーの申請が行列の先頭に来る時まで、申請及び4カ国からの口上書の検討を延期することを決定した。この決定は、行列待ちの間に、申請国及び口上書を出した4カ国が利用できるような何らかの事態の進展があり、手続規則附属書Iに定められている実用的な取決め<sup>132</sup>が成立すれば、それらをCLCSが考慮できるようにするためになされた<sup>133</sup>。

第26回CLCS会合において、インドネシアの申請を審査する小委員会が勧告案を全体委員会に提出したことを受け、新たな小委員会の設置が検討されたが、ミャンマーの申請をめぐる状況に進展がみられないことから、ミャンマーの申請を審査する小委員会の設置は見送られることになり、代わりにミャンマーの次に行列に並んでいたフランスの申請(仏領アンティル及びケルゲレン諸島に関する申請)を審査する小委員会が設置された<sup>134</sup>。

### 3.3.2 イエメンの申請

<sup>131</sup> 第24回CLCS委員長ステートメント(CLCS/64)、パラ35～39。平成21年度大陸棚事業報告書5.3を参照。

<sup>132</sup> 手続規則附属書Iに定められている実用的な取決めとは、境界画定に関するエリアを除いて行われる共同申請及び部分申請(パラグラフ4)、境界画定の問題のあるエリアについて紛争当事国からCLCSが審査することについて事前の同意が得られている場合(パラグラフ5)を指している。

<sup>133</sup> 第24回CLCS委員長ステートメント(CLCS/64)、パラ40。平成21年度大陸棚事業報告書4.3を参照。

<sup>134</sup> 第26回CLCS委員長ステートメント(CLCS/68)、パラ53。本事業報告書5.2を参照。



2009年3月20日、イエメンは、国連事務総長を通じ、CLCSに対して申請を提出した。イエメンが申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。ソマリアが自国の見解を示す文書を提出している<sup>135</sup>。

イエメンは、エグゼクティブ・サマリーの中で、

- ① この申請は、ソコトラ島（Socotra Island）南東部海域の大陸棚の外縁についての申請である。
- ② この申請において、他国との紛争は存在しない。

旨を述べている。

ソマリアは、提出した口上書において、以下のように述べている。

- ① ソマリアとイエメンとの間の大陸棚境界画定はなされていないので、両国がそれぞれ沿岸200海里を超えて主張する延長大陸棚の間に潜在的な重複が存在するため、CLCS 手続規則によれば「海洋紛争（maritime dispute）」が存在する、よって、CLCS は両国間の境界画定に影響を与えてはならない。
- ② ソマリアは、予備的情報を提出しており、大陸棚延長申請を検討している海域について更なる検討とデータが必要である。
- ③ ソマリアは、イエメンと交渉を行う用意があり、交渉の結果、CLCS が両国間の大陸棚境界画定に影響を及さない形で両国の申請を審査できるようになるまでの間は、二国間の境界画定に影響を及ぼすいかなる行動もとらないよう要請する。

イエメンの申請は、2009年8～9月に開催予定の第24回CLCS会合の議題に含まれる予定であったが、イエメンはプレゼンテーションをしないことにしたため、同会合では議題に含まれなかった。2010年8～9月に開催された第26回CLCS会合において、イエメンはプレゼンテーションを行った。CLCSは、イエメンの申請が行列の先頭にくるまで申請及び口上書についての検討を延期することを決定した<sup>136</sup>。

### 3.3.3 英国の申請（ハットン・ロッコール）

2009年3月31日、英国は、国連事務総長を通じ、CLCSに対して、英国のハットン・ロッコール（Hatton Rockall）海域の大陸棚の限界延長申請を提出した。英国が申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。デンマーク及びアイスランドが自国の見解を示す文書を提出している<sup>137</sup>。

英国は、エグゼクティブ・サマリーの中で、以下の点を述べている。

<sup>135</sup> イエメンのエグゼクティブ・サマリー及びソマリアからの口上書は次のサイトで閲覧可能。

[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_yem.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_yem.htm)

<sup>136</sup> 第26回CLCS委員長ステートメント（CLCS/68）、パラ16～19。本事業報告書5.2を参照。

<sup>137</sup> 英国のエグゼクティブ・サマリー及び2ヵ国からの口上書は次のサイトで閲覧可能。

[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_gbr1.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_gbr1.htm)

- ① 申請は、英国北西部のハットン・ロッコール海域の大陸棚の限界に係わる部分申請である。
- ② アイルランドとの大陸棚の境界画定は、1988年に合意に至っている。
- ③ ハットン・ロッコール海域において、デンマーク及びアイスランドは、英国と重複する主張を行っており、この問題を解決するため、長年に渡って協議が行われている。英国は、合意に至るまで継続して協議に参加する予定であるが、申請の締切に間に合うように、本申請を今、提出する。
- ④ アイルランドの外務省及び通信・エネルギー・天然資源省の公表されていない地球物理データを利用させてもらったことについて、両省に感謝する。

デンマークは、提出した文書において以下の点を述べている。

- ① 英国のエグゼクティブ・サマリーによると、英国はフェロー海台 (Faroe Plateau) について権利を有すると考えているが、デンマークは、自国の申請提出期限である 2014 年 12 月 16 日までに<sup>138</sup>、フェロー海台についての部分申請を提出する予定である。デンマークは、英国とアイルランドとの大陸棚境界画定についての 1988 年の合意が、フェロー海台についてのデンマークの権利に影響を及ぼさないことを確認する。
- ② デンマークは、英国の申請に対する審査及び勧告が、同じ海域についてのデンマークの将来の申請に影響を与える、と考える。したがって、同じ海域についてデンマークが将来提出する申請と同時にのみ審査されるべきである。デンマークが更なる通告をしない限り、デンマークは、英国の今回の申請に同意を与えないことを宣言する。
- ③ デンマークは、ハットン・ロッコール海域に関するアイスランド、アイルランド、英国及びデンマークの 4 カ国協議に引き続き参加していくことを確認する。

アイスランドは、提出した文書において以下の点を述べている。

- ① ハットン・ロッコール海域は、アイスランドの大陸棚の一部であるが、デンマーク、アイルランド及び英国が重複した主張を行っており、紛争の下にある。
- ② アイスランドは、CLCS による英国の申請の審査は、この海域のアイスランドの大陸棚に対する権利に影響を及ぼす、と考える。したがってアイスランドは、CLCS による英国の申請の審査に同意を与えない。
- ③ アイスランドは、2009 年 4 月に部分申請を提出しているが、ハットン・ロッコール海域を含めていない。これは、ハットン・ロッコール海域に関して重複した

---

<sup>138</sup> デンマークが国連海洋法条約を批准したのは 2004 年 11 月 16 日で、その 1 ヶ月後の同年 12 月 16 日に効力が生じているため、それから 10 年後の 2014 年 12 月 16 日がデンマークの申請提出期限となる。

主張を行っている関係国間の境界画定の問題に予断を与えないためであるが、アイスランドは、後の段階で、この海域に関して別個の申請を提出する予定である。

2009年8月～9月に開催された第24回CLCS会合において、英国代表は、申請の内容についてのプレゼンテーションを行った。プレゼンテーションの後、CLCSは非公開会合を開き、英国の申請の検討の方式について検討した。その結果、2カ国から提出された口上書に留意し、CLCSは、審査待ちの行列に並んでいる英国の申請が行列の先頭に来る時まで、申請及び2カ国からの口上書の検討を延期することを決定した。この決定は、行列待ちの間に、申請国及び口上書を出した2カ国が利用できるような何らかの事態の進展があり、手続規則附属書Iに定められている実用的な取決めが成立すれば、それらをCLCSが考慮できるようにするためになされた<sup>139</sup>。

### 3.3.4 アイルランドの申請（ハットン・ロッコール）

2009年3月31日、英国がCLCSに対して、ハットン・ロッコール海域の大陸棚の限界延長申請を提出したのと同じ日に、アイルランドは、国連事務総長を通じ、CLCSに対して、自国のハットン・ロッコール（Hatton Rockall）海域の大陸棚の限界延長申請を提出した。アイルランドが申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。デンマーク及びアイスランドが自国の見解を示す文書を提出している<sup>140</sup>。

アイルランドは、エグゼクティブ・サマリーの中で、以下の点を述べている。

- ① この申請は、アイルランドが提出する3番目の、かつ最後の申請であり、ハットン・ロッコール海域の大陸棚の外側の限界のみに関する申請である。

1番目の申請は、2005年5月にポーキュパイン深海平原海域の大陸棚に関してアイルランドが単独で提出した申請である。2007年4月にCLCSが勧告を行い、アイルランド政府は、この勧告を受諾した。2009年に勧告にもとづき、この海域の大陸棚の外側の限界が政令によって設定された<sup>141</sup>。

2番目の申請は、アイルランド、フランス、スペイン及び英国の合意により、2006年5月にケルト海とビスケー湾の大陸棚の外側の限界に関して行った共同申請である<sup>142</sup>。

---

<sup>139</sup> 第24回CLCS委員長ステートメント（CLCS/64）、パラ46。委員会の決定は、ミャンマーの申請（本事業報告書3.3.1）に対する決定と同じ内容である。英国のプレゼンテーションの内容については、平成21年度大陸棚事業報告書5.3を参照。

<sup>140</sup> アイルランドのエグゼクティブ・サマリー及び2カ国からの口上書は次のサイトで閲覧可能。  
[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_irl1.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_irl1.htm)

<sup>141</sup> 本事業報告書3.1.4「アイルランドの申請」を参照。

<sup>142</sup> 本事業報告書3.1.6「フランス・アイルランド・スペイン・英国の共同申請」を参照。

- ② アイルランドは、英国と 1988 年にこの海域の大陸棚における境界画定に合意しているが、アイスランド及びデンマークが広範囲にわたり重複する主張をしているため、受け入れられていない。2001 年より 4 カ国は定期的に会合をもち、重複する主張によって生じる問題の解決に努力しているが、現在までに合意に至っていない。関係諸国との間でこれらの問題について合意は無いが、申請の提出期限を満たすため、本申請を提出する。

デンマークは、提出した文書において以下の点を述べている。

- ① アイルランドのエグゼクティブ・サマリーによると、英国はフェロー海台 (Faroe Plateau) について権利を有すると考えているが、デンマークは、自国の申請提出期限である 2014 年 12 月 16 日<sup>143</sup>までに、フェロー海台についての部分申請を提出する予定である。デンマークは、英国とアイルランドとの大陸棚境界画定についての 1988 年の合意が、フェロー海台についてのデンマークの権利に影響を及ぼさないことを確認する。
- ② デンマークは、アイルランドの申請に対する審査及び勧告が、同じ海域についてのデンマークの将来の申請に影響を与える、と考える。したがって、同じ海域についてデンマークが将来提出する申請と同時にのみ審査されるべきである。デンマークが更なる通告をしない限り、デンマークは、アイルランドの今回の申請に同意を与えないことを宣言する。
- ③ デンマークは、ハットン・ロッコール海域に関するアイスランド、アイルランド、英国及びデンマークの 4 カ国協議に引き続き参加していくことを確認する。

アイスランドは、提出した文書において以下の点を述べています。

- ① ハットン・ロッコール海域は、アイスランドの大陸棚の一部であるが、デンマーク、アイルランド及び英国が重複した主張を行っており、紛争の下にある。
- ② アイスランドは、CLCS によるアイルランドの申請の審査は、この海域のアイスランドの大陸棚に対する権利に影響を及ぼす、と考える。したがってアイスランドは、CLCS によるアイルランドの申請の審査に同意を与えない。
- ③ アイスランドは、2009 年 4 月に部分申請を提出しているが、ハットン・ロッコール海域を含めていない。これは、ハットン・ロッコール海域に関して重複した主張を行っている関係国間の境界画定の問題に予断を与えないためであるが、アイスランドは、後の段階で、この海域に関して別個の申請を提出する予定である。

2009 年 8 月～9 月に開催された第 24 回 CLCS 会合において、アイルランド代表は、申

---

<sup>143</sup> 前掲注 (140) 参照。

請の内容についてのプレゼンテーションを行った。プレゼンテーションの後、CLCS は非公開会合を開き、アイルランドの申請の検討の方式について検討した。その結果、2 ヶ国から提出された口上書に留意し、CLCS は、審査待ちの行列に並んでいるアイルランドの申請が行列の先頭に来る時まで、申請及び2 ヶ国からの口上書の検討を延期することを決定した。この決定は、行列待ちの間に、申請国及び口上書を出した2 ヶ国が利用できるような何らかの事態の進展があり、手続規則附属書 I に定められている実用的な取決めが成立すれば、それらを CLCS が考慮できるようにするためになされた<sup>144</sup>。

---

<sup>144</sup> 第 24 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/64)、パラ 56。委員会の決定は、ミャンマーの申請 (本事業報告書 3.3.1) 及び英国の申請 (本事業報告書 3.3.3) に対する決定と同じ内容である。アイルランドのプレゼンテーションの内容については、平成 21 年度大陸棚事業報告書 5.3 を参照。

### 3.3.5 そのほかの申請（21 件目から 55 件目まで）

21 件目のウルグアイの申請から、55 件目のバングラデシュの申請までの一覧表を以下に示す。この表のオリジナルは、国連海事・海洋法課（DOALOS）のサイト（[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/commission\\_submissions.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/commission_submissions.htm)）に掲載されており、各国の申請のページ（英語）へのリンクが設定されている。

2009 年 8 月～9 月に開催された第 24 回 CLCS 会合では、以下の 31 カ国のうち、14 カ国がプレゼンテーションを行ったが、いずれの申請についても小委員会は設置されておらず、審査待ちの状況にある。

2009 年 8 月～9 月に開催された第 24 回 CLCS 会合では、以下の 31 カ国のうち、14 件の申請についてプレゼンテーション行われた。また、2010 年 3 月～4 月に開催された第 25 回 CLCS 会合において 10 件の申請について、同年 8 月～9 月に開催された第 26 回 CLCS 会合では 4 件の申請について、それぞれプレゼンテーションが行われた。下記のいずれの申請についても小委員会は設置されておらず、審査待ちの状況にある。

申請国		申請日	申請内容とプレゼンテーションの実施状況
21	ウルグアイ	2009 年 4 月 7 日	ウルグアイ本土から大西洋へ延長する大陸棚についての申請。 ウルグアイは、第 24 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
22	フィリピン (部分申請)	2009 年 4 月 8 日	フィリピンの東側沿岸のベンナムライズ (Benham Rise) のみについての部分申請。 フィリピンは、第 24 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
23	クック諸島	2009 年 4 月 16 日	マニヒキ海台 (Manihiki Plateau) 海域についての部分申請。 クック諸島は、第 24 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
24	フィジー (部分申請)	2009 年 4 月 20 日	南フィジー海盆北部のラウ海嶺 (Lau Ridge-northern South Fiji Basin) についての部分申請。 フィジーは、第 24 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
25	アルゼンチン	2009 年 4 月 21 日	アルゼンチンから延長する大陸棚についての申請。 英国との間に、マルビナス諸島 (Islas Malbinas、英語名フォークランド諸島[Falkland Islands])、サウスジョージア諸島 (South Georgia Islands) 及びサウスサンドウィッチ諸島 (South Sandwich Islands) から延長する大陸棚を含んだ海域における

			領土問題がある。 アルゼンチンは、第 24 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
26	ガーナ	2009 年 4 月 28 日	ガーナ本土からギニア湾の東側及び西側に延長する大陸棚についての申請。 ガーナは、第 24 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
27	アイスランド (部分申請)	2009 年 4 月 29 日	アイギル海盆 (Ægir Basin) 及びレイクジェーンズ海嶺 (Reykjanes Ridge) の西南海域についての部分申請。
28	デンマーク (部分申請)	2009 年 4 月 29 日	フェロー諸島 (Faroe Islands) 北部海域についての部分申請。 デンマークは、第 24 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
29	パキスタン	2009 年 4 月 30 日	パキスタン本土からアラビア海に延長する大陸棚についての申請。
30	ノルウェー (部分申請)	2009 年 5 月 4 日	ブーベ島 (Bouvetøya Island) 及びドロニング・モード・ランド (Dronning Maud Land) 海域についての部分申請。 ノルウェーは、ドロニング・モード・ランド海域については、南極条約の規定により、CLCS に対し審査を行わないよう要請している。 米国、ロシア、インド、オランダ及び日本がそれぞれ、自国の見解を示す文書を国連事務総長宛に提出している。 ノルウェーは、第 25 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
31	南アフリカ (部分申請)	2009 年 5 月 5 日	南アフリカ本土から延長する大陸棚についての部分申請。南アフリカは、第 26 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
32	ミクロネシア パプアニューギニア ソロモン諸島 (共同申請)	2009 年 5 月 5 日	オントンジャワ海台 (Ontong Java Plateau) 海域についての共同申請。3 カ国は共同で、第 25 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
33	マレーシア ベトナム (共同申請)	2009 年 5 月 6 日	南シナ海南部海域についての共同申請。 中国は、この共同申請が、南シナ海における中国の主権、主権的権利及び管轄権を侵害しているとして、CLCS に申請の審査を行わないよう要請する文書を国連事務総長に提出した。 ベトナムは、中国の主張は法的及び歴史的根拠がなく無効であるとの文書を、国連事務総長に提出して

			いる。 マレーシア及びベトナムは、第 24 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
34	フランス 南アフリカ (共同申請)	2009 年 5 月 6 日	プリンスエドワード諸島 (Prince Edward Islands) 及びクロゼー諸島 (Crozet Archipelago) についての共同申請。南アフリカ領プリンスエドワード諸島と、フランス領クロゼー諸島は、インド洋に隣接している。  2 カ国は共同で、第 26 回 CLCS 会合においてプレゼンテーションを行った。
35	ケニア	2009 年 5 月 6 日	ケニア本土からインド洋に延長する大陸棚についての申請。 ケニアは、第 24 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
36	モーリシャス (部分申請)	2009 年 5 月 6 日	ロドリゲス島 (Rodrigues Island) 海域についての部分申請。 モーリシャスは、第 24 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
37	ベトナム	2009 年 5 月 7 日	南シナ海に延長する大陸棚についての申請。 中国は、ベトナムの申請が、南シナ海における中国の主権、主権的権利及び管轄権を侵害しているとして、CLCS に申請の審査を行わないよう要請する文書を国連事務総長に提出した。 ベトナムは、中国の主張は法的及び歴史的根拠がなく無効であるとの文書を、国連事務総長に提出している。 ベトナムは、第 24 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
38	ナイジェリア	2009 年 5 月 7 日	ナイジェリア本土からギニア湾西側に延長する大陸棚についての申請。 ナイジェリアは、第 24 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
39	セーシェル (部分申請)	2009 年 5 月 7 日	北部海台海域におけるバード島 (Bird Island) 及びアフリカ堆 (African Banks) から延長する大陸棚についての部分申請。 セーシェルは、第 24 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
40	フランス (部分申請)	2009 年 5 月 8 日	インド洋のレユニオン島 (La Réunion)、サンポール島 (Saint-Paul Island) 及びアムステルダム島 (Amsterdam Island) において延長する大陸棚についての部分申請。

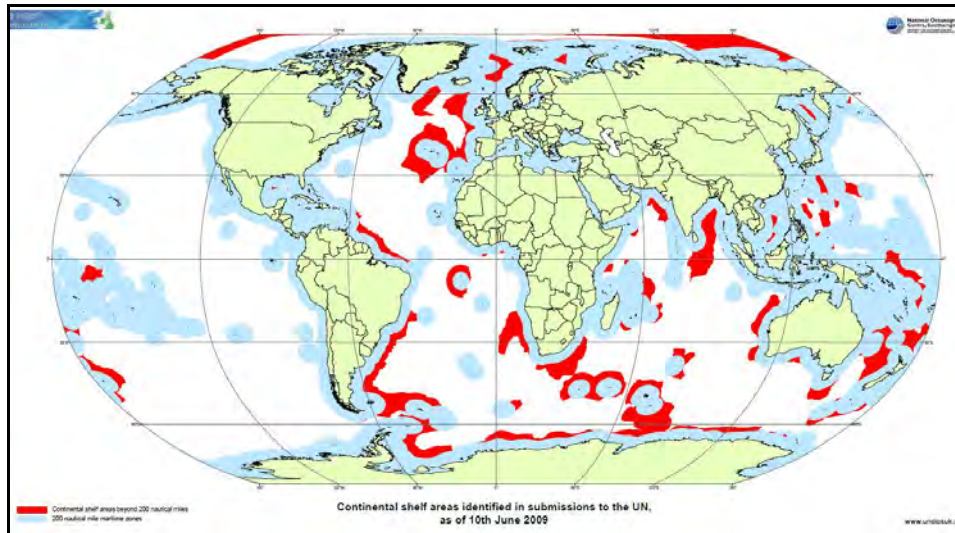


41	パラオ	2009年 5月8日	パラオの南東、西部及び北部海域において延長する大陸棚についての申請。パラオは、第26回CLCS会合においてプレゼンテーションを行った。
42	コートジボワール	2009年 5月8日	コートジボワール本土からギニア湾の東側に延長する大陸棚についての申請。 コートジボワールは、第24回CLCS会合において、プレゼンテーションを行った。
43	スリランカ (部分申請)	2009年 5月8日	ベンガル湾の南西及び東側に延長する大陸棚についての部分申請。モルディブ及びインドがそれぞれ、自国の見解を示す口上書を国連事務総長宛に提出した。
44	ポルトガル	2009年 5月11日	大西洋の東側、西側及びガルシア海域の延長する大陸棚についての申請。モロッコ及びスペインがそれぞれ、自国の見解を示す口上書を国連事務総長宛に提出した。ポルトガルは、第25回大陸棚限界委員会の会合において、プレゼンテーションを行った。
45	英国 (部分申請)	2009年 5月11日	英国の海外領土であるフォークランド諸島(Falkland Islands)、サウスジョージア諸島(South Georgia Islands)及びサウスサンドウィッチ諸島(South Sandwich Islands)から延長する大陸棚についての部分申請。アルゼンチンが自国の見解を示す文書を国連事務総長宛に提出している。 英国は、第25回CLCS会合において、プレゼンテーションを行った。
46	トンガ (部分申請)	2009年 5月11日	ケルマディック海嶺(Kermadec Ridge)から延長する大陸棚についての部分申請。トンガは、第25回CLCS会合において、プレゼンテーションを行った。
47	スペイン (部分申請)	2009年 5月11日	スペインからガルシア海域に延長する大陸棚についての部分申請。モロッコ及びポルトガルがそれぞれ、自国の見解を示す文書を国連事務総長宛に提出している。スペインは、第25回CLCS会合において、プレゼンテーションを行った。
48	インド	2009年 5月11日	インドからベンガル湾及びアラビア海に延長する大陸棚についての申請。ミャンマー、バングラデシュ及びオマーンがそれぞれ、自国の見解を示す文書を国連事務総長宛に提出している。第26回CLCSにおいて、プレゼンテーションを行った。
49	トリニダード・トバゴ	2009年 5月12日	トリニダード・トバゴからカリブ海に延長する大陸棚についての申請。スリナムが自国の見解を示す文書を国連事務総長宛に提出している。トリニダード・トバゴは、第25回CLCS会合において、プレゼンテーションを行った。

50	ナミビア	2009年 5月12日	ナミビアから大西洋に延長する大陸棚についての申請。ナミビアは、第25回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
51	キューバ	2009年 6月1日	メキシコ湾の東側エリアに延長する大陸棚についての申請。米国及びメキシコがそれぞれ、自国の見解を示す文書を国連事務総長宛に提出している。キューバは、第25回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
52	モザンビーク	2010年 7月7日	モザンビークからインド洋に延長する大陸棚についての申請。
53	モルディブ	2010年 7月26日	モルディブから東側と西側にそれぞれ延長する大陸棚についての申請。 イギリスとモーリシャスがそれぞれ、自国の見解を示す文書を国連事務総長宛に提出している。
54	デンマーク (部分申請)	2010年 12月2日	フェロー諸島を起点として南側に延長する大陸棚についての申請。
55	バングラデシュ	2011年 2月25日	バングラデシュからベンガル湾に延長する大陸棚についての申請。

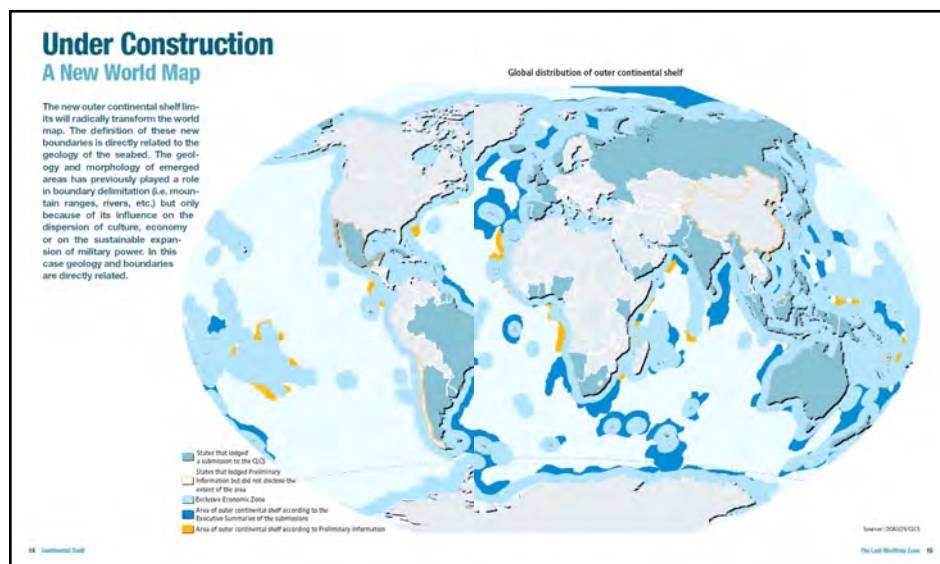
(参考)

英国サウザンプトン大学海洋学センターの UNCLOS グループは、2009年5月の申請締切りの後、各国が申請したエリアを世界地図にコンパイルしたものをサイトに公開している。下図の赤色部分が申請エリアを示す。



[http://www.unclosuk.org/UN\\_Subm.html](http://www.unclosuk.org/UN_Subm.html)

また、UNEP-グリッド・アーレンダール（国際機関）も、各国の申請についての解説パンフレットをサイト上で公開している。下図はパンフレットの14-15頁目に掲載されている各国の申請エリア及び予備的申請で示されたエリアを色分けした世界地図である。



<http://www.grida.no/publications/shelf-last-zone/>

いずれも、世界各国の大陸棚延長の状況を把握するのに有用である。

### 3.4 予備的情報を申請した国（申請期限の延長措置）

2008年6月の第18回国連海洋法条約締約国会合で、申請提出期限の問題が審議され、多くの議論の後、以下の決定がなされた。

- ① 2009年5月12日までに200海里を超える大陸棚の外側の限界に関する予備的情報（preliminary information）を国連事務総長に提出すれば締切りを満たしたものとする。
- ② この予備的情報について CLCS は審査をせず、その後提出される申請内容に影響を及ぼすものではない。

本決定は、締約国会合文書（SPLOS/183）に記載されている。（申請の提出期限をめぐり経緯については、本事業報告書2.2「大陸棚延長の手続」を参照。）

これまでに、国連事務総長に45件の予備的情報が提出されている（2011年3月15日現在）。一つの沿岸国が複数の予備的情報を提出していたり、複数の国が共同で提出したりしているが、国別にまとめると次頁以降の表のようになる。CLCS のサイト（[http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/commission\\_preliminary.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/commission_preliminary.htm)）には、国名のアルファベット順に予備的情報が掲載されている。

予備的情報を提出した国

沿岸国		予備的情報 提出日		備 考
1	ベナン	2009年	4月2日	ギニア湾沖合への延長について、トーゴと共同提出
			5月12日	ギニア湾沖合への延長について単独で提出
2	ソマリア	2009年	4月14日	中央ソマリア海脚（Central Somali Spur）に沿ってインド洋へ延長する大陸棚について提出
3	オマーン	2009年	4月15日	オーウェン海盆（Owen Basin）に沿ってアラビア海へ延長する大陸棚について提出
4	ソロモン諸島	2009年	4月21日	南太平洋エリアのシャーロット堆（Charlotte Bank）エリアについて、フィジーと共同で提出
			4月21日	南太平洋エリアの北フィジー海盆（North Fiji Basin）エリアについて、フィジー及びバヌアツと共同で提出
			5月5日	ソロモン諸島、パプアニューギニア、オーストラリアのEEZに囲まれた南太平洋エリアにおいて、レンネル島（Rennell Island）からの延長について単独で提出
5	フィジー	2009年	4月21日	シャーロット堆（Charlotte Bank）、北フィジー海盆（North Fiji Basin）及び南東地域の3つのエリアについて単独で提出
			4月21日	ソロモン諸島との共同提出（ソロモン諸島の欄を参照）
			4月21日	ソロモン諸島及びバヌアツとの共同提出（ソロモン諸島の欄を参照）
6	バヌアツ	2009年	4月21日	ソロモン諸島及びフィジーとの共同提出（ソロモン諸島の欄を参照）
			8月10日	マシュウ島及びハンター島を基点として延長申請を行う意思を表明
7	ガンビア	2009年	5月4日	大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出
8	パプアニューギニア	2009年	5月5日	南太平洋エリアのオーリピック海膨（Eauripik Rise）及びムサウ海嶺（Mussau Ridge）の2つのエリアについて提出
9	ミクロネシア	2009年	5月5日	南太平洋エリアのオーリピック海膨（Eauripik Rise）及びムサウ海嶺（Mussau Ridge）の2つのエリアについて提出
10	メキシコ	2009年	5月6日	メキシコ湾の東側エリアについて申請する意思を表明

11	モーリシャス	2009年	5月6日	インド洋のチャゴス諸島（Chagos Archipelago）沖合エリアについて提出。同諸島について英国と係争中である旨述べられている。
12	タンザニア	2009年	5月7日	隣国ケニア及び相対国セーシェルの境界線と、タンザニアのインド洋沖合の200海里線及び350海里線によって囲まれるエリアを潜在的な延長大陸棚として提出。ケニア、セーシェルとの合意文書も添付されている。
13	カーボヴェルデ	2009年	5月7日	大西洋の西アフリカ沖合にあるケーン海山（Kane Seamount）及びネヴァ海峡（Neva Seachannel）の2つのエリアについて提出
14	フランス	2009年	5月8日	南西太平洋の仏領ポリネシア及びウォリス・フツナ諸島についての情報提出
			5月8日	カナダのニューファンドランド島沖合のサンピエール島及びミクロン島についての情報提出。カナダが口上書を提出している。
15	トーゴ	2009年	4月2日	ベナンとの共同提出（上記のベナンの欄を参照）
			5月8日	ギニア湾沖合への延長について単独で提出
16	チリ	2009年	5月8日	チリ本土（タイタオ半島）を基点とするエリア、太平洋の島々を基点とする複数のエリアについて延長大陸棚の情報を提出。南極エリアについては後の段階でチリの立場を知らせる旨述べている。ペルーが口上書を提出している。
17	セーシェル	2009年	5月8日	インド洋のアルダブラ群島エリアに関する情報を提出
18	ギニアビサウ	2009年	5月8日	大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出
19	中国	2009年	5月11日	中国本土から沖縄トラフへの延長についての情報を提出。日本が口上書を提出している。
20	スペイン	2009年	5月11日	大西洋のカナリア諸島を基点とした延長大陸棚についての情報を提出。モロッコが口上書を提出している。
21	コスタリカ	2009年	5月11日	太平洋のココス島からの延長大陸棚に関する情報を提出。ニカラグアが口上書を提出している。
22	韓国	2009年	5月11日	日韓共同開発エリア（東シナ海）に関して情報を提出。日本が口上書を提出している。
23	ギニア	2009年	5月11日	大西洋側への延長大陸棚に関する情報を提出。
24	カメルーン	2009年	5月11日	ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出。隣国の赤道ギニアが口上書を提出している。

25	モザンビーク	2009年	5月11日	モザンビーク海峡からインド洋にかけての延長大陸棚に関する情報を提出
26	コンゴ民主共和国	2009年	5月11日	大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出。アンゴラが口上書を提出している
27	ニュージーランド (トケラウ)	2009年	5月11日	トケラウ諸島の東西を横切るロビー海嶺 (Robbie Ridge) に沿って延長する大陸棚について情報を提出
28	モーリタニア	2009年	5月11日	大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出。モロッコが口上書を提出している。
29	セネガル	2009年	5月12日	大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出
30	シエラレオネ	2009年	5月12日	大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出
31	ガボン	2009年	5月12日	大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出
32	ブルネイ	2009年	5月12日	北西ボルネオ棚(Northwest Borneo Shelf)に沿って、南シナ海に至る延長大陸棚に関する情報を提出
33	コンゴ	2009年	5月12日	大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出
34	アンゴラ	2009年	5月12日	大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出
35	キューバ	2009年	5月12日	キューバは、6月1日に本申請(メキシコ湾東側エリアに関する申請)を提出した。メキシコと米国が口上書を提出している。
36	ガイアナ	2009年	5月12日	大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出
37	バハマ	2009年	5月12日	ブレイク海台 (Blake Plateau) に沿って大西洋側に延長する大陸棚に関する情報を提出
38	サントメ・プリンシペ	2009年	5月13日	ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出
39	赤道ギニア	2009年	5月14日	ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出
40	コモロ	2009年	6月2日	延長申請を行う意思を表明
41	ニカラグア	2010年	4月7日	カリブ海沖合への延長大陸棚に関する情報を提出

## 4. セミナー「大陸棚延長と海洋政策—勧告に基づく限界設定の先例に学ぶ—」の開催

### 4.1 開催目的

沿岸国は、勧告に基づき自国の大陸棚の限界を設定し、その限界が表示された海図を国連事務総長に寄託することによって、大陸棚限界設定に必要な手続を完了することになるが、現在までにこの手続を完了した沿岸国は、メキシコとアイルランドのみである。

これまでは、大陸棚限界委員会に申請を提出するにはどのような準備が必要かといった点や、大陸棚限界委員会における審査プロセスはいかなるものかという点に焦点が当てられてきたが、今後、多くの沿岸国の申請に対する勧告が順次出されていくことから、委員会の勧告を受領した後の一連のプロセスについて理解を深めると同時に、各国がどのような海洋政策に基づき大陸棚延長を行ったのかについて知ることが重要と考え、当財団では標記セミナーを開催した。

### 4.2 セミナーの概要

#### (1) 開催日時

平成 23 年 2 月 9 日（水） 13 時 30 分～17 時

#### (2) 開催場所

東京都港区赤坂 1 - 2 - 2 日本財団ビル 2 階 大会議室

#### (3) 主催

海洋政策研究財団

#### (4) 助成

日本財団

#### (5) 参加者

約 140 名

#### (6) プログラム

- |             |                                |  |
|-------------|--------------------------------|--|
| 13:30-13:40 | 開会の辞                           | 秋山 昌廣 海洋政策研究財団会長   |
| 13:40-13:45 | 座長挨拶・講演者紹介                     | 座長：林 司宣 早稲田大学名誉教授  |
| 13:45-14:25 | 200 海里を超える大陸棚制度に基づく沿岸国の権利      | 講演者 兼原 敦子 上智大学教授   |
| 14:25-14:40 | 休憩                             |  |
| 14:40-14:45 | 座長による講演者紹介                     |  |
| 14:45-15:25 | メキシコの大陸棚限界設定の経験—メキシコ湾西エリアを中心に— | 講演者 ガロ・カレラ氏<br>メキシコ外務省科学アドバイザー<br>大陸棚延長に関するコンサルタント<br>大陸棚限界委員会委員 |



- 15:25-16:05 ポーキュバイン深海平原における大陸棚の外側の限界までの  
アイルランドの管轄権の拡張—現在までの進展、論点及び経験—  
講演者 ピーター・クロッカー氏  
アイルランド通信・エネルギー・天然資源省石油部門石油探  
査専門官、大陸棚限界委員会委員
- 16:05-16:20 休憩
- 16:20-17:00 質疑応答・議論
- 17:00 閉会
- 17:15-19:00 レセプション

#### 4.3 講演の概要（講演資料は附録7に掲載）

##### (1) 「200海里を超える大陸棚制度に基づく沿岸国の権利」

兼原 敦子 上智大学教授

国連海洋法条約の下で委員会の勧告はいかなる法的地位を有するのか、大陸棚限界設定を行う際の沿岸国の権利の性質はいかなるものかといった点を踏まえ、委員会の発出した勧告について沿岸国が異なる見解を有する場合や、勧告に基づき行われる大陸棚限界設定が他国との境界画定紛争に関係する場合、沿岸国はどのような行為をとりうるのかという問題についての指摘が行われた。

##### (2) 「メキシコの大陸棚限界設定の経験—メキシコ湾西エリアを中心に—」

ガロ・カレラ氏（メキシコ外務省科学アドバイザー、大陸棚延長に関するコンサルタント、大陸棚限界委員会委員）

講演の概要は次のとおりである。

- ①メキシコ湾西エリアについては、米国との境界画定を行った上で、申請準備のための各種のデータ収集を行い、部分申請として大陸棚延長申請を委員会に提出した。
- ②委員会が審査に要した時間は実質的に1年であり、申請提出から勧告発出までにかかった時間としては、これまでのところ最速である。
- ③2009年3月に勧告が発出された後、必要な国内措置を迅速にとり勧告に基づく大陸棚限界設定を行った上で、同年5月に国連事務総長に限界が表示された海図等を提出した。
- ④200海里以内の大陸棚に適用されるすべての国内法が、200海里を超える大陸棚にも、準用して適用される。
- ⑤今後、メキシコ湾西エリアにおける200海里を超える大陸棚の開発に際しては、持続可能な開発が優先的に考慮される。また、投資及び技術面での進展が、今後の開発にとって引き続き課題である。

### (3)「ポーキュパイン深海平原における大陸棚の外側の限界までのアイルランドの管轄権の拡張—現在までの進展、論点及び経験—」

ピーター・クロッカー氏（アイルランド通信・エネルギー・天然資源省石油部門石油探査専門官、大陸棚限界委員会委員）

講演の概要は次のとおりである。

- ①アイルランドは、近隣諸国との境界画定紛争のない、ポーキュパイン深海平原エリアについて、2005年5月に部分申請を提出した。これがアイルランドの行った最初の大陸棚限界申請であり、その後、アイルランドは、4カ国（フランス、アイルランド、スペイン及び英国）共同申請及びハットン・ロコール海域についての部分申請をそれぞれ提出している。
- ②2007年4月に大陸棚限界委員会より勧告が発出され、これを受けて、必要な国内措置を迅速にとり勧告に基づく大陸棚限界設定を行った上で、2009年3月に国連事務総長に限界が表示された海図等を提出した。勧告に基づく限界設定としては、メキシコに次いで、2番目の事例であった。
- ③200海里を超える大陸棚における探査・開発活動を規制するにあたっては、国連海洋法条約第82条の利益配分制度に基づく支払と海洋環境保護について検討しなければならない。

#### 4.4 成果

これまでわが国での大陸棚延長に関する議論は、大陸棚限界委員会への申請の提出や委員会での審査に関するものがほとんどであり、委員会からの勧告を受け取った後に沿岸国は何をする必要があるのか、という視点に立った研究はまだなされていない。その意味において、本セミナーでは、国連海洋法条約の下で大陸棚延長を行う際の沿岸国の権利といった法的観点からの講演はじめ、実際に勧告を受けた2カ国（メキシコとアイルランド）が何を行ったのかという点について、一般聴衆にわかりやすく解説された初めての機会とすることができ、その意義は大きい。講演の後には、聴衆から質問が活発に出され、大陸棚延長に対する一般の方々の関心の高さがうかがわれた。

本セミナーの講演概要については、当財団ホームページにも掲載し、わが国の国民に大陸棚延長に関する理解を深めてもらう機会を提供することができた。



開会挨拶



セミナー会場の様子



林司宣氏



兼原敦子氏



ガロ・カレラ氏



ピーター・クロッカー氏

## 5. 海外調査の概要

### 5.1 第 25 回大陸棚限界委員会に関する情報収集

#### 5.1.1. 目的

本出張は、2010年3月15日から4月23日まで6週間にわたって開催された大陸棚限界委員会（CLCS）第25回会合において、我が国が2008年11月12日に提出した大陸棚限界延長申請の本格的な審査の開始に対応するため、最新情報を収集すると共に、関係者との意見交換を行い、今後の大陸棚に係る諸問題の調査研究に資することを目的とした。

今次会合では、バルバドスの申請、アセンション島に係る英国の申請に対する勧告案が全体委員会で検討され、勧告が採択された。これを受け、新たにモーリシャス及びセーシェル共同申請並びにスリナムの申請を審査する小委員会が設置され、審査が開始された。スマトラ島北西部海域に係るインドネシアの申請の審査は小委員会で継続され、我が国の申請の審査が本格的に開始された。

また、今次会合では、前回会合でプレゼンテーション実施を延期した3件の申請及び昨年5月11日以降に提出された7件の申請のプレゼンテーションが行われ、委員会はそれぞれの申請に対する取り扱いを決定した。今次会合までに勧告が発出された11件及び小委員会で審査が継続中の4件を除き、36件の申請が行列を作るようになった。

#### 5.1.2 調査期間等

##### (1) 会議名

第25回大陸棚限界委員会(The twenty fifth session of the Commission on the Limits of the Continental Shelf)

##### (2) 開催日および開催場所

2009年3月15日(月)～4月23日(金)

米国ニューヨーク市 国際連合本部

##### (3) 行程

3月30日(火) 成田 11:00 発 NH010 ニューヨーク 10:45 着

3月30日(火)

↓

第25回 CLCS に関する情報収集

4月23日(金)

24日(土) 第25回 CLCS に関する情報収集についての打合せ

25日(日) ニューヨーク 12:30 発 NH009

26日(月) 成田 15:25 着

#### 5.1.3 概要

## (1) バルバドスの申請について

2008年5月8日に提出されたバルバドスの申請の審査は、第24回継続会合において2009年11月2日から6日まで小委員会が開催され、申請及び会期間中にバルバドスより提出された追加資料の検討が継続された。小委員会は、バルバドス代表団と11月3, 4, 5日に3回会合をもった。

今次第25回会合において、小委員会はさらに申請を審査するため、2010年3月29日から4月1日に会合を開いた。小委員会はこの間、3月30日及び4月1日にバルバドス代表団と2回会合をもった。最後の会合において、小委員会は申請についての見解及び一般的結論をバルバドス代表団に伝達した。小委員会は、4月6日にコンセンサスで勧告案を採択した。

小委員会は、4月8日に全体委員会に勧告案を提出し、全体委員会においてバルバドス小委員会のラジャン委員長がクロッカー副委員長、オデュロ副委員長及びロゼット委員と共にプレゼンテーションにより勧告案の説明を行った。バルバドスの要請により、4月8日に代表団と委員会の間で会合が開かれ、バルバドスのプレゼンテーションは、ナース環境特命全権大使（代表団団長）により行われた。バルバドス代表団には、この他多くのアドバイザーが加わっていた。プレゼンテーションにおいてナース団長は、斜面脚部及び定点の1点を除き、小委員会の見解及び一般的結論に合意していると述べた。

委員会は非公開で会合を継続し、小委員会により提出された勧告文について協議した。小委員会によって作成された勧告案及び4月8日に行われたプレゼンテーションを通して検討し、委員会は4月15日に修正を加えた勧告をコンセンサスで採択した。

## (2) 英国のアセンション島に係る申請について

2008年5月9日に提出されたアセンション島に係る英国の部分申請について、小委員会は、第24回継続会合において2009年12月7日から11日まで審査された後、今次第25回会合においても、2010年3月15日から19日まで審査が継続された。第24回継続会合において、小委員会は会期間中に英国より提出された追加資料を検討し、英国代表団と3回会合をもち、英国代表団に対し質問への回答について説明を行った。英国代表団は、さらに資料を提出する機会を求め、小委員会は、会期間中に英国代表団がその資料を提出することに同意した。また、今次会合において小委員会は資料を検討し、それらを考慮して最終的な見解と勧告の要約を英国代表団に提示することに合意した。

会期間中に資料を受領し、小委員会は今次会合においてそれを検討した。今次会合において、小委員会は英国代表団と2回会合をもち、最終的な見解及び勧告の要約を提示し、次に、英国代表団が小委員会の審査へのコメントを行った。その後、小委員会は3月31日に勧告案を採択した。

小委員会は、4月1日に全体委員会に勧告案を提出した。4月8日に英国小委員会のアヲシカ委員長は、全体委員会においてブレッケ副委員長及び玉木委員と共にプレゼンテーションにより勧告案の説明を行った。英国の要請により、4月12日に英国代表団と委員会の間で会合が開かれた。英国は、申請に係る事項についてプレゼンテーションを行い、さらにこの機会を利用して、「第76条—解釈の原則」という題で一般的なプレゼンテーションを行った。英国のプレゼンテーションは、シェパード英国外務省法律顧問補佐官（代表団団長）及びパーソン英国サザンプトン国立海洋学センター 海洋法プロジェクトリーダーにより行われた。英国代表団には、この他、多くのアドバイザーが加わっていた。

プレゼンテーションにおいてシェパード団長は、まず以下の2点を述べた。①英国は、委員会が、条約附属書Ⅱ第3条に規定された任務を遂行するために、条約第76条を適用できる必要があることについては認識している、②しかし、条約の解釈について根本的問題がある場合、技術的専門知識を扱う委員会の役割が適切な法的枠組みの中で遂行されることを確保するためには、締約国の権利がまず留意されなければならない。続けてシェパード団長は、陸塊と海嶺との間のつながりにもとづく延長大陸棚の設定に関連して、第76条についての英国の解釈を詳細に述べた。

委員会は、英国が申請と同時に提出した、南極地域に関する2008年5月9日付口上書<sup>145</sup>に関連して、オランダが2009年8月28日付で提出した口上書、及び日本が同年11月19日付で提出した口上書を取り上げた。その後、委員会は、非公開で会合を継続した。小委員会によって作成された勧告案及び4月12日に行われたプレゼンテーションを通して検討し、委員会は、4月15日に修正を加えた勧告をコンセンサスにより採択した。

### (3) インドネシアのスマトラ島北西に係る申請について

2008年6月16日に提出されたスマトラ島北西のインドネシアの部分申請について、小委員会は、今次第25回会合において3月29日から4月1日に会合を開き、(前回会合において)小委員会がさらに多くの資料を求めたことへの回答として、3月上旬にインドネシアから提出された相当量の新たな資料を検討した。小委員会は、インドネシア代表団と2回会合をもち、新たな資料に係る予備的結論についてプレゼンテーションを行った。

小委員会は、今次第25回会合の最終週の4月19日から21日に審査を継続するこ

---

<sup>145</sup> 英国は、アセンション島に係る申請を提出した際に、口上書において2009(平成21)年5月の提出期限より前に、他の海域について多くの部分申請を準備していることを述べている。同時に、南極に関して南極条約及び国連海洋法条約によって共有された原則並びに目的と共に、南極制度及び国連海洋法条約が平和の下で作用し、それによって南極海域の持続的な平和協力、安全確保及び安定を確保していく重要性を確認している。この口上書に関し、オランダ及び日本は、南極条約において南極地域における領土主権・領土についての請求権が凍結されていることを確認している。

とを決定し、新たな提出資料を検討した。小委員会は、次回の第 26 回会合において 8 月 2 日から 13 日に会合を開くことを決定した。クロッカー委員長は、次回の第 26 回会合で審査を終了し、勧告案に取り掛かるつもりであると述べた。

#### (4) 日本の申請について

2008 年 11 月 12 日に提出された日本の申請について、小委員会の委員は、会期間中に 2 海域を中心に個々に予備的審査を行った。小委員会を補佐する DOALOS (Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea : 海事海洋法課) の GIS (地理情報システム) 専門家は、申請に含まれる測地計算を確認し、申請の審査を促進するため GeoCap ソフトウェアへの変換を行った。

日本は、3 月 19 日に提出した申請の主文書に関して、すでに提出されている大陸棚の外側の限界に影響しない内容の修正を提出した。小委員会は、3 月 22 日から 4 月 1 日まで会合を開いた。この 2 週間、小委員会は最初の 2 海域の初期審査を継続し、コメント及び説明を求める見解を 2 回にわたり日本代表団に伝達した。

今次会合の全体委員会に引き続き、小委員会は申請の審査を継続するため 4 月 19 日から 23 日まで会合を開き、4 月 20 日及び 22 日に日本代表団と 2 回会合をもった。日本代表団及び小委員会は、審査中の海域について明確化するための説明及びプレゼンテーションを取り交わした。小委員会委員は、会期間中に作業を継続し、小委員会は次回の第 26 回会合において 8 月 2 日から 13 日までの期間及び第 26 回継続会合において (日程は後日確定) 会合を開く。

#### (5) マスカレン海台に係るモーリシャス及びセーシェル共同申請について

2008 年 12 月 1 日に提出されたモーリシャス及びセーシエルの共同申請について、第 23 回会合において、委員会は申請を審査する小委員会を設置することを決定したが、設置には至らなかった。今次会合において、委員会は小委員会の設置を進め、下記の委員が選出された。

委員長： 玉木 (日本)

副委員長： アルバカーキ (ブラジル)、シモンズ (オーストラリア)

委員： チャールズ (トリニダード・トバゴ)、ゲルマン (ルーマニア)、  
カルンギ (カメルーン)、ルー (中国)

小委員会は、今次会合の最終週の 4 月 21 日から 23 日に会合を開き、申請の審査を開始した。小委員会は、申請の様式に不備がないことを確認し、予備的分析に着手した。小委員会は、専門家の助言や関連国際機関の協力を要請しないこととし、全てのデータを検討し、委員会に提出するための勧告を作成するにはさらに時間が必要であり、小委員会の質問に対するモーリシャス及びセーシェル代表団の回答の時期及び内容にもよると指摘した。

申請のさらに詳細な審査を進めるため、小委員会において、水路学、地質学及び地球物理学における 3 グループが設置された。小委員会は、会期間中に申請について個々に作業を継続し、次回の第 26 回会合において 8 月 9 日から 13 日及び 8 月 10 日から 9 月 3 日に会合を開くことを決定した。また小委員会は、第 26 回継続会合において（日程は後日確定）申請の審査を継続することを決定した。小委員会は、8 月 9 日から 13 日にモーリシャス及びセーシェル代表団を招待し、多くの質問を伝達する予定である。

#### (6) スリナムの申請について

2008 年 12 月 5 日に提出されたスリナムの申請について、前回の第 24 回会合において、委員会は申請を審査する小委員会を設置することを決定したが、設置には至らなかった。今次会合において、委員会は小委員会の設置を進め、下記の委員が選出された。

委員長： ラジャン（インド）

副委員長： パク（韓国）、ロゼット（セーシェル）

委員： アスティス（アルゼンチン）、クロッカー（アイルランド）、カズミン（ロシア）、ピメンテル（ポルトガル）

#### (7) 各申請についての新たな進展について

前回の第 24 回会合でプレゼンテーションを実施し、審査の順番待ちの列に並んでいるアルゼンチン及びケニアの申請について、新たな進展があった。

##### ① アルゼンチンの申請

2009 年 4 月 21 日に提出されたアルゼンチンの申請に関して、同年 8 月 31 日付インド、11 月 19 日付日本及び 9 月 30 日付オランダから提出されている各口上書を取り上げた。これらの口上書は、何れもアルゼンチンの申請に含まれる南緯 60 度以南から延びる大陸棚について、南極条約において南極地域における領土主権・領土についての請求権が凍結されていることに言及している。

##### ② ケニアの申請

2009 年 5 月 6 日に提出されたケニアの申請について、委員会は、同年 10 月 10 日付ソマリア暫定連邦政府からの口上書を取り上げた。ソマリア暫定連邦政府は、ケニアとの間で合意されたそれぞれの大陸棚の申請の審査に反対しない旨の了解覚書（MOU）の承認をソマリア暫定連邦議会が否決したため、同覚書は効力を有しない旨言及している。

#### (8) 新たな申請のプレゼンテーション及び審査待ちの申請について



前回の第 24 回会合でプレゼンテーション実施を延期したフランス及びノルウェーの各申請、ミクロネシア・パプアニューギニア・ソロモン諸島の共同申請、2009 年 5 月 11 日以降に提出されたポルトガル、英国、トンガ、スペイン、トリニダード・トバゴ、ナミビア及びキューバの各申請について、表 1 の日程でプレゼンテーションが行われた。これらの申請は、2012 年の第 22 回締約国会合で行われる第 4 期委員の選挙後に審査される可能性が高いため、委員会はそれぞれの申請に対する取り扱いを一端決定するが、小委員会が設置される際に再度全体委員会で協議を行うこととした。

**表 1 今次会合において行われた申請のプレゼンテーション及びその取り扱い**

件名	プレゼンテーション実施日	委員会で決定した申請の取り扱い
① フランスの仏領アンティル及びケルゲレン諸島に係る申請	4 月 13 日 (火)	将来の会合において小委員会を設置し、申請を審査する。申請の審査待ちの列の先頭に立った時に、全体委員会で申請の審査について再検討する。
② ブーベ島及びドロニン グ・モード・ランドに 係るノルウェーの申請	4 月 9 日 (金)	申請の審査待ちの列の先頭に立った時に、全体委員会で申請の審査について再検討する。委員会は、小委員会が設置された際に南極地域に位置するドロニン グ・モード・ランドから延長する大陸棚について審査しないよう指示することを決定した。
③ オントンジャワ海台に 係るミクロネシア、パ プアニューギニア及びソ ロモン諸島共同申請	4 月 12 日 (月)	将来の会合において小委員会を設置し、申請を審査する。申請の審査待ちの列の先頭に立った時に、全体委員会で申請の審査について再検討する。
④ ポルトガルの申請	4 月 13 日 (火)	将来の会合において小委員会を設置し、申請を審査する。申請の審査待ちの列の先頭に立った時に、全体委員会で申請の審査について再検討する。
⑤ 英国のフォークランド 諸島及びサウスジョー ジア・サウスサンドウイ ッチ諸島に係る申請	4 月 7 日(水)	CLCS 手続規則に従い、申請の審査をする立場にないことを決定した。
⑥ トンガの申請	4 月 6 日 (火)	将来の会合において小委員会を設置し、申請を審査する。申請の審査待ちの列の先頭に立

		った時に、全体委員会で申請の審査について再検討する。
⑦ スペインのガルシア海域に係る申請	4月7日(水)	将来の会合において小委員会を設置し、申請を審査する。申請の審査待ちの列の先頭に立った時に、全体委員会で申請の審査について再検討する。
⑧ トリニダード・トバゴの申請	4月6日(火)	将来の会合において小委員会を設置し、申請を審査する。申請の審査待ちの列の先頭に立った時に、全体委員会で申請の審査について再検討する。
⑨ ナミビアの申請	4月6日(火)	将来の会合において小委員会を設置し、申請を審査する。申請の審査待ちの列の先頭に立った時に、全体委員会で申請の審査について再検討する。
⑩ キューバの申請	4月7日(水)	将来の会合において小委員会を設置し、申請を審査する。申請の審査待ちの列の先頭に立った時に、全体委員会で申請の審査について再検討する。

① フランスの仏領アンティル及びケルゲレン諸島海域に係る申請

2009年2月5日に提出された仏領アンティル及びケルゲレン諸島のフランスの部分申請について、前回会合で延期された申請に係るプレゼンテーションが今次会合において4月13日にジャルマーシェフランス海洋事務局長(代表団団長)により委員会に対し行われた。フランス代表団は、この他多くのアドバイザーが加わっていた。

プレゼンテーションの要点は以下の通り。

- i フランスは申請に際し、委員会委員から科学的・技術的助言を受けていない。
- ii フランスの申請は、仏領アンティル及びケルゲレン諸島海域の外側の限界に係るデータ及び情報を含む2海域で構成された部分申請である。
- iii 申請に係る紛争について、部分申請のそれぞれの海域において、隣国との領土紛争はなく、委員会による申請の審査に対する反対は表明されていない。仏領アンティル海域と先のバルバドスの申請に関して、それぞれの国内法の下、海洋境界画定の合意が2010年初めに発効しており、フランス及びバルバドスは、200海里を超えて重複する場合は、大陸棚の将来における境界画定の手順について合意している。
- iv 申請の提出に際して提出した口上書及び2009年8月28日付オランダ並びに

同年 11 月 19 日付日本からの口上書について、フランスは、南極について将来の申請の権利を留保する<sup>146</sup>。

委員会は非公開で会合を続け、将来の会合において小委員会を設置し、フランスの申請を審査することを決定した。委員会は、申請の審査待ちの列の先頭に立った時に、全体委員会において申請の審査について再検討することを決定した。

## ② ノルウェーのブーベ島及びドローニング・モード・ランドに係る申請

2009 年 5 月 4 日に提出されたブーベ島及びドローニング・モード・ランドのノルウェーの部分申請について、4 月 9 日にミコレブストノルウェー外務省法務局臨時局長（代表団団長）より委員会に対し、申請に係るプレゼンテーションが行われた。ノルウェー代表団には、ウェットランドノルウェー国連代表部大使及び多くのアドバイザーが加わっていた。

プレゼンテーションの要点は以下の通り。

- i ブレック委員（ノルウェー）が申請に対し科学的・技術的助言を行っている。
- ii ブーベ島に関連する申請部分について、他の沿岸国から口上書は提出されておらず、隣接国が存在しない。
- iii ノルウェーは、申請に際して提出した口上書において、南緯 60 度以南の海域の特別な状況に一貫し、ドローニング・モード・ランドに付随する大陸棚に関連する申請の情報について、当面の間、いかなる行動も取らないよう委員会に求めている。

委員会は非公開で会合を続け、南極の事項についての 2009 年 5 月 4 日付ノルウェーの口上書を取り上げた。さらに、委員会は関連として同年 6 月 4 日付米国、6 月 15 日付ロシア、8 月 31 日付インド、9 月 30 日付オランダ及び 11 月 19 日付日本からの口上書を考慮した。これらの口上書に鑑み、委員会は、ドローニング・モード・ランドに付随する大陸棚に関連する申請部分を検討し、評価しないことを決定した。

委員会はまた、将来の会合において小委員会を設置し、ノルウェーの申請を審査することを決定した。委員会は、申請の審査待ちの列の先頭に立った時に、全体委員会において申請の審査について再検討することを決定し、ブーベ島に関連して提出された情報を検討するための小委員会に対し、ドローニング・モード・ランドに付随する大陸棚に関連する申請部分を検討しないよう指示することを決

---

<sup>146</sup> フランスは、本申請を提出した際に、口上書において南極条約及び国連海洋法条約によって共有された原則並びに目的と共に、南極制度及び国連海洋法条約が平和の下で作用し、それによって南極海域の持続的な平和協力、安全確保及び安定を確保していく重要性を確認した上で、南緯 60 度以南の南極に付随する領海についての申請を後に行うことを述べている。この口上書に関し、オランダ及び日本は、南極条約において南極地域における領土主権・領土についての請求権が凍結されていることを確認している。

定した。

③ オントンジャワ海台に係るミクロネシア、パプアニューギニア及びソロモン諸島共同申請

2009年5月5日に提出されたオントンジャワ海台のミクロネシア、パプアニューギニア及びソロモン諸島の共同申請について、4月12日にアイシパプアニューギニア国連代表部大使、ウズソロモン諸島司法・法務省法務次官、ペレムボパプアニューギニア大学地質学部講師、スウィートミクロネシア技術アドバイザー及びリップウェミクロネシア国連代表部次席大使より委員会に対し、申請に係るプレゼンテーションが行われた。共同代表団には、ベックソロモン諸島国連代表部大使を含め多くのアドバイザーが加わっていた。

プレゼンテーションの要点は以下の通り。

- i シモンズ委員（オーストラリア）が申請に対し科学的・技術的助言を行っている。
- ii 申請海域に紛争は存在しない。CLCS 手続規則附属書 I<sup>147</sup>及び 2009年3月6日に締結した了解覚書（MOU）に従い、申請は共同申請として構成されている。申請の審査は、3 沿岸国や他の沿岸国との境界画定に影響を及ぼさない。
- iii CLCS 手続規則附属書 I<sup>148</sup>に従い、申請は部分申請であり、第 18 回締約国会合の文書 SPLOS/183 に含まれる決定<sup>149</sup>に従い、3 カ国は、将来他の部分申請を提出する。関連として、3 カ国は個別に他の海域の大陸棚に関する予備的情報を提出している。

---

<sup>147</sup> CLCS 手続規則附属書 I

4. Joint or separate submissions to the Commission requesting the Commission to make recommendations with respect to delineation may be made by two or more coastal States by agreement:

(a) Without regard to the delimitation of boundaries between those States; or

(b) With an indication, by means of geodetic coordinates, of the extent to which a submission is Without prejudice to the matters relating to the delimitation of boundaries with another or other States Parties to this Agreement.

<sup>148</sup> CLCS 手続規則附属書 I

3. A submission may be made by a coastal State for a portion of its continental shelf in order not to prejudice questions relating to the delimitation of boundaries between States in any other portion or portions of the continental shelf for which a submission may be made later, notwithstanding the provisions regarding the ten-year period established by article 4 of Annex II to the Convention.

<sup>149</sup> 2008（平成 20）年 6 月の第 18 回締約国会合で、申請提出期限の問題が審議され、多くの議論の後、以下の決定がなされた。

① 2009（平成 21）年 5 月 12 日までに 200 海里を超える大陸棚の外側の限界に関する予備的情報（preliminary information）を国連事務総長に提出すれば締め切りを満たしたものとする。

② この予備的情報について大陸棚限界委員会は審査をせず、その後提出される申請内容に影響を及ぼすものではない。

委員会は非公開で会合を続け、将来の会合において小委員会を設置し、共同申請を審査することを決定した。委員会は、申請の審査待ちの列の先頭に立った時に、全体委員会において申請の審査について再検討することを決定した。

#### ④ ポルトガルの申請

2009年5月11日に提出されたポルトガルの申請について、4月13日にアブリュー大陸棚延長タスクグループ長（代表団団長）より委員会に対し、申請に係るプレゼンテーションが行われた。ポルトガル代表団には、この他多くのアドバイザーが加わっていた。

プレゼンテーションの要点は以下の通り。

- i ピメンテル委員（ポルトガル）が申請に対し科学的・技術的助言を行っている。
- ii スペイン及びモロッコとの大陸棚の境界に関する合意はないが、紛争はない。関連して、隣接する2カ国との境界画定についての合意が無いことは、委員会による申請の審査に影響を及ぼさない。
- iii 2009年5月16日付モロッコからの口上書に関して、ポルトガルは申請において委員会における審査は、他の沿岸国が国際法に従って延長大陸棚の外側の限界を設定する権利を持つ海域について、将来の協議に影響を及ぼさないことを示している。協議は、国連海洋法条約の関連規定に一致する方法において、友好的な勧告は、平等な境界解決に寄与する境界線合意を導くための協議を始めるための基本的な第一歩となるよう進められる。
- iv 2009年5月28日及び6月10日付スペインからの口上書に関して、ポルトガル及びスペインは、ガルシアに係る申請を別々に行うことに合意しているが、ガルシア堆海域についての協調申請（coordinated submissions）<sup>150</sup>である。

委員会は非公開で会合を続け、将来の会合において小委員会を設置し、ポルトガルの申請を審査することを決定した。委員会は、申請の審査待ちの列の先頭に立った時に、全体委員会において申請の審査について再検討することを決定した。

#### ⑤ 英国のフォークランド諸島及びサウスジョージア・サウスサンドウィッチ諸島に係る申請

---

<sup>150</sup> 協調申請は、比較的小さい重複海域において有益であり、大陸斜面の脚部や堆積物の厚さの点等の共通の利益において、技術的協力をしていくことができる。また、第76条の適用について、隣国との間で一貫性を保つことができると共に、大陸棚の外側の限界の位置の相違を防ぐことができる（Alan Murphy [2008] 'Coordinated, Harmonized or Joint Submissions to the CLCS'）

2009年5月11日に提出されたフォークランド諸島及びサウスジョージア・サウスサンドウィッチ諸島海域についての英国の部分申請について、4月7日にウォームスリー外務英連邦省法律顧問補佐官（代表団団長）及びパーソンサザンプトン国立海洋学センター海洋法プロジェクトリーダーより委員会に対し、申請に係るプレゼンテーションが行われた。英国代表団には、この他多くのアドバイザーが加わっていた。

プレゼンテーションの要点は以下の通り。

- i 英国は申請に際し、委員会委員から科学的・技術的助言を受けていない。
- ii 本申請は、アルゼンチンによる申請の対象海域である。2009年8月20日付アルゼンチンからの口上書に関して、英国は、アルゼンチンのフォークランド諸島及びサウスジョージア・サウスサンドウィッチ諸島の領有権についての主張を拒否する。同年4月21日に提出されたアルゼンチンの申請に対し、英国はフォークランド諸島及びサウスジョージア・サウスサンドウィッチ諸島と周辺海域の領有権について疑いなく、アルゼンチンのこれらの地域における領有権の主張を断固として拒否する旨を同年8月6日付口上書で明らかにしている。
- iii 委員会による本申請の審査は、英国と他の沿岸国との間の境界画定に関する事項に影響を及ぼさない。

委員会は非公開で会合を続け、申請の審査について、2009年8月20日付けアルゼンチンからの口上書を取り上げた。さらに委員会は、英国の申請に係るプレゼンテーションにおいて本口上書に関して述べられた見解を考慮した。委員会は、口上書及び英国代表団によるプレゼンテーションを考慮し、CLCS 手続規則に従い、本申請を検討及び評価する立場にないことを決定した。

#### ⑥ トンガの申請について

2009年5月11日に提出されたトンガの申請について、4月6日にトゥイタ国土・調査・国家資源省大臣、マフィ首席地質専門家及びケフ法務次官より委員会に対し、申請に係るプレゼンテーションが行われた。トンガ代表団には、トゥポートンガ国連代表部大使及び多くのアドバイザーが加わっていた。

プレゼンテーションの要点は以下の通り。

- i 申請は、ケルマディック海嶺の東側についての部分申請であり、後に行うロー海嶺の西側の200海里を超えて延長する大陸棚についての2番目の申請に影響を及ぼさない。
- ii カレラ委員（メキシコ）が申請に対し科学的・技術的助言を行っている。
- iii 200海里を超えた大陸棚の外側の限界について、境界紛争や論争はない。2009年6月29日付ニュージーランドからの口上書に関して、ニュージーランドは、

第 76 条 10 項<sup>151</sup>に従い、委員会に対し申請の審査及び勧告を準備することに反対していない。

- iv 委員会の現在の作業量は、トンガを含んだ受領順に並ぶ申請の審査計画に悪影響を与える。

委員会は非公開で会合を続け、将来の会合において小委員会を設置し、トンガの申請を審査することを決定した。委員会は、申請の審査待ちの列の先頭に立った時に、全体委員会において申請の審査について再検討することを決定した。

⑦ スペインのガルシア海域に係る申請について

2009 年 5 月 11 日に提出されたガルシア海域についてのスペインの申請について、4 月 7 日にアラバートポルトガル及びフランス境界委員会会長並びにメディアアルディー及びソモザ科学イノベーション省スペイン地質・鉱物機関地質専門家よりプレゼンテーションが行われた。スペイン代表団には、この他多くのアドバイザーが加わっていた。

プレゼンテーションの要点は以下の通り。

- i ピメンテル委員（ポルトガル）が申請に対し科学的・技術的助言を行っている。
- ii 申請に係る紛争は無い。
- iii 2009 年 5 月 28 日付ポルトガルからの口上書に関して、スペインとポルトガルは申請海域の部分において、共同の利権海域を設定する協定を締結している。共同の利益海域における延長大陸棚の境界画定は、2 国間の境界画定に関する事項に影響を及ぼさない。

委員会は非公開で会合を続け、将来の会合において小委員会を設置し、スペインの申請を審査することを決定した。委員会は、申請の審査待ちの列の先頭に立った時に、全体委員会において申請の審査について再検討することを決定した。

⑧ トリニダード・トバゴの申請について

2009 年 5 月 12 日に提出されたトリニダード・トバゴの申請について、4 月 6 日にヴァレルトリニダード・トバゴ国連代表部大使（代表団団長）、トンプソン大使（外務省条約・国際協定・法律課長）並びにクラークエネルギー及びエネルギー産業省地球物理専門家よりプレゼンテーションが行われた。トリニダード・トバゴ代表団には、この他多くのアドバイザーが加わっていた。

プレゼンテーションの要点は以下の通り。

---

<sup>151</sup> 国連海洋法条約第 76 条 10 項

この条の規定は、向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定の問題に影響を及ぼすものではない。

- i 沿岸国の 200 海里を超える大陸棚の外側の限界設定について、判定するための委員会の権能を確認し、トリニダード・トバゴは、委員会の作業量の問題に対する解決策の決定に積極的役割を引き続き担っていく。
- ii チャールズ委員（トリニダード・トバゴ）が申請に対し科学的・技術的助言を行っている。
- iii ベネズエラ、ガイアナまたはスリナムとの紛争は無いが、バルバドス南部においてベネズエラとガイアナの大陸棚の主張が重複していることを認める。2008(平成 20)年 5 月 8 日に提出されたバルバドスの申請のエグゼクティブ・サマリーに、仲裁裁判において 2006 年 4 月にバルバドスとトリニダード・トバゴの間の海洋権益の領域が決定されたと言及されているが、トリニダード・トバゴ政府は、仲裁裁判が 2 国間の大陸棚の外側についての紛争を解決したとの見解を却下している。ベネズエラとは、350 海里まで延長する既存の境界があり、ガイアナとは、トリニダード・トバゴとベネズエラとの間の現在の境界線及び 350 海里まで延長する境界線を超えて重複の可能性がある。2009 年 7 月 9 日付スリナムからの口上書に関し、スリナムの申請とトリニダード・トバゴの申請において、重複海域があることを認める。

委員会は非公開で会合を続け、将来の会合において小委員会を設置し、トリニダード・トバゴの申請を審査することを決定した。委員会は、申請の審査待ちの列の先頭に立った時に、全体委員会において申請の審査について再検討することを決定した。

#### ⑨ ナミビアの申請

2009 年 5 月 12 日に提出されたナミビアの申請について、4 月 6 日にナルセブ国土再定住省大臣及びシャプワ国土再定住省事務次官よりプレゼンテーションが行われた。ナミビア代表团には、ムブエンデナミビア国連代表部大使を含む多くのアドバイザーが加わっていた。

プレゼンテーションの要点は以下の通り。

- i カレラ委員（メキシコ）が申請に対し科学的・技術的助言を行っている。
- ii ナミビア及びアンゴラ政府は、2004 年 12 月 8 日にクネネ川河口から 2 国間の北部海洋境界を画定する協定を締結した。南部の境界は、ナミビアと南アフリカの間でオレンジ川を設定する境界について紛争がある。しかし、ナミビア及び南アフリカ政府は、CLCS 手続規則附属書 I 5 (a) <sup>152</sup>に従い、委員

<sup>152</sup> CLCS 手続規則附属書 I

5. (a) In cases where a land or maritime dispute exists, the Commission shall not consider and qualify a submission made by any of the States concerned in the dispute. However, the Commission may consider one or more submissions in the areas under dispute with prior consent given by all States that are parties to such a dispute.



会によるそれぞれの申請の審査は、将来の海洋境界画定に関する権利に影響を及ぼさないことについて MOU を採択した。

委員会は非公開で会合を続け、将来の会合において小委員会を設置し、ナミビアの申請を審査することを決定した。委員会は、申請の審査待ちの列の先頭に立った時に、全体委員会において申請の審査について再検討することを決定した。

#### ⑩ キューバの申請

2009年6月1日に提出されたキューバの申請について、4月7日にモレノ大使（外務副大臣）及びテンレイロキューバ石油試掘・開発課長よりプレゼンテーションが行われた。キューバ代表団には、モスクエラキューバ国連代表部大使及び多くのアドバイザーが加わっていた。

プレゼンテーションの要点は以下の通り。

- i キューバは申請に際し、委員会委員から科学的・技術的助言を受けていない。
- ii 申請海域において紛争はない。2009年6月30日付米国及び8月21日付キューバからの口上書は、メキシコ湾のキューバの大陸棚の画定のための情報の提出に反対していない。また、キューバの大陸棚の外側の限界は、メキシコ湾の東側に隣接する沿岸国との間の最終的な境界画定に影響を及ぼさない。

委員会は非公開で会合を続け、将来の会合において小委員会を設置し、キューバの申請を審査することを決定した。委員会は、申請の審査待ちの列の先頭に立った時に、全体委員会において申請の審査について再検討することを決定した。

#### (9) CLCS の作業量に係る問題の協議のため、第 19 回締約国会合により設置された非公式ワーキング・グループ会合についての委員長報告

アルバカーキ委員長は、本年1月26日に非公式ワーキング・グループのコーディネーターの招待で第4回非公式ワーキング・グループ会合に出席し、委員会の現在の作業計画と共に増加した作業量及び可能な対応策について説明したことを報告した。アルバカーキ委員長は、4人の副委員長<sup>153</sup>及び前委員長を同会合に招待し、ブレッケ副委員長及びクロッカー前委員長がこれを受け出席した。ブレッケ副委員長及びクロッカー前委員長は、アルバカーキ委員長と共に個人の資格で出席したことを明確にし、会合の概要について報告した。

DOALOS のタラセンコ課長は、締約国による委員会の作業量問題の包括的な再検討

<sup>153</sup> 第3期のアルバカーキ委員長は、ラテンアメリカ・カリブ地域から選出されているため、アフリカ地域よりアヲシカ副委員長（ナイジェリア）、アジア地域よりパク副委員長（韓国）、東欧地域よりカズミン副委員長（ロシア）及び西欧その他地域よりブレッケ副委員長（ノルウェー）が選出されている。

を促すため、締約国会合により要請された SPLOS/157 文書のアップデート版を作成したことを伝えた。

委員会は、今次会合の全体委員会中の 4 月 14 日に開かれる非公式ワーキング・グループ会合にコーディネーターの招待を受け出席することを決定した。委員会は、作業量についてプレゼンテーションを準備することを決定し、アスティス委員（アルゼンチン）、アヲシカ委員（ナイジェリア）、ブレッケ委員（ノルウェー）、カレラ委員（メキシコ）、ジャファー委員（マレーシア）及びシモンズ委員（オーストラリア）で構成するワーキング・グループを設置した。

4 月 14 日にカレラ委員が委員会を代表して非公式ワーキング・グループに対し、委員会が承認したプレゼンテーションを行った。非公式ワーキング・グループのコーディネーターは、プレゼンテーション及び委員会との会合の機会に謝意を述べた。

アルバカーキ委員長は、委員会に対し、第 20 回締約国会合の議長宛の書簡を提出する予定であると伝えた。委員会は 4 月 14 日にカレラ委員が行ったプレゼンテーションを基に委員会と協議の上、必要なアップデートを行い、締約国会合で発表することに合意した。

#### **(10)機密委員会委員長からの報告**

機密委員会のクロッカー委員長は、今次会合において会合を開く事案がなかったと報告した。

#### **(11)編集委員会委員長からの報告**

編集委員会のジャファー委員長は、今次会合において会合をもたなかったと報告した。

#### **(12)科学的・技術的助言委員会委員長からの報告**

科学的・技術的助言委員会のシモンズ委員長は、正式な科学的・技術的助言の要請がなかったため、今次会合において会合をもたなかったと報告した。シモンズ委員長は、沿岸国を支援する用意があることを強調し、もし必要であれば事務局を通して正式な要請をするよう奨励した。

#### **(13)トレーニング委員会委員長からの報告とその他のトレーニングについて**

トレーニング委員会のカレラ委員長は、今次会合において会合をもたなかったと報告した。カレラ委員長は将来、国連海洋法条約の履行を促す方法として、可能なトレーニングの取り組みを協議する会合を開くことを提案した。この関連で、多くの締約国のうち、ほとんどの開発途上国が第 19 回締約国会合の文書 SPLOS/183 の決定に従い、多くの予備的情報を提出していることに示されているように、将来、申請を行う

意思を表明していることを再確認した。

委員会の事務局は、この議事において、現時点では延長大陸棚の外側の限界画定に関するトレーニングの計画はなく、トレーニングを行うための各沿岸国からの要請を受けていないと述べた。

#### (14) その他

##### ① 第 26 回会合について

第 26 回会合の全体委員会は 8 月 16 日から 27 日まで開催され、委員会は表 2 の通り各小委員会を開催することを決定した。

**表 2 第 26 回会合日程**

会合	全体委員会日程	各小委員会日程	
第 26 回 会合	2010 年 8 月 16～27 日	インドネシア小委員会	8 月 2～13 日
		日本小委員会	
		モーリシャス・セーシェル共同小委員会	8 月 9～13 日及び 8 月 30 日～9 月 3 日
		スリナム小委員会	8 月 30 日～9 月 3 日

事務局は、2011（平成 23）年に開かれる会合の仮日程について、会合業務については国連総会の承認が必要であるとの理解に基づき委員会に伝えた。第 27 回及び第 28 回会合の全体委員会日程は表 3 の通り。

**表 3 第 27 回及び第 28 回会合の全体委員会日程**

会合	全体委員会日程	
第 27 回	2011 年	3 月 28 日～4 月 8 日
第 28 回		8 月 15～26 日

##### ② 信託基金

DOALOS のタラセンコ課長は、開発途上国選出の委員が委員会会合へ参加する費用を支出するための信託基金の状況について、委員会に報告した。タラセンコ課長は、2009 年後半にアイルランドから信託基金への拠出があったことを伝えた。暫定会計報告によると、2010 年 3 月末現在、残高は約 628,000US ドルである。

またタラセンコ課長は、申請の準備を促進するための信託基金の状況について、2009 年後半に中国、アイルランド、メキシコ、ノルウェー及び韓国から拠出があったことを指摘した。暫定会計報告によると、2010) 年 3 月末現

在、残高は約 792,000US ドルである。

③ 2009年6月8日付ドイツからの口上書への回答

2009年6月8日にドイツは委員会に対し、委員会で採択された勧告の要約の公表について口上書を提出した。ドイツは口上書において、特にロシア及びブラジルの申請について、委員会によって採択された勧告の要約がないことに言及している。

委員会はこの問題に関して協議を行い、ロシアの申請に関する勧告の簡潔な要約は、第57回国連総会の事務総長報告に記載されていることを確認した。協議の後、委員会は、第22回会合における決定<sup>154</sup>を再考し、ロシア及びブラジルの申請に関する勧告の要約を作成し、全ての申請及び勧告が一貫して取り扱われるよう決定した。委員会は、この決定をドイツに伝達する。

委員会は、ブラジルの申請について、ブラジルが勧告について説明を求める口上書を送ったことを再確認した。委員会は、ブラジル政府からの要請に対する回答において、適切な説明を提出した。また委員会は、第17回締約国会合における選挙結果により一部の委員会の委員の変更があり、ブラジル小委員会に欠員が出たことを指摘した。ブラジルの申請に関し、勧告の要約を作成する決定の後、協議の結果、委員会はゲルマン委員（ルーマニア）が欠員を埋めることを決定した。

④ 委員会に関連する会議について

委員会委員は、本年中に開かれる関連会議について情報交換を行った。

⑤ 法律顧問による声明

4月14日にオブライエン法律顧問が声明を行った。オブライエン法律顧問は、委員会が先例のない難問の下で職務を行うよう要請されていることに言及し、事務局が委員会の増加した作業量に対し、継続的で実行可能な解決策を見つける必要があることを強く認識していると述べた。オブライエン法律顧問は、全ての利害関係者の共通の目的は、申請の審査過程ができるだけ迅速かつ効率的に行われることである、と述べた。委員会と沿岸国の代表との間のやりとりの実施について、CLCS 手続規則に従って対話を増やしていくよう委員会に主張した。さらに、委員会が科学的・技術的審査の独立性を維持する重要性を確認した。

---

<sup>154</sup> 委員会は、2008（平成20）年8月から9月にかけて行われた第22回会合において、ロシア及びブラジルによって提出された申請に係る委員会の勧告の要約を作成しないこと決定した。

⑥ 終わりに

委員会は、DOALOS による優れた事務局運営に謝意を表した。委員会は、第 25 回会合において委員会を支援した DOALOS の職員及び事務局の他の職員に謝意を述べ、国連公用語の高度に専門的な通訳及び会議場を担当する職員の支援に言及した。

## 5.2 第 26 回大陸棚限界委員会に関する情報収集

### 5.2.1 目的

本出張は、8 月 2 日から 9 月 3 日まで 5 週間にわたって開催された大陸棚限界委員会（CLCS）第 26 回会合において、我が国が 2008 年 11 月 12 日に提出した大陸棚限界延長申請の本格的な審査の開始に対応するため、最新情報を収集すると共に、関係者との意見交換を行い、今後の大陸棚に係る諸問題の調査研究に資することを目的とした。

今次会合では、インドネシアのスマトラ島北西海域に係る申請に対する勧告案が全体委員会で検討されたが、勧告の採択は次回会合に延期された。インドネシアの申請を審査する小委員会が勧告案を全体委員会に提出したことにより、新たに仏領アンティル及びケルゲレン諸島に係るフランスの申請を審査する小委員会が設置された。我が国の申請、モーリシャス及びセーシェルの共同申請並びにスリナムの申請については、引き続き審査が継続された。

また、今次会合では、5 件の新たな申請のプレゼンテーションが行われ、委員会はそれぞれの申請に対する取り扱いを決定した。これにより、今次会合までに勧告が発出された 11 件、全体委員会で勧告が検討中の 1 件、小委員会で審査が継続中の 4 件及び申請の審査が延期された 1 件を除き、37 件の申請が審査待ちの行列を作ることになった。

### 5.2.2 調査機関等

#### (1) 会議名

第 26 回大陸棚限界委員会 (The twenty sixth session of the Commission on the Limits of the Continental Shelf)

#### (2) 会議の開催日及び開催場所

2009 年 8 月 2 日（月）～9 月 3 日（金）

米国ニューヨーク市 国際連合本部

#### (3) 行程

8月8日(日) 成田 11:00 発 NH010 ニューヨーク 10:45 着  
8月9日(月)  
↓ 第26回 CLCS における我が国の申請支援及び情報収集  
9月3日(金)  
4日(土) ニューヨーク 12:30 発 NH009  
5日(日) 成田 15:25 着

### 5.2.3 概要

#### (1) CLCS 委員長による第26回会合開会の辞

タラセンコ海事海洋法課課長は、事務局にアルバカーキ委員長が今次会合に出席できない旨の知らせがあったことを委員会に報告した。CLCS 手続規則に従い、タラセンコ課長は4名の副委員長から今次会合の委員長代行を指名するよう委員会に求めた。委員会は、アヲシカ委員を委員長代行に指名した。

#### (2) インドネシアのスマトラ島北西に係る申請について

2008年6月16日に提出されたスマトラ島北西に係るインドネシアの部分申請について、小委員会は今次第26回会合において8月2日から16日に会合をもった。小委員会が追加資料を求めたことへの回答として、小委員会が会期間中にインドネシアから受領した新たな資料を検討した。小委員会はインドネシア代表团と2回会合をもち、新たな資料に関連する予備的結論についてプレゼンテーションを行った。8月16日に小委員会は勧告案をコンセンサスにより採択した。

小委員会は、8月17日に全体委員会に勧告案を提出し、全体委員会においてインドネシア小委員会のクロッカー委員長が玉木委員と共にプレゼンテーションにより勧告案の説明を行った。インドネシアの要請により、同日、代表团と委員会の間で会合が開かれた。会合において、インドネシアのプレゼンテーションは、オエグロセノ外務省法律・国際条約局長(代表团長)により行われた。インドネシア代表团には、この他多くのアドバイザーが加わっていた。プレゼンテーションにおいてオエグロセノ团长は、外縁について小委員会と代表团の間で合意していると述べた。

委員会は、非公開で会合を継続した。小委員会により作成された勧告及び代表団のプレゼンテーションについて詳細に審議した後、更に考察するため、第27回会合に勧告の検討を延期することを決定した。

#### (3) 日本の申請について

2008年11月12日に提出された日本の申請について、小委員会委員は、会期間中に個々に申請の審査を継続した。小委員会は、今次第26回会合において8月2日から

13日及び24日から27日まで会合を開いた。この間、小委員会は申請の審査を継続し、申請の特定海域における予備的見解を示し、意見交換を行うため、日本代表团と2回会合をもった。小委員会は、会期間中に作業を継続し、第26回継続会合において本年11月22日から12月3日まで、第27回会合において2011年4月11日から21日まで、第28回会合において8月1日から12日まで会合を開く予定である。

#### (4) マスカレン海台に係るモーリシャス及びセーシェル共同申請について

2008年12月1日に提出されたモーリシャス及びセーシエルの共同申請について、小委員会は今次第26回会合において8月9日から13日まで会合をもった。小委員会は、小委員会からの質問への回答として、モーリシャス及びセーシェルから会期間中に提出されたデータ及び情報を審査した。小委員会は、モーリシャス及びセーシェル代表团と3回会合をもった。これらの会合において、小委員会は作業の進捗状況と更に3点の追加質問を提出した。これらの質問への回答として、代表团から更に資料及び説明が行われた。小委員会は、8月24日から9月3日まで作業を継続した。この間、小委員会は予備的見解及び共同申請の審査における問題点についての考察を代表团に伝達した。小委員会は、会期間中に個々に作業を継続し、第26回継続会合において12月6日から10日まで会合を開くことを決定した。また小委員会は、第27回会合において2011年3月14日から25日まで会合を開くことを決定した。

#### (5) スリナムの申請について

2008年12月5日に提出されたスリナムの申請について、小委員会は8月24日から9月3日まで会合を開き、審査を開始した。小委員会は、申請の様式に漏れがないことを確認し、全てのデータを審査し勧告を委員会に提出するには、時間を要すると結論づけ、申請の予備的分析に着手した。小委員会は、スリナム代表团に一連の質問を準備し、代表团と2回会合をもった際に代表团からの説明を受けた。小委員会は、会期間中に個々に作業を継続することを決定し、第27回会合において2011年3月14日から25日まで会合を開く予定である。

#### (6) 新たな小委員会の設置について

##### ① ミャンマーの申請

スマトラ島北西に係るインドネシアの申請の小委員会での審査完了を受けて、委員会は多くの申請における迅速性及び効率性を確保するため、CLCS 手続規則 51 (4bis) <sup>155</sup>の例外として、4番目の小委員会を設置することを決定した。

---

<sup>155</sup> CLCS 手続規則 Rule 51 Consideration of the submission

4bis. Unless the Commission decides otherwise, only three subcommissions shall function simultaneously while considering submissions.

委員会は、申請の審査待ちの列の先頭がミャンマーの申請であることに注目した。申請に係る決定を確認した上で、申請海域に紛争が存在するが、すべての沿岸国の申請の審査を認める合意を示す進展が見られないことから、委員会はミャンマーの申請を審査する小委員会の設置の延期を決定した。また、申請の審査待ちの列における順番は変わらず、次回の小委員会の設置の際に状況を再検討することを決定した。

② 仏領アンティル及びケルゲレン諸島に係るフランスの申請

委員会は、申請の審査待ちの列の先頭の次の申請である仏領アンティル及びケルゲレン諸島に係るフランスの申請を審査する小委員会の設置を進め、下記の委員が選出された。

委員長： ジャファー（マレーシア）

副委員長： クロッカー（アイルランド）、オデュロ（ガーナ）

委員： ブレッケ（ノルウェー）、チャールズ（トリニダード・トバゴ）、  
ファグーニ（モーリシャス）、ルー（中国）

フランス小委員会は、8月27日に会合を持ち、作業計画について協議を行った。

(7) 国連海洋法条約第76条8項に従って提出された他の申請の審査について

① イエメンのスコトラ島南東に係る申請について

2009年3月20日に提出されたスコトラ島南東に係るイエメンの部分申請について、8月20日にアルスビー交通・港湾・海事副大臣（イエメン大陸棚技術委員会会長及び代表団長）及びサヌア大学のカンバリ地質専門家よりプレゼンテーションが行われた。イエメン代表団には、アルサーディ国連代表部次席大使及び多くのアドバイザーが加わっていた。

プレゼンテーションの要点は以下の通り。

i イエメンは申請に際し、委員会委員から科学的・技術的助言を受けていない。

ii 申請海域には紛争はない。2009年8月19日付ソマリア暫定連邦政府からの口上書に関して、委員会がそれぞれの申請の審査を進めることを認めるため、ソマリアとイエメン間で協議が開始されており、その結果は委員会に伝達する。

委員会は、非公開で会合を続け、申請の審査について、口上書及びイエメン代表団のプレゼンテーションを考慮し、申請の審査待ちの列の先頭に立つまで申請及び口上書についての検討を延期することを決定した。委員会は、審査の順番がくるまでに暫定協定等の新たな進展があれば、検討に含めることを決定した。



② 南アフリカの本土領域に係る申請について

2009年5月5日に提出された本土から延長する南アフリカの申請について、8月23日にサング国連代表部全権大使（代表団長）より南アフリカ代表団の紹介があり、ウェット国家法律顧問長がプレゼンテーションを行った。南アフリカ代表団には、この他多くのアドバイザーが加わっていた。

プレゼンテーションの要点は以下の通り。

- i ブレッケ委員（ノルウェー）が申請に対し科学的・技術的助言を行っている。
- ii 南アフリカは、東海域においてモザンビークと、西海域においてナミビアとの海洋境界画定が未解決であるが、申請では、実用的に中間線を採用している。しかしながら、2国とは正式な合意に達しているため、委員会によるそれぞれの申請の審査は、将来の海洋境界画定に影響を及ぼさない。したがって、口上書は提出されていない。

委員会は、非公開で会合を続け、将来の会合において小委員会を設置し、南アフリカの申請を審査することを決定した。委員会は、申請の審査待ちの列の先頭に立った時に、全体委員会において申請の審査について再検討することを決定した。

③ クローゼ諸島及びプリンスエドワード諸島に係るフランス及び南アフリカの共同申請について

2009年5月6日に提出されたフランス及び南アフリカの共同申請について、8月19日にジャルマーシェフランス海洋事務局長（フランス代表団長）及びウェット南アフリカ国家法律顧問課長（南アフリカ代表団長）よりプレゼンテーションが行われた。フランス及び南アフリカ共同代表団には、この他多くのアドバイザーが加わっていた。

プレゼンテーションの要点は以下の通り。

- i フランス及び南アフリカは申請に際し、委員会委員から科学的・技術的助言を受けていない。
- ii 申請に含まれる大陸棚の海域には紛争はなく、これに関して他の沿岸国から口上書は提出されていない。
- iii 共同申請は、両沿岸国間の将来の海洋境界画定に影響を及ぼさない。
- iv 最近得られた測深データの分析が終了し、2,500m等深線を適用した追加情報を提出し、現在の申請における大陸棚の外縁を修正する権利を留保する。

委員会は、非公開で会合を続け、将来の会合において小委員会を設置し、フランス及び南アフリカの共同申請を審査することを決定した。委員会は、申請の審

査待ちの列の先頭に立った時に、全体委員会において申請の審査について再検討することを決定した。

④ パラオの申請

2009年5月8日に提出されたパラオの申請について、8月20日にキョータ米  
国駐在大使及びマーフィーアドバイザーよりプレゼンテーションが行われた。パ  
ラオ代表团には、ヤング国連代表部次席大使が加わっていた。

プレゼンテーションの概要は以下の通り。

- i シモンズ委員（オーストラリア）が申請に対し科学的・技術的助言を行っ  
ている。
- ii 2009年8月4日付フィリピンからの口上書に関して、フィリピンは、パラオ  
との重複する大陸棚において紛争があるとの見解により、申請の審査をし  
ないよう要請している。2010年7月22日付口上書において、パラオは、  
フィリピンとの間に EEZ の重複があるが、紛争に相当しない。パラオは  
フィリピンに対し、海洋境界設定のため、2 国間協議の実施を要請してい  
る。ミクロネシア、日本及びインドネシアには、申請の提出について事前  
に伝達しており、これらの国から口上書は提出されていない。従って、申  
請はパラオと他の沿岸国の間の大陸棚の境界画定の問題に影響を及ぼさ  
ない。

委員会は、非公開で会合を続け、申請の審査について、口上書及びパラオ代表  
団のプレゼンテーションを考慮し、申請の審査待ちの列の先頭に立つまで申請及  
び口上書についての検討を延期することを決定した。委員会は、審査の順番がく  
るまでに暫定協定等の新たな進展があれば、検討に含めることを決定した。

⑤ インドの申請について

2009年5月11日に提出されたインドの申請について、8月16日にナーヤケ地  
球科学省大臣（代表団長）、国立海洋研究所ショービー科学官並びに外務省シン共  
同大臣及び法律顧問よりプレゼンテーションが行われた。インド代表团には、プ  
リー国連代表部次席大使及び多くのアドバイザーが加わっていた。

プレゼンテーションの概要は以下の通り。

- i 本申請は部分申請であり、間もなくもう1件の申請を提出する。
- ii ラジャン委員（インド）が申請に対し科学的・技術的助言を行っている。
- iii 申請に含まれる大陸棚には、パキスタン、オマーン、バングラデシュ及び  
ミャンマーとの境界画定の多くが未解決である。しかし本申請は、インド  
とこれらの沿岸国の間の大陸棚の境界画定の問題に影響を及ぼさない。イ  
ンド国内法に従い、インドと向かい合っているかもしくは隣接している国

との領海、接続水域、大陸棚、EEZ 及び他の海洋水域に係る海洋境界画定は、インド及びそれらの国との間の合意により決定され、海洋境界画定が合意に至るまで等距離線を超えて延長しない。従って、2009年8月4日付ミャンマー、10月29日付バングラデシュ及び2010年5月19日付オマーンからの口上書に関して、インドの申請は、近隣諸国との境界画定に影響を及ぼさない。

委員会は、非公開で会合を続けた。インドの西側のアラビア海沖合の申請部分について、オマーンからの口上書を取り上げ、将来の会合において審査することを決定した。一方、ベンガル湾のインド本土の東側沖合及びアンダマン諸島の西側の沖合海域で構成されるインドの東側海域の申請部分について、特にこの海域について提出されているミャンマー及びバングラデシュからの口上書を取上げ、バングラデシュが申請の海域において紛争に言及している点を考慮した。また、委員会はインド代表団のプレゼンテーションにおけるこれらの口上書についての説明を考慮した。

委員会は、申請の審査待ちの列の先頭に立つまで申請の東側部分及び口上書についての検討を延期することを決定した。委員会は、審査の順番がくるまでに暫定協定等の新たな進展があれば、検討に含めることを決定した。

#### (8) CLCS 委員長による第 20 回締約国会合の報告

今次会合においてアルバカーキ委員長が欠席したため、タラセンコ海事海洋法課長が第 20 回締約国会合における進展と締約国会合議長団によって進行される非公式ワーキング・グループによる作業の概要を説明した。タラセンコ課長は、委員会の作業量に関する第 20 回締約国会合の決定について、提案された方法を十分に協議するよう委員会を促した。

委員会は、第 20 回締約国会合の決定と委員会が国連海洋法条約第 76 条及び附属書 II によって独立した組織として設置されたことを取り上げた。委員会は、2009年9月1日に第 19 回締約国会合議長団に対し、また 2010年4月14日に非公式ワーキング・グループに対するプレゼンテーションを通して、すでに文書 SPLOS/216 に提案されたそれぞれの方法の見解を伝える機会を持ったことを再確認した。さらに、本年5月25日には、アルバカーキ委員長がいくつかの沿岸国によって提起された質問に対し、非公式ワーキング・グループを通して書面で回答したことを再確認した。これらの回答には、アルバカーキ委員長がすでに扱った多くの方法が第 20 回締約国会合の文書 SPLOS/216 に含まれており、アルバカーキ委員長は、同会合において議長への書簡及びプレゼンテーション双方において同様の多くの方法を伝えた。

文書 SPLOS/216 の決定パラ 1(a)及び(c)<sup>156</sup>において提案された方法に関して、委員会は短期、中期及び長期において以下を実行していることを強調した。

- ① 多くの申請の観点において、迅速化及び効率化を確実にするため、委員会は、CLCS 手続規則の規則 51 (4bis) <sup>157</sup>の一般規則の例外として、申請の審査を行う 3 小委員会に加え、さらに小委員会を設置することを決定した。この決定は、メキシコ湾西エリアに係るメキシコの申請、スマトラ島北西海域に係るインドネシアの申請、日本の申請並びに仏領アンティル及びケルゲレン諸島に係るフランスの申請を審査するため、小委員会を設置し、2008 (平成 20) 年より 4 回に渡って実施している。それぞれの小委員会の委員は、可能な限り均衡のとれた科学的及び地理的の代表の確保が必要であることを考慮して決定された。
- ② 委員会は、国連本部及び委員の本国において、小委員会の委員による毎年の任務遂行期間を現在の能力の範囲内で最大限にしている。

この関連として、委員会は、非公式ワーキング・グループ及び締約国会合の最も重要な提案である財政支援なしに遂行することは不可能であることを指摘した。

文書 SPLOS/216 の決定パラ 1(d)及び(f)<sup>158</sup> において提案された方法に関して、委員会は以下を強調した。

- ① 委員会はすでに全体委員会及び小委員会会合の柔軟な計画を採用し、遂行している。
- ② 委員会は、自らの作業能力の範囲内で実現可能な限り、同時に行われている 1 件以上の申請の審査を委員会の委員に課している。
- ③ 委員会の委員による遠隔地での作業は、多くの公文書の作成のため 1997 年より絶えず行われている。同様に、小委員会の委員は、会期間を通して申請の審査に関する遠隔地での協議を行っている。実現可能性及び秘匿の問題により、電話やテレビによる遠隔会議の適用を制限している。

委員会は、第 15 回締約国会合 (2005 年開催) という早い時期から、申請の審査に影響を及ぼす作業遅延の可能性について締約国会合に助言してきたこと、及び委員会の作業量に関し 2005 年から 2010 年まで毎年締約国会合で説明を行ってきたことを強調した。委員会は、長年に渡って蓄積された経験から、国連事務局において委員会委員が常勤で作業することが増大する作業量に対応する上で最も効率的であると強調し

---

<sup>156</sup> SPLOS/216

(a) Flexible size of subcommissions, taking into account the relevant provisions of annex II to the Convention and the rules of procedure of the Commission on the Limits of the Continental Shelf;

(c) More frequent meetings of plenary and subcommission meetings;

<sup>157</sup> CLCS 手続規則 rule 51、前掲注(155)参照。

<sup>158</sup> SPLOS/216

1 (d) Flexible arrangement of plenary and subcommission meetings;

(e) Subcommissions may be tasked to examine more than one submission, as far as practicable, and where capacity allows;

た。

#### (9) 機密委員会委員長の報告

機密委員会のクロッカー委員長は、今次会合において会合を開く事案がなかったと報告した。

#### (10) 編集委員会委員長の報告

編集委員会のジャファー委員長は、今次会合において会合をもたなかったと報告した。しかし、ジャファー委員長は、委員会の文書及び作業において使われる専門用語の規格化を継続的に行うべきであると指摘した。

#### (11) 科学的・技術的助言委員会委員長の報告

科学的・技術的助言委員会のシモンズ委員長は、委員会は科学的・技術的助言の正式な要請がなかったため、今次会合において会合をもたなかったと報告した。シモンズ委員長は、沿岸国を支援する用意があることを強調し、もし必要であれば事務局を通して正式な要請をするよう奨励した。

また、CLCS 手続規則第 10 章に規定されている通り、特に小委員会の設置において委員会を助ける情報として、委員会の委員が、助言を与えた沿岸国について情報を提出することが奨励された。これに関して、2010 年 12 月 31 日までに情報を提出することが決定された。

#### (12) トレーニング委員会委員長の報告とその他のトレーニングについて

トレーニング委員会のカレラ委員長は、今次会合において会合をもたなかったと報告した。カレラ委員長は、2010 年 6 月 21 日から 25 日まで開催された国連の無期限の非公式協議の第 11 回会合において、さらにキャパシティー・ビルディング活動の必要性が強調されたことを指摘した。これに関して、カレラ委員長個人として非公式協議で行った国連海洋法条約第 76 条の遂行に関するキャパシティー・ビルディングについてのプレゼンテーションについて説明した。

質問に対する回答として、タラセンコ課長がトレーニングコースの実施についての沿岸国からの要求はなく、海事海洋法課は延長大陸棚の外縁画定に係るトレーニングの計画はないことを述べた。

#### (13) その他

- ① モザンビーク及びモルディブの申請及びニカラグアの予備的情報の提出について  
委員会は、2010 年 7 月 7 日にモザンビークより、7 月 26 日にモルディブより新たに 2 件の申請を受領し、全申請数は 53 件となったことを確認した。また、2010

年 4 月 7 日にニカラグアより予備的情報が提出されたことを確認した。

② 委員会の今後の会合について

委員会は、第 26 回継続会合を下記の日程で開催することを決定した。

**表 4 第 26 回継続会合日程**

会合	各小委員会日程	
第 26 回 継続会合	フランス小委員会（仏領アンティル及びケルゲレン諸島）	2010 年 11 月 15 日～19 日
	日本小委員会	2010 年 11 月 22 日～12 月 3 日
	モーリシャス・セーシェル共同小委員会	2010 年 12 月 6 日～10 日

委員会は、第 27 回会合を 2011 年 3 月 7 日から 4 月 21 日まで開催することを決定した。全体委員会の日程は、国連総会の承認を得て 3 月 28 日から 4 月 8 日まで開催される。第 27 回会合の詳細日程は下記の通り。

**表 5 第 27 回会合日程**

会合	全体委員会日程	各小委員会日程	
第 27 回 会合	2011 年 3 月 28 日～ 4 月 8 日	フランス小委員会（仏領アンティル及びケルゲレン諸島）	3 月 7 日～11 日
		モーリシャス・セーシェル共同小委員会	3 月 14 日～25 日
		スリナム小委員会	3 月 14 日～25 日
		日本小委員会	4 月 11 日～21 日

委員会は、第 28 回会合を 2011 年 8 月 1 日から 9 月 2 日まで開催することを決定した。全体委員会の日程は、国連総会の承認を得て 8 月 15 日から 26 日まで開催される。第 28 回会合の詳細日程は下記の通り。

**表 6 第 28 回会合日程**

会合	全体委員会日程	各小委員会日程	
第 28 回 会合	2011 年 8 月 15 日～26 日	日本小委員会	8 月 1 日～12 日
		フランス小委員会（仏領アンティル及びケルゲレン諸島）	8 月 29 日～9 月 2 日

第 27 回及び 28 回会合において設置される各小委員会日程についての追加決定は、これらの会期中に行われる。

③ 改定した申請について

委員会は、沿岸国が国連海洋法条約附属書Ⅱ第8条に基づき改定した申請を提出した場合の審査手順について協議し、改定した申請が提出された場合には、既にある申請の審査待ちの列に関わらず、優先的に審査することを決定した。

④ 勧告の公表について

委員会は、国連海洋法条約第76条9項に従って、沿岸国により寄託された大陸棚の外側の限界が恒常的に表示された海図及び関連する情報（測地原子を含む）が適当に公表された場合には、事務総長は、当該限界に関連する委員会の見解における勧告についても適当に公表するとする CLCS 手続規則の規則 54 (3) を再確認した。委員会は、ポーキュパイン深海平原に係るアイルランドの申請及びメキシコ湾西側エリアに係るメキシコの申請について採択された勧告を適当に公表するよう事務総長に求めた。また委員会は、CLCS 手続規則の規則 54 (3)<sup>159</sup>を実施する観点から、勧告に基づく大陸棚の外側の限界に関わる寄託が沿岸国により行われた都度、委員会に伝達するよう事務総長に要請した。さらに委員会は、勧告の公表に先立って、申請国が機密としているデータ又は申請国が所有しているデータが含まれていないかを事務総長が確認することを確認した。

⑤ 勧告の要約について

第25回会合における委員会による決定に従い、ロシア及びブラジルの申請に関する勧告の要約がそれぞれの小委員会委員長によって作成された。要約は再検討のため、会期間中に委員会委員がアクセスできるようにされた。委員会は、第27回会合の議事にこれに関する検討を含めることを決定した。

⑥ 委員会の委員の出席について

作業量の増加に鑑み、委員会は、それぞれの委員の出席の重要性を強調し、国連海洋法条約附属書Ⅱ第2条5項に従い、委員会の委員の指名を行った締約国は、当該委員が委員会の任務を遂行する間その費用を負担することを確認した。さらに委員会は、国連総会決議 64/71 パラグラフ 49 がこの規定を強調し、委員会の作業における専門家の全参加を確保することを指名国に要求していることを再確認した。この関連で、委員会は、申請の審査のために必要な技術的専門性及び全て

---

<sup>159</sup> CLCS 手続規則 Rule 54 Deposit and publicity of the limits of the continental shelf

1 Upon giving due publicity to the charts and relevant information, including geodetic data, permanently describing the outer limits of the continental shelf deposited by the coastal State in accordance with article 76, paragraph 9, of the Convention, the Secretary-General shall also give due publicity to the recommendations of the Commission which in the view of the Commission are related to those limits.

の小委員会の定足数を確保するために必要なメンバーによる全参加を強調した。

また委員会は、CLCS 手続規則の規則 7 (4) により正当な理由なく、連続する 2 会期の間の委員の欠席は、締約国会議の注意を喚起することを想起した。また、効率的な計画の遂行及び委員会の作業の構成を確保するため、全体委員会及び小委員会会合の書簡に回答する形でそれぞれの会合の出席を事前に確認することを委員に求めた。

⑦ 信託基金について

国連海事海洋法課のタラセンコ課長は、全体委員会において開発途上国選出の委員が委員会会合へ参加する費用を支出するための信託基金の状況について、委員会に報告した。タラセンコ課長は委員会に対し、本年中にアルゼンチン、中国、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー及び韓国がトラストファンドに出資し、日本が出資することを伝達したことを伝えた。暫定会計報告によると、本年 6 月末の残高は、約 540,000US ドルである。日本からの拠出金は、本年 8 月に受領された。

タラセンコ課長は、申請の準備を促進することを目的とする信託基金の状況について、本年前半にアイルランドからの拠出があったことを指摘し、概要を説明した。暫定会計報告によると、本年 6 月末の残高は、約 602,000US ドルである。

⑧ 全体委員会への申請のプレゼンテーションについて

委員会は、全体委員会への申請のプレゼンテーションの時期は、沿岸国に選択権があるが、できるだけ早い時期に行うよう沿岸国に奨励した。

⑨ バルバドスからの本年 7 月 13 日付書簡への回答について

バルバドス政府は、2008 年 5 月 8 日に提出されたバルバドスの申請に対する委員会の勧告に関して、委員会委員長に書簡を提出した。バルバドスは、勧告に従って大陸棚の外縁を設定できるよう脚部の正確な位置情報を書簡に添付した。

協議の結果、委員会は申請及び本年 4 月 15 日に採択された勧告を再検討する立場にはないが、要請があれば、勧告の内容について説明をすることが可能である旨をバルバドスに伝達することを決定した。

⑩ 委員会の全委員の通信手段について

委員会の作業における効率化を促進する観点から、委員会委員は、委員長及び委員会の他の委員によって受領される全ての公文書類は、できるだけ迅速かつ実用的で安全な通信手段を設置し、委員会の全委員に利用できるようにすべきであると確認した。同様に、小委員会の委員長によって受領される全ての公文書類は、



同様な措置を行い、それぞれの小委員会の全委員に利用できるようになる。

#### ⑪ 事務局への謝意

委員会は、海事海洋法課による高い水準の事務局業務に謝意を表した。委員会は、海事海洋法課の職員、今次会合の間の委員会支援のための事務局の他の職員、国連公用語の専門的に高度な通訳及び会議場における支援に謝意を表した。

### 5.3 海洋法諮問委員会への参加

#### 5.3.1 目的

本出張は、2010年10月25日から27日にかけて行われた海洋法諮問委員会（Advisory Board on the Law of the Sea: ABLOS）が主催する第6回 ABLOS コンファレンスにの機会を捉え、大陸棚限界延長に従事する各国関係者から最新情報を収集すると共に、意見交換を行うことを目的とした。コンファレンスでは、「国連海洋法条約において議論のある事項—本当に議論はないのか？」（‘Contentious Issues in UNCLOS-Surely not?’）のテーマにおいて、国連海洋法条約が想定していなかった極地利用、島の制度、海面上昇、新技術による領海基線画定等様々な問題について法的・技術的な議論を聴取することを併せて目的とした。コンファレンスでは特に、2008年5月に提出され、本年4月に勧告が発出された英領アセンション島に係るイギリスの申請に従事したイギリス代表団メンバーによる講演が行われ、最新情報を収集する貴重な機会となった。

#### 5.3.2 調査期間等

##### (1) 会議名

海洋法諮問委員会 第6回コンファレンス（ABLOS6<sup>th</sup> Conference）

##### (2) 開催日および開催場所

2010年10月25日（月）～10月27日（水）

モナコ公国国際水路局（International Hydrographic Bureau）

##### (3) 行程

10月24日（日）	成田 11:50 発 NH207 ミュンヘン 17:00 着
	ミュンヘン 19:15 発 LH6051 ニース 20:40 着
25日（月）	海洋法諮問委員会 第6回コンファレンス
26日（火）	海洋法諮問委員会 第6回コンファレンス
27日（水）	海洋法諮問委員会 第6回コンファレンス
28日（木）	ニース 17:15 発 LH6050 ミュンヘン 18:35 着
	ミュンヘン 20:55 発 NH208

29日（金） 成田 15:25 着

### 5.3.3 概要

第6回コンファレンスは、「国連海洋法条約において議論のある事項—本当に議論はないのか？」（‘Contentious Issues in UNCLOS-Surely not?’）をテーマに開催された。下記に、基調講演及びセッション1から9までの全ての講演の概要を報告する。

#### (1) 基調講演

講演者：Prof. Hasjim Djalal

国連海洋法条約（以下、条約）の下では、水路、水路測量及び海洋の科学的調査において異なった意味がある。水路は、一般的に水域に係る知識を意味し、（1）水深並びに海底の構造及び性質、（2）海流の方向及び勢い、（3）潮の満ち干及び海面、（4）調査及び航法目的のための地形的特徴の位置及び目的位置に関係する。水路測量は、（1）航行の安全目的、（2）人工島並びに海における構築物及び施設の建設、（3）港及び基地施設の建設など特定の目的のための水域の調査を意味する。一方、海洋の科学的調査は、海及び大洋の性質及び自然作用並びに海底及びその下に係る科学知識を高めるために海洋環境において行われる活動を意味する。条約は、水路測量及び海洋の科学的調査双方に係る条項を含んでいる。

水路測量は、条約の遂行ととても関連深い。航行の目的のみではなく、海洋資源及び環境の開発及び管理の目的において、海洋管理のため水路について精通し、理解を深めていくことが不可欠である。しかしながら、水路は、利益および貢献を最大にするため、海洋学、地質学、度量衡等を含めた他の関連統制活動と協力、共働作用することが重要である。

#### (2) 第1セッション

##### S1-1 近海における航行の沿岸国による規制—トレス海峡及びグレート・バリア・リーフの例—

講演者：Dr. Sam Bateman（オーストラリア ウーロンゴン大学専門研究員）

オーストラリアは、トレス海峡及びグレート・バリア・リーフ内の航路を通過する船舶に水先案内を義務づける制度を設け、議論を呼ぶこととなった。特にシンガポール及び米国を含む多くの国が海峡の水先案内を義務づけることは、条約の国際航行に使用される海峡の航路通行の体制に相反していると反対している。

海洋環境への高い関心は、最近20年間に起こった海洋管理及び政策において最も重要な進展である。その結果、航海の自由は制限されず、条約が協議された1970年代の自由放任主義の環境が優勢であった頃とはもはや同じではない。

近海での航行についての沿岸国の規制は、徐々に管轄区域として増加が見られ、議論される問題のまま残っている。

## S1-2 非主権国家にとっての主権的権利—大陸棚に対する非国家主体の権利に関する概観

講演者：Mr. Charles Claypoole (Latham & Watkins 社上級法律専門家)

国連海洋法条約の基本原則は、沿岸国は、沿岸に隣接する大陸棚に賦存する炭化水素に対する権利を享受することを謳っている。これは、慣習法及び協定の点においても異議がない。国際司法裁判所が認めるように、これらの権利はその事実によって最初から存在し、宣言する必要はない。

実際には、東ティモール、西サハラ、パレスチナ及びグリーンランドなどの沿岸国（国家）ではない主体が大陸棚に賦存する資源の権利を行使している。沿岸国でない主体が大陸棚に賦存する天然資源に対する管轄権を行使することに関する慣習国際法の主張への強い支持がある一方、この原理の意欲的な適用における問題は、これに異を唱える沿岸国が政治及び法律問題を提起するだろう。

## S1-3 現実の姿：議論のある事項は、依然として重要である

講演者：Dr. Sobar Sutisna (インドネシア国立調査・地図作成調整庁境界地図センター長)

国連海洋法条約（以下、条約）の下で第 47 条<sup>160</sup>に規定されている群島基線の

<sup>160</sup> 国連海洋法条約 第 4 部群島国

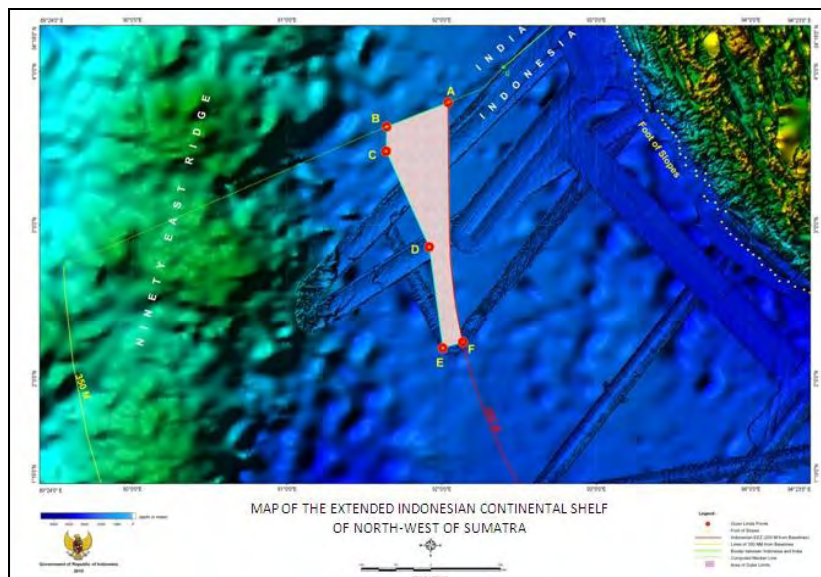
### 第 47 条

1. 群島国は、群島の最も外側にある島及び低潮時に水面上にある礁の最も外側の諸点を結ぶ直線の群島基線を引くことができる。ただし、群島基線の内側に主要な島があり、かつ、群島基線の内側の水域の面積と陸地（環礁を含む。）の面積との比率が 1 対 1 から 9 対 1 までの間のものとなることを条件とする。
2. 群島基線の長さは、100 海里を超えてはならない。ただし、いずれの群島についても、これを取り囲む基線の総数の 3 パーセントまでのものについて、最大の長さを 125 海里までにすることができる。
3. 群島基線は、群島の全般的な輪郭から著しく離れて引いてはならない。
4. 群島基線は、低潮高地との間に引いてはならない。ただし、恒久的に海面上にある灯台その他これに類する施設が低潮高地の上に建設されている場合及び低潮高地の全部又は一部が最も近い島から領海の幅を超えない距離にある場合は、この限りでない。
5. いずれの群島国も、他の国の領海を公海又は排他的経済水域から切り離すように群島基線の方法を適用してはならない。
6. 群島国の群島水域の一部が隣接する国の 2 の部分の間にある場合には、当該隣接する国が当該群島水域の一部で伝統的に行使している現行の権利及び他のすべての適法な利益並びにこれらの国の間の合意により定められているすべての権利は、存続しかつ尊重される。
7. 1 の水域と陸地との面積の比率の計算に当たり、陸地の面積には、島の裾礁及び環礁の内側の水域（急斜面を有する海台の上部の水域のうちその周辺にある一連の石灰岩の島及び低潮時に水面上にある礁によって取り囲まれ又はほとんど取り囲まれている部分を含む。）を含めることができる。
8. この条の規定に従って引かれる基線は、その位置の確認に適した縮尺の海図に表示する。これに代

設定は、インドネシアを含めた開発途上国にとって技術的に非常に高度な要求である。大きい縮尺の正確な海図は、安全に航行するために求められるが、すべての海域がすでに大きい縮尺で扱われているわけではない。大きい縮尺の海図の生産は、経済的な正当性が必要である。こうしたことから、インドネシアは群島基線を設定するのに多くの時間を費やした。

また、条約第 76 条に規定されている大陸棚について、インドネシアは、EEZ の調査及び海図化が完了した平成 15 年から調査を始めた。インドネシアは自力で申請に漕ぎつけたが、それにはインドネシアの地球科学者が CLCS 科学的及び技術的ガイドラインに従って、申請に係る規定や要求を満たすための知能の結集が必要であった。

図 1：スマトラ島北西に係るインドネシアの申請に対する勧告案



### (3) 第 2 セッション

#### S2-1 想像上の島？：海洋管理権の保護及び不安定な沿岸に安定した海洋境界を定める選択

講演者：Dr. Sam Bateman（オーストラリア ウーロンゴン大学専門研究員）

2010（平成 22）年 3 月のインド及びバングラデシュの間で領有権を争っていた島の浸水は、気候変動による海面上昇が原因であると考えられ、低い海岸と島に関する来たるべき難問の前触れに光を当てた。特に小島嶼国の場合は、気候変動及び海面上昇の原因と考えられている温室効果ガスの排出への責任はほとんどないが、不均衡な結末に陥る可能性が高く、その取り組みは重要である。

えて、測地原子を明示した各点の地理学的経緯度の表を用いることができる。

9. 群島国は、8 の海図又は地理学的経緯度の表を適当に公表するものとし、当該海図又は表の写しを国際連合事務総長に寄託する。

こうした状況の中、現在の権利及び天然資源を保護するための基線及び海洋境界の訂正は、恐らく適当な行為だろう。

## **S2-2 海面上昇に対する沿岸国の領有権の保護手段としての人工島及び構築物 - 国連海洋法条約の総体的見解 -**

講演者：Mr. Tilemachos Bourtzis（ギリシャパンテオン大学研究員）

気候変動に起因する海面上昇はもはや疑いの余地はなく、近い将来に直面する問題である。2007(平成19)年に IPCC(Intergovernmental Panel on Climate Change：気候変動に関する政府間パネル) が発行した第四次報告書では、海面上昇は 18cm から 58cm 上昇すると指摘している。

人工島及び構築物についての現在の法的枠組みは、主に探査及び開発を目的としているが、海面上昇及び自然現象を補い、安全な土地を他の利用に提供するため、広く強化していくべきである。人工構築物を製造するための技術の利用を可能にし、起こりうる海面下の国の人々の権利を法的枠組みに具体化していくことは不可欠であり、領土において失った経済及び海洋の権利や移住の代替となるだろう。

### **(4) 第3セッション**

#### **S3-1 国連海洋法条約の国の管轄権を超えた領域での海洋バイオ開発の規則**

講演者：Dr. Nicolas Leroux（スイス LALIVE 社弁護士）

技術の発展は、10年前に深海における海洋バイオ開発の進展を可能にしたが、それらの活動に適用できる法的枠組みは理解しにくいままである。現在、国連海洋法条約（以下、条約）は、深海における海洋バイオ開発のため、国の管轄権を越えた信託における法的枠組みを提供できないでいる。現在の体制を改善するため、国の管轄権を越えた海域に関して多くの提案がなされている。

まず、ほとんどの先進国は現体制に満足しており、適切な知的財産権と共に深海生物に自由にアクセスすることができると考えている。一方、ほとんどの開発途上国は、条約第 11 章を深海底の海洋発生資源に適用することを要求している。また、海洋発生資源は条約第 11 章の下で扱われ、人類の共同の財産の一部を形成すべきであり、国際海底機構の権限を海洋バイオまで広げることができると考えている。

こうした行き詰まりを打開するために、多くの沿岸国は 3 番目のアプローチとして、海洋発生資源の重要性に関する原理的問題を避け、当面の関心事について、実用的な問題を重点的に取り扱うことを支持している。現在の国の管轄権内におけるアクセス及び利益の分配についての協議の結果は、公海において深海に起源をもつ資源に関する国際的協力の進展へ沿岸国を促すことにより、

重要な役割を果たすだろう。

### S3-2 国連海洋法条約における極の特色：北極海における科学的研究及び調査活動のための体制の事例研究

講演者：竹井 良修（オランダ ユトレヒト大学海洋法研究所研究員）

条約は、第 234 条<sup>161</sup>において氷に覆われた水域、特に北極を扱っている。近年、海氷の溶ける速度の加速化によって資源開発による成功、延長大陸棚に関わる情報収集の必要性及び氷に覆われた水域におけるデータ収集の手段の技術的発展により、北極海におけるデータの収集活動は著しい増加傾向にある。

北極海におけるデータ収集活動は、他の海域と同様に条約のもとで規定された一般的枠組みによって管理されている。最近、グリーンランド及びノルウェーのバイオ開発に関わる新法の成立や、オスパール委員会における深海及び公海における海洋調査の責任行為に関する規約の採択及びノルウェー・ロシア共同漁業委員会が魚の貯蔵に気候変動が起こし得る影響評価活動に合意した。これら 3 つの新たな進展は、北極海における研究および調査体制の発展に影響するであろう。また北極には、南極条約のような包括的な新条約は用意されていないが、「環境保護に関する南極条約議定書（Protocol on Environmental Protection to the Antarctic Treaty）」をモデルとし、法的に拘束力があるかどうかに関わらず、北極海全域における環境保護や生物多様性の管理方法の可能性を考えていく価値はあるだろう。

### S3-3 生態系に基礎を置く管理－EU における実行－

講演者：Dr. Ronán Long（アイルランド ゴールウェー大学海洋法・海洋政策センター長）

1982 年に採択された国連海洋法条約及び 1992 年に採択された生物の多様性に関する条約は、多数国間における協定として、「生物多様性」という新しい概念を取り扱っている。また、2004 年の国連事務総長の報告は、生態系への取り組みは、過去 20 年間における環境及び天然資源の管理の最も重要な概念の一つであることを指摘した。

---

<sup>161</sup> 国連海洋法条約第

8 節 氷に覆われた水域

第 234 条 氷に覆われた水域

沿岸国は、自国の排他的経済水域の範囲内における氷に覆われた水域であって、特に厳しい気象条件及び年間の大部分の期間当該水域を覆う氷の存在が航行に障害又は特別の危険をもたらし、かつ、海洋環境の汚染が生態学的均衡に著しい害又は回復不可能な障害をもたらすおそれのある水域において、船舶からの海洋汚染の防止、軽減及び規制のための無差別の法令を制定し及び執行する権利を有する。この法令は、航行並びに入手可能な最良の科学的証拠に基づく海洋環境の保護及び保全に妥当な考慮を払ったものとする。

EUは生物多様性の減少を食い止め、生態系を保護する観点で、海洋における人的活動の管理を基礎とした法的枠組みの作成に着手している。EUは、過去10年間に立法においてこの概念を現実世界へ動かす重要な進展を成し遂げ、2020年までに法体系を整備する予定である。しかしながら、加盟国による実行には、直面する困難を克服するため、EUのイニシアチブが重要である。

## (5) 第4セッション

### S4-1 領海基線を決定するための遠隔探査を使ったオーストラリアのアプローチ

講演者：Mr. Grant Boyes (オーストラリア地球科学院 海洋境界担当上級顧問)

オーストラリアの管轄海域は、世界で3番目に大きい。管轄海域は、オーストラリア本土、領地及び8,000を超える島から正確に測定されている。広大な管轄海域は、オーストラリアが領海基線の決定を行わなければならない問題の大きさと多様性を強調している。

地理的見地からの限定された海図は、単一のデータソースとしての海図への信用を限定させる。そのため、衛星技術を利用した遠隔探査は、厳密に基線を決定するための比較的安価な方法として開発され、この技術は、オーストラリアと同様の問題を持つ多くの沿岸国、特に小島嶼沿岸国や開発途上国においても導入できると考えている。

### S4-2 大陸棚限界延長申請に対する第三国の反応と大陸棚限界委員会 (CLCS) によるその扱い

講演者：Mr. Ron Macnab (元カナダ地質調査所)

2010年4月1日現在の大陸棚限界延長申請について、第三国が口上書においてどのような反応を示したかの分析を行った。申請が重複する北極海、ベンガル湾、南シナ海、ハットンロッコール堆並びに南極及び南大洋 (Southern Ocean) では、CLCSが重大な決定を担っている。5海域のうち、南シナ海ではマレーシア及びベトナムの共同申請並びにベトナムの単独申請に対し、中国及びフィリピンが領有権に関わる口上書を提出しており、マレーシア及びベトナムが2回以上に渡って反論を行っている。こうした状況は、南シナ海の大陸棚限界延長申請について今後のCLCSの対応が重要であることを示している。

### S4-3 海洋境界についての議論のある問題を減らすための国連海洋法条約に従ったデータ提出に益する国際データ基準の使用

講演者：Dipl.-Ing Ottokarl Büchsenschütz-Nothdurft (CARIS社トレーニング支援部長)

新しい技術の開発は、国連海洋法条約に基づいた領海基線、群島基線及び海

洋境界線の国連事務総長への寄託において、沿岸国が経験してきた困難を減らすことができる。これらの情報は、海図もしくは地理学的経緯度の表を寄託することが条約において規定されている。CARIS社は、国際水路機関（IHO）が国際標準とするS-75の開発に従事しており、今後2010年に1月に発行されたS-100標準へと移行する予定である。

## (6) 第5セッション

### S5-1 信頼に足る基礎の設定 - 画定海域の適用事例

講演者：Mr. Grant Boyes（オーストラリア地球科学院 海洋境界担当上級顧問）

従来の紙の海図では十分でなくなった海洋の空間管理を支援する基盤整備の要求に応えるため、オーストラリアは15年前に基線及び海域のデジタル化について開発を開始した。初めは、遠隔探査データによって改良された地図作製データを一番の基礎にしたが、技術の進歩は、縮尺によるデータよりも元来のデータの使用を単純かつ効率的に行うことを可能にした。

海洋境界管理の次世代を担うのは、国の海洋境界情報システムの構築である。最も役立つデータを使用して海岸線の厳格な調査を行い、国連海洋法条約第7条2項<sup>162</sup>に規定された不安定な海岸線を考慮した上で基線を設定し、完全に安定した限界を設定することは、沿岸国が全ての海洋空間の利用者の増加を確実にし、様々な海域について条約に一致した信頼に足る設定を行い、デジタル化された海洋利益管理システムの構築を可能にする。

### S5-2 不明確な等距離線に対するアルゴリズム解法

講演者：Mr. Leendert Dorst（オランダ海軍水路部）

海洋境界画定は、等距離線の計算から始まるが、通常、等距離線は特別事情または関連事情によってしばしば修正される。修正プロセスは、「衡平原則」一さまざまに解釈される概念一に則った線を引くことを目的とする。等距離線は技術専門家によって計算される一方、衡平と思われる位置まで移動させる境界線は、交渉の産物である。等距離線の修正のためのアルゴリズム手法は、交渉を好転させ、加速させる可能性を持つ。

国連海洋法条約を基にした海洋境界画定プロセスにおいて議論のある事項は、特に大きさの異なる島の管理の事例において、アルゴリズム手法を利用することで軽減される。我々は、等比率手法の柔軟性と等距離手法の特徴を組み合わせ

<sup>162</sup> 国連海洋法条約 第7条

2. 三角州その他の自然条件が存在するために海岸線が非常に不安定な場所においては、低潮線上の海へ向かって最も外側の適当な諸点を選ぶことができるものとし、直線基線は、その後、低潮線が後退する場合においても、沿岸国がこの条約に従って変更するまで効力を有する。



せるため、簡潔化した等比率手法を現行の方法に加えることを提案する。しかしながら、一定しない盛換（もりかえ）点から解放されるかどうかは明らかではない。

### S5-3 ベンガル湾における論争：バングラデシュのインド及びミャンマーとの海洋境界画定を取り巻く問題

講演者：Mr. Stephen Fietta (Latham & Watkins 社弁護士)

長期に渡った交渉からしばらくして、バングラデシュは、インド及びミャンマーとの紛争について、拘束力のある第三者による紛争解決手段をとることに合意した。バングラデシュ－ミャンマー間の境界画定は、最初の海洋境界訴訟として国際海洋法裁判所に提出され、バングラデシュ－インド間の境界画定は、仲裁裁判に提出された。

バングラデシュは、水深を基本とした直線基線を主張している。一方、インド及びミャンマーは、バングラデシュが地理的に被るであろう不利益を考慮に入れず、等距離線の適用を基本としたバングラデシュとの海洋境界を主張することが予想される。

また、インド及びミャンマーは、バングラデシュの延長大陸棚の存在を否定した上で、ミャンマーは2008年12月16日、インドは2009年5月11日にそれぞれ大陸棚延長申請を提出している。一方、バングラデシュはインド及びミャンマーの申請の審査に反対し、2011年中の大陸棚延長申請の提出を予定している。バングラデシュとインド及びミャンマーの海洋境界画定は多くの懸案事項を含んでおり、今後の動向が注目される。

## (7) 第6セッション

### S6-1 国際海洋法裁判所の始動前に蓄積された先例：1969年から2010年における法的解決から生じた海洋境界画定の基準及び傾向

講演者：Dr. Pieter Bekker (Crowell & Moring LLP 社弁護士)

1980年代後半以降、第三者による海洋境界画定は、多くの議論を呼んできた。国際海洋法裁判所 (ITLOS) は、ベンガル湾におけるバングラデシュ及びミャンマー間の紛争において初めて海洋境界画定を裁くことになる。ITLOSによる決定は、信頼を確保し、約15件の海洋境界画定における先例において生じた基準及び傾向を再確認するのに役立つ。

1969年の北海大陸棚事件及び2009年の黒海におけるルーマニア及びウクライナ間の海洋境界画定において、法的普遍性を見ることができる。事例の大多数は国際司法裁判所において決定されている一方、特別法廷による決定はわずかである。これらの多くの決定は、国連海洋法条約に影響を受けており、重要

な基準及び概念が体系化され、効力を持つ。最初の境界画定事件において、ITLOSは先例の決定により確立された法的基準の方針において平等な解決に達するための十分な法的材料をもつ。

## S6-2 北極の課題：国連海洋法条約及び新たな気候は北極の管理を生成するのか？

講演者：Dr. Kaare Bangert (Wolfson College Oxford)

海氷が溶けて北極海の利用が可能になり、国連海洋法条約（以下、条約）の適用に新たな好機と課題が生じている。利用可能な水域の増大により、商業漁業、海底下の炭化水素の開発及び海洋航路の新たな可能性が生じている。北極の特異な環境は、5つの重要な問題において条約に挑戦している。

1. 氷に覆われた海域において基線を引くこと
2. 最も荒れた、氷で危険な海域及び環境が最も影響を受けやすい海域における無害通航の管理
3. 国際海峡並びに北西及び北東航路の特別な状況－特別な北極の海峡管理の造成
4. 進行中の350海里までの延長大陸棚の管理
5. 公海の管理－新たな商業活動の活発化は、今までの国際安全保障にとって極めて重要な海域における従来邪魔されない軍事利用との衝突の可能性

北極の沿岸国は、特別な法体系において新たな課題を処理することを選ぶべきである。結果がどうであれ、世界の最も多くの石油埋蔵量の見積の存在は、条約による公正性ではなく、重要な利益の深刻な対立を引き起こすだろう。

## (8) 第7セッション

### S7-1 南シナ海の沿岸国及び大陸棚延長申請

講演者：Mr. Nguyen Hong Thao (ベトナム ハノイ大学教授)

国連海洋法条約（以下、条約）及びCLCS科学的及び技術的ガイドライン（以下、ガイドライン）は、延長大陸棚の設定を義務と規定している。しかしながら、ガイドラインに沿った大陸棚の延長は、南シナ海のような海洋紛争が存在する狭く隔離された、もしくはほぼ隔離された海域において困難である。

南シナ海において、タイとカンボジアは条約を批准していない。シンガポールは締約国ではあるが、大陸棚の延長に意志を表明していない。申請の提出を選択したのは、インドネシア、マレーシア、フィリピン及びベトナムであり、ブルネイと中国は、予備的情報の提出を選択した。マレーシア及びベトナムの申請に対し、中国とフィリピンは申請の審査に反対する口上書を提出している。

また、南シナ海には島の領有権に関する問題も存在するため、延長大陸棚の定義だけでは解決しない。南シナ海において大陸棚の延長の権利を主張する

国々は、延長大陸棚を設定するために条約に従い、島の地位について真剣に協議し、それぞれの限界を明らかにすることを奨励されている。

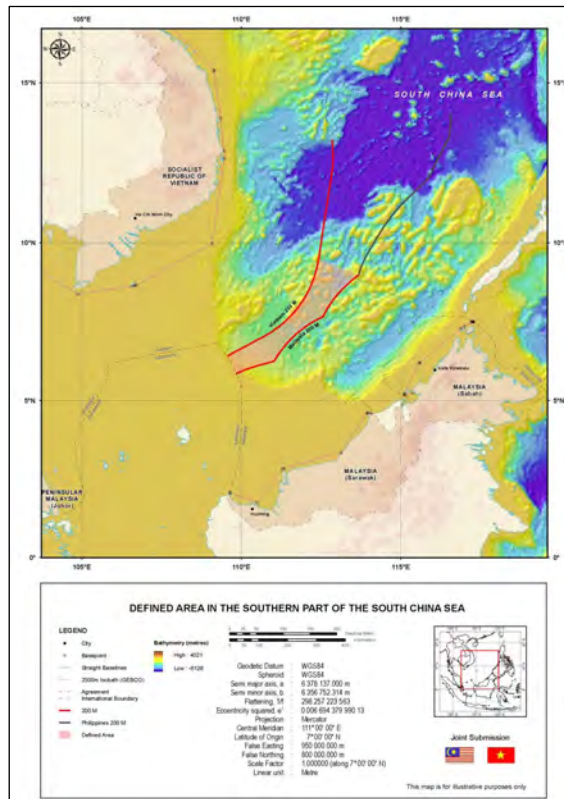


図 2：マレーシア及びベトナム共同申請海域図

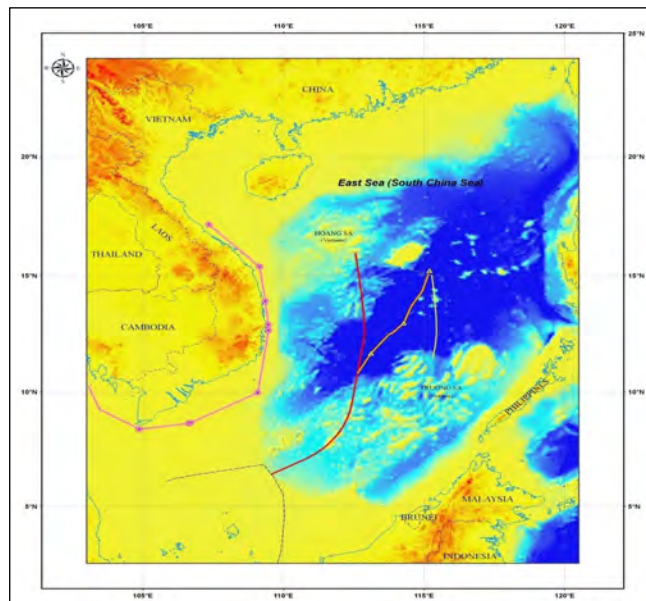


図 3：ベトナム単独申請海域図

## S7-2 紛争のある海域における執行行為：法体系

講演者：Dr. Irini Papanicolopulu（イタリア ミラノービコッカ大学首席研究官）

法の施行は、国の領土における統治権力の一つとして疑う余地はない。同様に、国は海域において排他的で強力な権力を持つ。しかしながら、海洋境界が未画定の場合は、双方が排他的な権力の行使を要求することがあり得る。

向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における EEZ 及び大陸棚の境界画定は、国連海洋法条約第 74 条<sup>163</sup>及び第 83 条<sup>164</sup>において、衡平な解決を達成するために、合意により行うことが規定されている。国際司法裁判所、国際海洋法裁判所及び仲裁裁判所における国際判事の妥当な決定は、適用可能な一定の基準を提示している。

## S7-3 国連海洋法条約に基づく人工基線に係る問題

講演者：Mr. Chris Carleton（イギリス水路部海洋法課課長）

国連海洋法条約（以下、条約）第 5 条<sup>165</sup>に規定された「通常の基線」は、礁、河口、湾及び低潮高地を含む様々な自然の海岸の特徴を含む。人工の港湾工作物は、条約第 11 条<sup>166</sup>においてのみ規定されている。しかしながら、第 11 条に規定された「港」、「恒久的」及び「港湾工作物」の解釈並びに意味の両方について、多くの質問が提起できる。また条約は、海岸線を形成する領土の返還要求や、浸食を軽減するために人工的に保護された海岸線の問題について言及していない。さらに問題は、海洋空間や海洋境界の画定のための基線に人工建造物が影響するかどうかである。

イギリス及びフランスの間にあるドーバー港及びクェートの Ra's Laffan 港は、領海の基点となるが、境界線とはならない。一方、サウジアラビアの Ra's

---

<sup>163</sup> 国連海洋法条約

第 74 条 向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における排他的経済水域の境界画定

1. 向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における排他的経済水域の境界画定は、衡平な解決を達成するために、国際司法裁判所規定第 38 条に規定する国際法に基づいて合意により行う。

<sup>164</sup> 第 83 条 向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定

1. 向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定は、衡平な解決を達成するために、国際司法裁判所規定第 38 条に規定する国際法に基づいて合意により行う。

<sup>165</sup> 第 5 条 通常の基線

この条約に別段の定めがある場合を除くほか、領海の幅を測定するための通常の基線は、沿岸国が公認する大縮尺海図に記載されている海岸の低潮線とする。

<sup>166</sup> 第 11 条 港

領海の限界の画定上、港湾の不可分の一部を成す恒久的な港湾工作物で最も外側にあるものは、海岸の一部を構成するものとみなされる。沖合の施設及び人工島は、恒久的な港湾工作物とはみなされない。

Tannurah に石油ターミナルとして設けられた突堤には港が整備されているため、領海の基点はもちろん、境界線とすることも可能かもしれない。

したがって、防波堤が独立した港湾の架設や、防波堤、堤防、土手、護岸堤及び訓練用の壁等の人工建造物は、領海基点として利用可能である。一方、アメリカでみられる石で建築された突堤や栈橋、人工島、沖合の港湾設備及び海岸に接続していない崩壊した建造物等は、容認できないだろう。



図 4 : Ra's Laffan 港海図



図 5 : Ra's Tannurah 海図

## (9) 第 8 セッション

### S8-1 大陸棚の外側の限界画定を目的とした 2,500m 等深線の適用の価値判断

講演者：Mr. Bjørn Kunoy（デンマーク フェロー諸島外務省法律顧問）

国連海洋法条約（以下、条約）第 76 条 5 項及び 6 項<sup>167</sup>の 2 種の制限線の間で、海底海嶺には距離の制限のみが適用される。一方、大陸縁辺部の自然の構成要素である海底の高まりには、2 種の制限線の組み合わせが可能である。CLCS 科学的及び技術的ガイドライン（以下、ガイドライン）は、適用可能な水深による制限線の設定について、2,500m 等深線に沿った定点の選択の際の多くの基準を推奨している。

沿岸国が委員会に申請した外側の限界の審査において、委員会によって適用された基準と大陸棚の外側の限界画定を目的とした有効な 2,500m 等深線の決

<sup>167</sup> 本事業報告書 附録 4 を参照。

定について規定するガイドラインの間に矛盾がある。さらに委員会は、最近条約の条文との一致について懸念が提起され、条約第 76 条 6 項の解釈を変更した。

## S8-2 国連海洋法条約第 76 条に従うこと：開発途上国にとっての重責？—あるアフリカの国の見解

講演者：Dr. Edwin Egede（イギリス カーディフ大学講師）

国連海洋法条約（以下、条約）は、国内法を越えて深海底の設定を行うため、広い大陸棚を持つ国に対し、200 海里を超えた大陸棚の CLCS へのデータ及び情報の提出義務を課している。しかしながら、複雑さと莫大な費用を必要とする申請の準備により、多くのアフリカを含む開発途上国が条約第 76 条に従うことに困難を抱えている。

アフリカの沿岸国の多くは、大陸棚の延長を主張する可能性がある。それらのいくつかの国は、高度な技術的知識及び資金の欠如により、申請の義務を満たすことに苦勞している。現在までに一握りのアフリカの沿岸国が申請を提出し、多くは予備的情報<sup>168</sup>の提出のみ行っている。これらの国々への「支援」は、アフリカの広い大陸棚を持つ国々の問題ではなく、深海底を明確に画定するための「共通の問題」として扱うべきである。

## S8-3 海底の奪い合い：重複する大陸棚の外側の限界の権利、資源の可能性及びその解決

講演者：Mr. Robert van de Poll（Fugro 社海洋法国際部長）

2009 年初めに、CLCS に大陸棚の外側の限界に関する情報提出の嵐が吹いた。2010 年 10 月現在、155 の締約国の 54% に上る 84 沿岸国が大陸棚延長の権利を確保できる。そのうち、48% にあたる 75 か国が申請及び予備的情報を提出し、新たな大陸棚の延長海域の合計は、30,155,031 km<sup>2</sup>になる。また、32 の海域の約 2,711,107 km<sup>2</sup>において、200 海里を超えた大陸棚の重複した主張及び紛争があり得る。

最終的に、重複による申請及び海洋紛争については、申請国間で解決しなければならない。大陸棚の延長海域における権利を承認することについての沿岸国側の根本的で重要な関心は、統治権が危うくなる問題に起因する。また熱狂的な「海底の奪い合い」の主な理由は、大陸棚の外側の限界に相当な資源の富

---

<sup>168</sup> 2008 年 6 月の第 18 回国連海洋法条約締約国会合で、申請提出期限の問題が審議され、多くの議論の後、以下の決定がなされた。

- ① 2009 年 5 月 12 日までに 200 海里を超える大陸棚の外側の限界に関する予備的情報（preliminary information）を国連事務総長に提出すれば締め切りを満たしたものとする。
- ② この予備的情報について CLCS は審査をせず、その後提出される申請内容に影響を及ぼすものではない。

が生ずるとの認識である。確かに、延長大陸棚は将来の海底資源調査及び開発にとって次のフロンティアとしての可能性を持っている。

## (10) 第 9 セッション

### S9-1 段丘状の大陸斜面における脚部の決定

講演者：Ms. Marcelo Paterlini（アルゼンチン水路・航海サービス）

典型的な大陸縁辺部の地形断面は、大陸棚、斜面及び楔（くさび）形のライズと呼ばれる堆積物を含む。海側の限界は、勾配が水平になるまで減少した深海底の起点となる位置になる。CLCS 科学的及び技術的ガイドライン（以下、ガイドライン）は、多くの大陸縁辺部はこの典型的な全体像から始まり、地質及び地球物理データが斜面脚部の位置を立証するために提出できると認めている。

しかしながら、アルゼンチン南部の火山性非活動的縁辺域に典型的な形状は見られず、大陸棚と深海底をつなぐ斜面が段丘上になっている。これは、非常に活動的な堆積過程がコンチネンタル・ライズ<sup>169</sup>の発達を妨げるコンターライト<sup>170</sup>堆積系を形成するため、テラス状の堆積層が深海底への斜面の上部から広がり、それらの上に化石化した堆積漂積物が現在の形状を決定している。この大変珍しい形状は、ガイドラインで触れられていないため、アルゼンチンの申請の審査の際の正念場となると思われる。

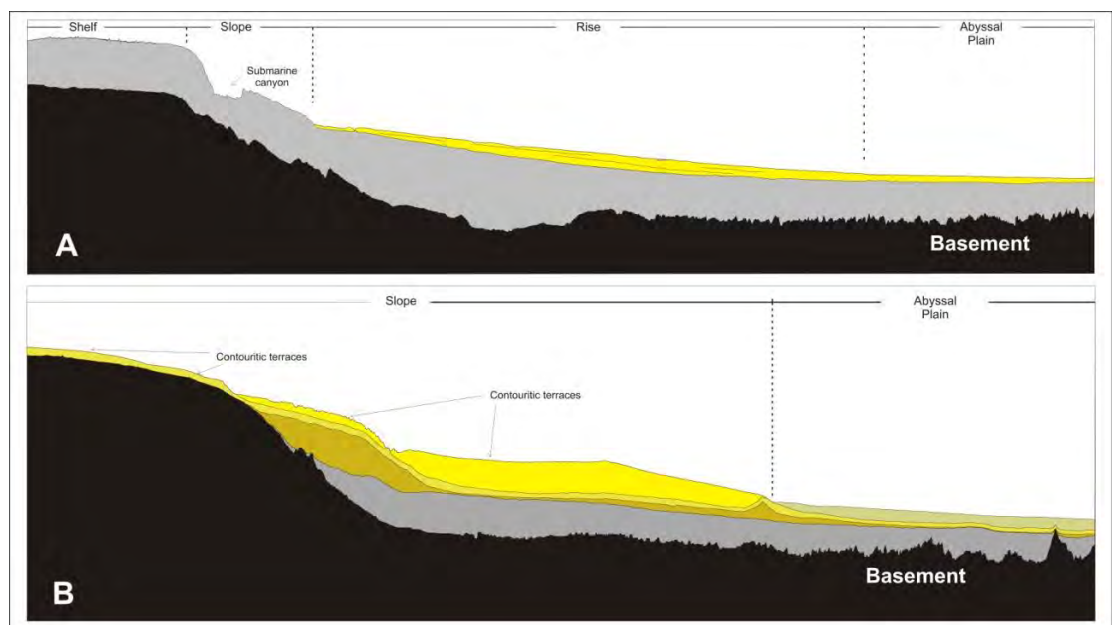


図 6：典型的な大陸棚の断面図 (A) 及びアルゼンチン南部の非活動的縁辺部 (B)

<sup>169</sup> 大陸斜面の基部にある滑らかな斜面（地学団体研究会編「新版地学事典」（1996年）より）。

<sup>170</sup> コンターライト（contourite）：底層流によって運搬され、堆積した地層（前出「新版地学事典」より）。

## S9-2 北部ブラジル海山列—ブラジルの大陸縁辺部の自然の構成要素もしくは自然の延長の例？

講演者：Mr. Luiz Carlos Torres（ブラジル海洋研究基金）

国連海洋法条約（以下、条約）は海面下の形状に言及し、CLCS 科学的及び技術的ガイドライン（以下、ガイドライン）は、条約に例証された形状の種類について詳細に説明している。ガイドラインは、「海洋海嶺」、「海底海嶺」及び「海底の高まり」の 3 種類の海面下の形状を説明し、さらにそれらの形状に値する自然の延長及び自然の構成要素のアプローチを紹介している。

北部ブラジル及びフェルナンデ・デ・ノローニャ海嶺は、赤道ブラジル大陸縁辺部の 2 箇所の顕著な海底の形状である。両海嶺は、海岸線に平行及び垂直な部分であり、南アメリカ及びアフリカプレートの分割が影響を与え、これらの海域の縁辺部を形作り、さらに特徴的な穴を形成した。そのため、北部ブラジル海山及び内部の海底は、統合された体系として理解できる。したがって、地形学的及び地球物理学的データ及び科学的文献により裏付けられるように、北部ブラジル海山列は、赤道ブラジル大陸縁辺部の自然の延長として結論付けられる。

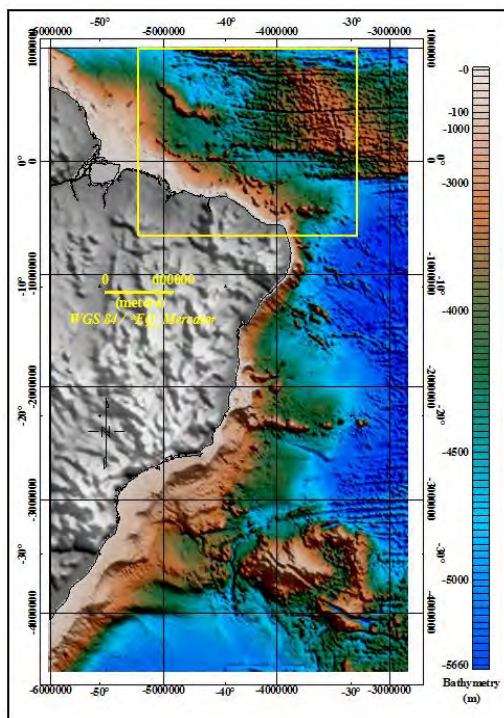


図 7：ブラジル海域地形図

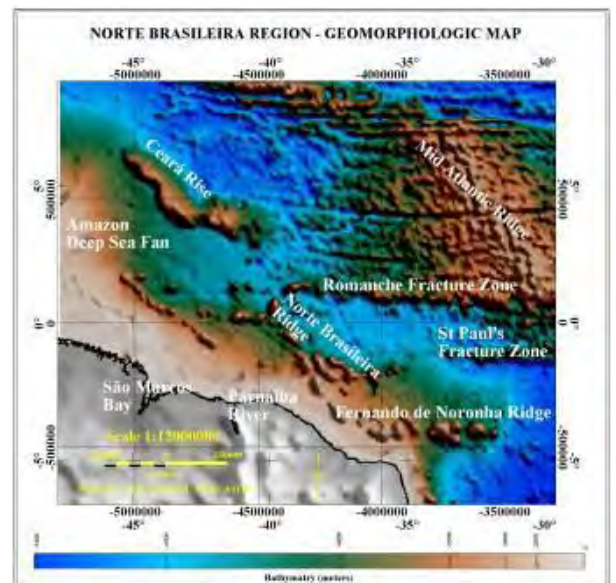


図 8：北部ブラジル海域地形図



## アセンション島に延長大陸棚はあるのか？

講演者：Dr. Lindsay Parson（イギリス サザンプトン国立海洋学センター海洋法プロジェクトリーダー）

海洋海嶺に関連した 200 海里を超えた大陸棚は、国連海洋法条約（以下、条約）の交渉過程においてと同様、現在の締約国及び CLCS にとって難しい問題である。イギリスのアセンション島に係る申請は、中央海嶺に位置する、または中央海嶺近辺の海洋性の島に関連する多くの延長大陸棚申請の一つであり（図 9 を参照）、最初に CLCS によって審査された。条約の示すところでは、海洋性の島は従来の大陸棚、斜面及びライズをもたない。

アセンション島に係るイギリスの申請における主張は、中央海嶺に統合された構成要素であり、中央海嶺に沿った自然の延長である。したがって、中央海嶺は島の大陸縁辺部の一部を含み、条約第 76 条が示す「海底海嶺」もしくは「海底の高まり」と考えられ、深海底の一部ではないと考えられた。

しかしながら CLCS は、アセンション島の体系は深海底に直接位置しており、斜面基部の有望な位置は島の斜面の土台部分にあり、イギリスによって選択された位置ではないと審査した。したがって、基本的にアセンション島は 200 海里を超えた大陸棚をもたないと結論付けた。

イギリス代表团及び小委員会の議論は、条約の解釈の多くの重要な問題が焦点となった。協議の主な問題は、深海底、自然の延長の役割及び地形的・地質的データの総体的価値であった。この協議は、条約第 76 条の解釈及び履行に関する見解の重大な相違を明らかにした。

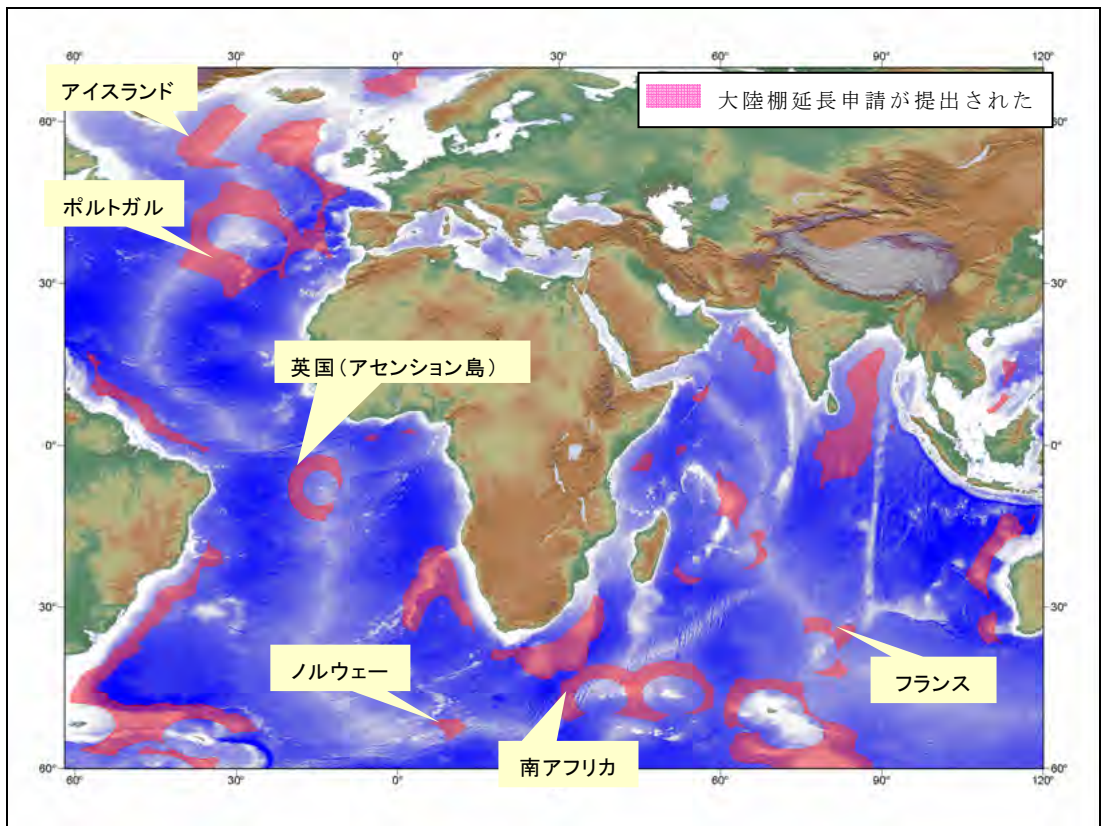


図 9：大陸棚の潜在的延長海域及び中央海嶺に関連する大陸棚延長申請

## 6. 大陸棚サイト「大陸棚の延長とは？国連海洋法条約と大陸棚」の更新

海洋政策研究財団ホームページ上に、平成 20 年度に開設した「大陸棚サイト」の更新を行った。

<http://www.sof.or.jp/tairikudana/>

### 6.1 大陸棚サイトの構成

大陸棚サイトの構成（サイトマップ）は以下のとおりである。（2011 年 3 月 31 日現在、大陸棚サイトは、2011 年 3 月 30 日時点のものが最新版である。）

#### (a) 大陸棚はなぜ重要なのか

- イントロダクションー領土と海ー
- 近隣諸国の大陸棚との関係
- 国連海洋法条約における「大陸棚」の定義
- 米国東海岸の北部エリアを例として
- 世界の大陸棚
- 日本の申請準備体制と申請の提出

#### (b) 大陸棚限界委員会とは？

- 大陸棚限界委員会の任務
- 大陸棚限界委員会の委員の構成
- 大陸棚限界委員会の手続
  - ・ 大陸棚延長のための手続（概要）
  - ・ 大陸棚延長のための手続（詳細）
  - ・ 大陸棚限界委員会のための手続（小委員会について）

#### (c) 大陸棚限界委員会に対する各国の申請状況

- ロシアの申請（2001 年）
- ブラジルの申請（2004 年）
- オーストラリアの申請（2004 年）
- アイルランドの申請（2005 年）
- ニュージーランドの申請（2006 年）
- フランス、アイルランド、スペイン及びイギリスの共同申請（2006 年）
- ノルウェーの申請（2006 年）
- フランスの申請（2007 年）
- メキシコの申請（2007 年）
- バルバドスの申請（2008 年）

- イギリスの申請（2008年）
- インドネシアの申請（2008年）
- 日本の申請（2008年）
- モーリシャス及びセーシェルの共同申請（2008年）
- スリナムの申請（2008年）
- ミャンマーの申請（2008年）
- フランスの申請（2009年）
- イエメンの申請（2009年）
- イギリスの申請（2009年）
- アイルランドの申請（2009年）
- そのほかの申請（21件目から55件目まで）
- 予備的情報を提出した国（申請期限の延長措置）

(d) 沿岸国の権利・義務と海底に眠る資源

- 国連海洋法条約にもとづく大陸棚に対する沿岸国の権利・義務
- 海底に眠る資源

(e) 大陸棚資料集

- 大陸棚関係年表
- リンク集
  - ・ 日本の大陸棚／海洋関係機関
  - ・ 世界各国の大陸棚／海洋関係機関
  - ・ 大陸棚や海洋に関する国際機関等
- 国連海洋法条約（関連条文）
  - ・ 条約文（日本語）
  - ・ 条約文（英語正文）

(f) 海洋政策研究財団が実施したセミナー等

- 大陸棚画定の技術的課題に関する専門家会議（2006年3月8、9日）
- 国連海事・海洋法課セミナー（2006年12月7日）
- ロン・マクナブ氏講演会（2007年3月2日）
- 大陸棚セミナー（2008年2月27日）
- レイ・ウッド氏講演会（2008年7月25日）
- 日本の申請に関する講演会（2010年1月28日）
- 大陸棚延長と海洋政策セミナー（2011年2月9日）

## 6.2 大陸棚サイトのイメージ図

以下、大陸棚サイトから、主なページについてイメージ図を抜粋した。

### (1) トップページ

**「大陸棚の延長とは何か？」**  
～国連海洋法条約と大陸棚について～

OPRF  
Ocean Policy Research Foundation  
海洋政策研究財団

制作：日本海洋データセンター (JODC) 2011年3月30日更新

**「大陸棚」という言葉から、あなたは何を連想しますか？**

地形を示す言葉としての「大陸棚」は、海岸から続く平坦な海底部分を指します。

今、世界各国は、海の憲法といわれる「国連海洋法条約」に基づき、自分の国の海岸から続く「大陸棚」を、より沖合まで延ばすために調査を行っています。

「大陸棚を延ばす」とは、いったいどういうことなのでしょう？  
「大陸棚を延ばす」ことによって、各国ほどのようなメリットを得るのでしょうか？  
国連海洋法条約は、「大陸棚」について、どのような決まりごとを定めているのでしょうか？

こうした疑問に答えるため、このサイトでは、大陸棚についてわかりやすく解説します。

**What's New**

2011年3月1日時点の情報を下記のとおり更新しました。

- ▶ 大陸棚限界委員会に対する各国の申請が、55件に増えました。
- ▶ 海洋政策研究財団主催セミナー「大陸棚延長と海洋政策」(2011年2月9日 実施)の開催報告を掲載しました。

**▶ 大陸棚はなぜ重要なのか**

- ▶ [イントロダクション-領土と海-](#)
- ▶ [近隣諸国の大陸棚との関係](#)
- ▶ [国連海洋法条約における「大陸棚」の定義](#)
- ▶ [米国東海岸の北部エリアを例として](#)
- ▶ [世界の大陸棚](#)
- ▶ [日本の申請準備体制と申請の提出](#)

**▶ 大陸棚限界委員会とは？**

- ▶ [大陸棚限界委員会の任務](#)
- ▶ [大陸棚限界委員会の委員の構成](#)
- ▶ [大陸棚限界委員会の手続](#)
- ▶ [大陸棚延長のための手続\(概要\)](#)
- ▶ [大陸棚延長のための手続\(詳細\)](#)
- ▶ [大陸棚限界委員会のための手続\(小委員会について\)](#)

**▶ 大陸棚限界委員会に対する各国の申請状況**

<a href="#">ロシアの申請(2001年)</a>	<a href="#">ブラジルの申請(2004年)</a>	<a href="#">オーストラリアの申請(2004年)</a>
<a href="#">アイルランドの申請(2005年)</a>	<a href="#">ニュージーランドの申請(2006年)</a>	<a href="#">フランス、アイルランド、スペイン及びイギリス共同申請(2006年)</a>
<a href="#">ノルウェーの申請(2006年)</a>	<a href="#">フランスの申請(2007年)</a>	<a href="#">メキシコの申請(2007年)</a>
<a href="#">バルバドスの申請(2008年)</a>	<a href="#">イギリスの申請(2008年)</a>	<a href="#">インドネシアの申請(2008年)</a>
<a href="#">日本の申請(2008年)</a>	<a href="#">モーリシャス及びセーシャルの共同申請(2008年)</a>	<a href="#">スリナムの申請(2008年)</a>
<a href="#">フランスの申請(2009年)</a>	<a href="#">ミャンマーの申請(2008年)</a>	<a href="#">イエメンの申請(2009年)</a>
<a href="#">イギリスの申請(2009年)</a>	<a href="#">アイルランドの申請(2009年)</a>	

- ▶ [その他の申請\(21件目から55件目まで\)](#)
- ▶ [予備的情報を提出した国\(申請期限の延長措置\)](#)

**▶ 沿岸国の権利・義務と海底に眠る資源**

- ▶ [国連海洋法条約に基づく大陸棚に対する沿岸国の権利・義務](#)
- ▶ [海底に眠る資源](#)

**▶ 大陸棚資料集**

- ▶ [大陸棚関係年表](#)
- ▶ [リンク集](#)
- ▶ [国連海洋法条約\(関連条文\)](#)
- ▶ [条約文\(日本語\)](#)
- ▶ [条約文\(英語正文\)](#)

**▶ 海洋政策研究財団が実施したセミナー等**

- ▶ [大陸棚画定の技術的課題に関する専門家会議\(2006年3月8,9日\)](#)
- ▶ [国連海事・海洋法課\(DOALOS\)職員を迎えての大陸棚限界延長に関するセミナー\(2006年12月7日\)](#)
- ▶ [ロン・マクナブ氏による各国の大陸棚限界延長に関する講演会\(2007年3月2日\)](#)
- ▶ [国際法及び科学的・技術的観点から見た大陸棚限界延長に関するセミナー\(2008年2月27日\)](#)
- ▶ [レイ・ウッド氏によるニュージーランドの大陸棚限界延長申請に関する講演会\(2008年7月25日\)](#)
- ▶ [日本の申請に関する講演会\(2010年1月28日\)](#)
- ▶ [大陸棚延長と海洋政策セミナー\(2011年2月9日\)](#)

Copyright(c) Ocean Policy Research Foundation. All rights reserved.  
このホームページは、日本財団の協力を得て制作しました。

## (2) 「大陸棚限界委員会における各国申請状況」の冒頭ページ

申請の状況ごとに分類し、どの申請がどういう状態にあるのかが一目でわかるように改訂した。

### 大陸棚限界委員会に対する各国の申請状況

ホーム > 大陸棚限界委員会に対する各国の申請状況

海洋政策研究財団

---

- ホーム
- 大陸棚はなぜ重要なのか
- 大陸棚限界委員会とは？
- 大陸棚限界委員会に対する各国の申請状況
- 勧告が行われた申請
  - ロシアの申請
  - ブラジルの申請
  - オーストラリアの申請
  - アイルランドの申請
  - ニュージーランドの申請
  - フランス、アイルランド、スペイン及びイギリス共同申請
  - ノルウェーの申請
  - メキシコの申請
  - フランスの申請
  - バルバドスの申請
  - イギリスの申請
- 審査中の申請
  - インドネシアの申請
  - 日本の申請
  - モーリシャス及びセーシールの共同申請
  - スリナムの申請
- 審査待ちの申請
  - ミャンマーの申請
  - フランスの申請
  - イギリスの申請
  - イギリスの申請
  - アイルランドの申請
- その他の申請
  - 予備的情報を提出した国(申請期限の延長措置)
- 沿岸国の権利・義務と海産に關する資源
- 大陸棚資料集
- 海洋政策研究財団が開催したセミナー等

#### 大陸棚限界委員会に対する各国の申請状況

2001年12月にロシアが申請を提出したのを皮切りに、これまでに、55件の申請が大陸棚限界委員会に対して提出されました(2011年3月1日現在)。このうち、2010年8月～9月に開催された第26回大陸棚限界委員会までに、大陸棚限界委員会以下記の11件に対し、勧告を行いました。

勧告が行われた申請	申請提出日	勧告採択日 <sup>(*)1)</sup>
1 ロシアの申請	2001年12月20日	第11回会合、2002年6月27日
2 ブラジルの申請	2004年5月17日	第19回会合、2007年4月4日
3 オーストラリアの申請	2004年11月15日	第21回会合、2008年4月9日
4 アイルランドの申請	2005年5月25日	第19回会合、2007年4月5日
5 ニュージーランドの申請	2006年4月19日	第22回会合、2008年8月22日
6 フランス、アイルランド、スペイン、イギリス共同申請	2006年5月19日	第23回会合、2009年3月24日
7 ノルウェーの申請	2006年11月27日	第23回会合、2009年3月27日
8 メキシコの申請	2007年12月13日	第23回会合、2009年3月31日
9 フランスの申請 (仏領ギアナ、ニューカレドニア)	2007年5月22日	第24回会合、2009年9月2日
10 バルバドスの申請	2008年5月8日	第25回会合、2010年4月15日
11 イギリスの申請(アセンション島)	2008年5月9日	第25回会合、2010年4月15日

(\*)1) 大陸棚限界委員会のホームページより

2010年8月～9月に開催された第26回会合では、インドネシア小委員会が勧告案を全体会合に提出し、全体会合で検討されましたが勧告の採択は次回会合に持ち越されました。審査待ちの行列ができていくことを受けて審査の迅速化のために、仏領アンティル及びケルゲレン諸島に関するフランスの申請について小委員会が設置されました。(\*)2)

(\*)2) 審査待ちの行列の発生に際しては、ミャンマーの申請でしたが、次の事情から、ミャンマーの申請を審査する小委員会の設置は延期されました。  
ミャンマーの申請については、4カ国(スリナム、インド、ケニア及びバングラデシュ)が独自の提議を添付し上書を提出しており、とりわけバングラデシュがミャンマーの申請区域における「断片 (le dispute)」について言及していたことを受け、大陸棚限界委員会、ミャンマーがアセンション島を巡る争点(2009年8月)を、ミャンマーが審査待ちの行列の発生に与える間、審査を待つことについて提議を提出することになっています。第26回会合において、ミャンマーが行列の発生に準じたが、状況が差支えていないことを受け、更に延期することになりました。これを受け、ミャンマーの次のフランスの申請について小委員会を設置されることになったのです。

2011年3月1日現在、大陸棚限界委員会が扱っている申請は次のとおりです。

全体会合で検討中の申請	申請提出日	審査が開始された会合
インドネシアの申請	2008年6月16日	第23回会合(2009年3月～4月)

小委員会を審査中の申請	申請提出日	審査が開始された会合
日本の申請	2008年11月12日	第24回会合(2009年8月～9月)
モーリシャス及びセーシール共同申請	2008年12月1日	第25回会合(2010年3月～4月)
スリナムの申請	2008年12月5日	第25回会合(2010年3月～4月)
フランスの申請 (仏領アンティル・ケルゲレン諸島)	2009年2月5日	第26回会合(2010年8月～9月)

55件の申請のうち、審査が終了した申請(上記の11件)と審査中の申請(上記の5件の申請)を除いた残りの39件の申請は、審査を受けるため順番を待っている状況です。(\*)3)

(\*)3) 申請は、国が提出した後に、審査の順番待ちの行列に並びます。小委員会での審査が終了すると、新たに小委員会を設置され、次の申請の審査が始まります。これらの手続については、大陸棚限界委員会手続規則第31条に規定されています。

ここでは、各国の申請の公開資料(申請内容を要約した書類であり、エグゼクティブ・サマリーと呼ばれています。)に記載されている内容を20件目の申請まで紹介するとともに、現在の審査状況等について説明していきます。(下記のそれぞれの国は、各国のエグゼクティブ・サマリーの表紙イメージです。クリックすると、各申請についての説明のページにつながります。)21件目のウルグアイの申請から55件目のバングラデシュの申請までは、エグゼクティブ・サマリーに記載されている内容を基に、各申請の概要を紹介いたします。

なお、一つの国が単独で行う申請がほとんどですが、複数の国が共同で行う共同申請(joint submission)もあります。また、近隣諸国との境界画定がなされていない海域を除いて申請を提出する部分申請(partial submission)もあります。

一つの国が、何回も部分申請を行うことも可能で、アイルランドやフランス、イギリスは既にいくつも申請を提出しています。また、2006年5月19日提出の4カ国共同申請(フランス、アイルランド、スペイン、イギリス)や2008年12月1日提出の2カ国共同申請(モーリシャス、セーシール)は、共同申請であると同時に、部分申請でもあります。(部分申請や共同申請に関して、「大陸棚限界委員会の任務」を参照。)

2001年12月20日  
ロシア  
提出

2004年5月17日  
ブラジル  
提出

2004年11月15日  
オーストラリア  
提出

2005年3月25日  
フランス  
提出  
【部分申請】

2005年4月19日  
ニュージーランド  
提出  
【部分申請】

- 112 -

### 6.3 大陸棚サイトの成果について

検索サイト「Google」において、「大陸棚」と検索すると、本サイトは第 6 位にヒットしている。また、「大陸棚」で検索した結果のページに、関連キーワードとして、「大陸棚延長」、「大陸棚 申請」という組み合わせが登場するようになっており、これらで検索すると、本サイトがトップにヒットしている（昨年 3 月時点でも第 1 位であった）。さらに、他の関連キーワードとして、「大陸棚限界委員会」、「大陸棚条約」、「大陸棚 延伸」、「日本大陸棚」、「排他的経済水域 大陸棚」といったものも挙がるようになっており、昨年 3 月時点と同じ程度の関連キーワードを維持していることは、引き続き大陸棚に対する関心は高いものと思われる。

また、検索サイト「Yahoo!」において、「大陸棚」と検索すると、第 5 位に、本サイトがヒットした。（昨年 3 月時点では、第 2 位であった。）

したがって、大陸棚や、大陸棚延長に関心のある人がネット検索する際、本サイトは引き続き多くの人からアクセスしてもらっていると推測でき、我が国一般国民への周知啓蒙という本サイト制作の目的を引き続き果たしていると思われる。

（検索結果はいずれも、2011 年 3 月 15 日現在。）

## 7. 成果と今後の課題

以上のとおり、本年度事業においては、大陸棚延長に関する関係各機関及び各国の動向の把握に努めるとともに、セミナー「大陸棚延長と海洋政策—勧告に基づく限界設定の先例に学ぶ—」を開催し、関係者を含めた多くの一般の方々に、大陸棚延長を行った国がどのように大陸棚の限界設定を行った上で海底資源を開発利用しているのかという点について周知を行うことができた。また、当財団ホームページにおいて開設している、大陸棚延長に関するサイトを随時更新し、一般の方々への理解と関心を高めることができた。これらを通じ、大陸棚延長に関する国際的議論について正確な理解を行い、各国及び各機関の大陸棚関係者と直接、意見交換を行うことができたと共に、我が国の国民への周知啓蒙を促進することができたことは、大きな成果であった。

大陸棚限界委員会は、我が国の申請を含め現在5つの申請を審査中であるが、39件が審査待ちの行列に並んでいる。また、45件の予備的申請が出されており、今後、順次、本申請を行う見込みであることから、大陸棚限界委員会は引き続き、膨大な作業を行う必要に直面している。大陸棚限界委員会の任務が適切に遂行されることは、200海里を超える大陸棚の外側の限界設定にとって重要であり、世界の海洋秩序の安定にも不可欠であることから、委員会の体制強化や膨大な作業量への対応策についての議論の行方も注視する必要がある。

このような状況を踏まえ、本事業は来年度においても、引き続き各国申請の状況や審査状況を把握しておくと共に、大陸棚限界委員会をはじめとする関係各機関がどのような対応をとっていくのか、勧告に基づき大陸棚の外側の限界を設定した国はどのような海洋政策に基づいて海底資源の開発利用を行っていくのか等について調査研究を行う予定である。

## 8. あとがき

本事業の実施にあたっては、関係各機関より多くのご理解とご協力を賜った。ここで、本事業を支援して頂いた日本財団をはじめ、内閣官房総合海洋政策本部事務局、外務省国際法局海洋室、海上保安庁海洋情報部、産業技術総合研究所をはじめとする関係省庁及び関係機関の方々に厚く感謝申し上げます。



## 附 録

1. 大陸棚限界委員会（委員の構成）
2. 大陸棚限界拡張申請に関する各国の動き
3. 大陸棚限界拡張のための手続
4. 国連海洋法条約 第 6 部「大陸棚」
5. 国連海洋法条約 附属書 II 「大陸棚の限界に関する委員会」
6. 第三次国連海洋法会議最終議定書附属書 II  
大陸縁辺部の外縁の設定に用いられる特別の方法に関する了解声明
7. セミナー「大陸棚延長と海洋政策 - 勧告に基づく限界設定の先例に学ぶ - 」講演資料





附録1-2 大陸棚限界委員会の構成(時期別)

第1期委員の地域別構成\*

地域	Name	(Nationality)
アジア 5	Hamuro	(Japan)
	Jaafar	(Malaysia)
	Lu	(China)
	Park	(Republic of Korea)
	Srinivasan	(India)
アフリカ 5	Awosika	(Nigeria)
	Beltagy	(Egypt)
	Betah	(Cameroon)
	Chan Chim Yuk	(Mauritius)
	M'Dala	Zambia
ラテンアメリカ・カリブ 4	Albuquerque	(Brazil)
	Astiz	(Argentina)
	Carrera	(Mexico)
	Francis	(Jamaica)
東欧 2	Juracic	(Croatia)
	Kazmin	(Russian Federation)
西欧その他 5	Brekke	(Norway)
	Croker	(Ireland)
	Hinz	(Germany)
	Lamont	(New Zealand)
	Rio	(France)

第2期委員の地域別構成\*

地域	Name	(Nationality)
アジア 6	Al-Azri	(Oman)
	Jaafar	(Malaysia)
	Lu	(China)
	Park	(Republic of Korea)
	Tamaki	(Japan)
	Thakur	(India)
アフリカ 4	Awosika	(Nigeria)
	Betah	(Cameroon)
	Fagoonee	(Mauritius)
	Woledji	(Togo)
	Albuquerque	(Brazil)
ラテンアメリカ・カリブ 4	Astiz	(Argentina)
	Carrera	(Mexico)
	Francis	(Jamaica)
	German	(Romania)
東欧 3	Juracic	(Croatia)
	Kazmin	(Russian Federation)
西欧その他 4	Brekke	(Norway)
	Croker	(Ireland)
	Pimentel	(Portugal)
	Symonds	(Australia)

第3期委員(現委員)の地域別構成\*

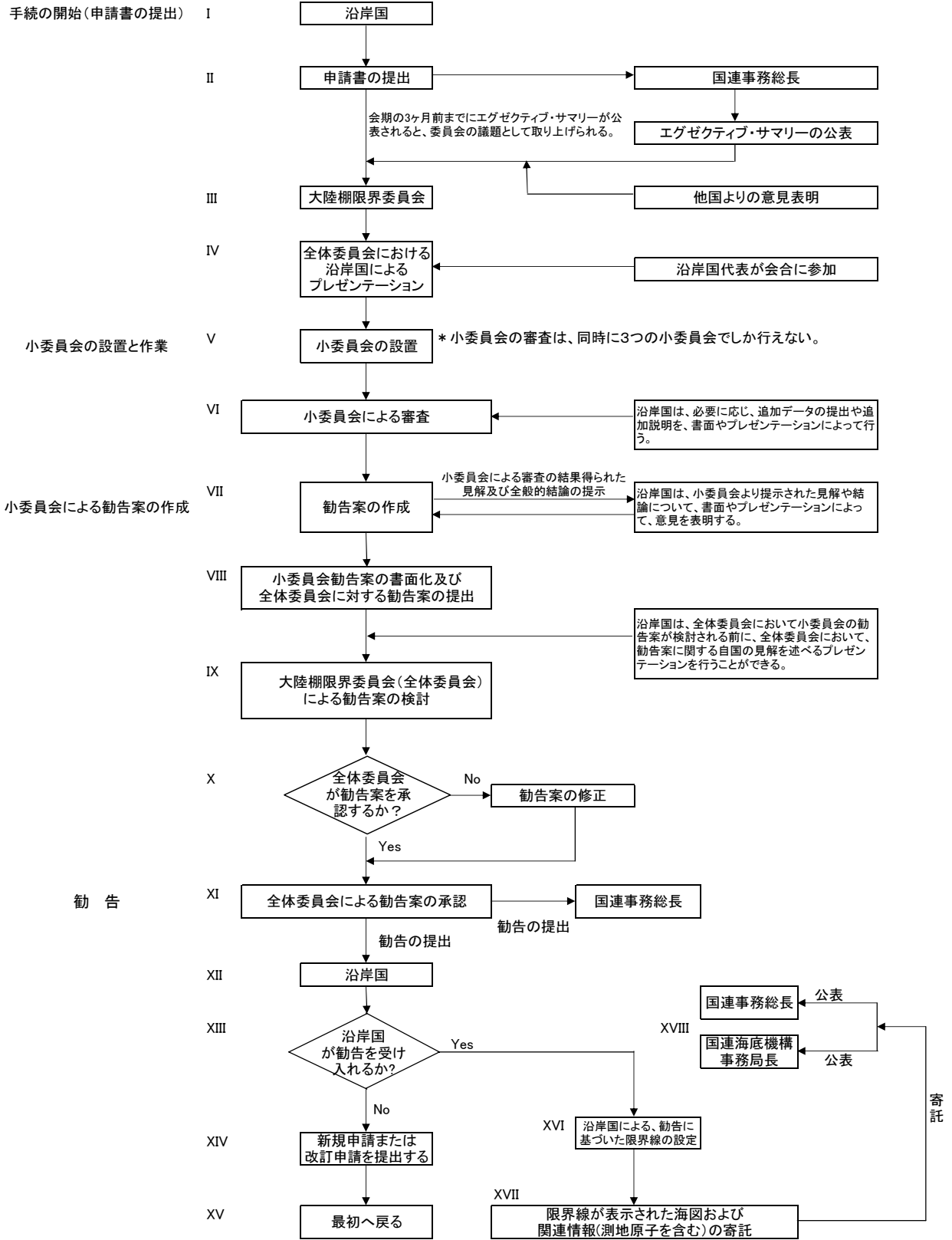
地域	Name	(Nationality)
アジア 5	Jaafar	(Malaysia)
	Lu	(China)
	Park	(Republic of Korea)
	Rajan	(India)
	Tamaki	(Japan)
アフリカ 5	Awosika	(Nigeria)
	Fagoonee	(Mauritius)
	Kalingui	(Cameroon)
	Oduro	(Ghana)
	Rosette	(Seychelles)
ラテンアメリカ・カリブ 4	Albuquerque	(Brazil)
	Astiz	(Argentina)
	Carrera	(Mexico)
	Charles	(Trinidad and Tobago)
東欧 3	German	(Romania)
	Jaoshvili	(Georgia)
	Kazmin	(Russian Federation)
西欧その他 4	Brekke	(Norway)
	Croker	(Ireland)
	Pimentel	(Portugal)
	Symonds	(Australia)

\*CLCS委員の地域配分については、国連海洋法条約附属書Ⅱ第2条3項では、「いずれの地理的地域からも3名以上の委員を選出する」とのみ規定しているが、実際上、締約国会合において選挙ごとに地域配分が締約国間で合意された上で、選挙が実施されている。第一回選挙(1997年3月実施)の地域配分について、SPLOS/20, paras. 12-13を参照。第二回選挙(2002年4月実施)の地域配分について、SPLOS/91, para. 97を参照。第三回選挙(2007年6月実施)の地域配分について、SPLOS/91, para.81を参照。(いずれの文書も締約国会合報告書。)



### 附録3 大陸棚延長のための手続

\*大陸棚限界委員会の改正手続規則 (CLCS/40/Rev.1) 及び同手続規則のフローチャートをもとに作成。



## 海洋法に関する国際連合条約

1982年4月30日 第三次国際連合海洋法会議にて採択

1994年11月16日効力発生

我が国については、1996年7月20日効力発生（1996年7月12日公布・条約6号）

### 第6部 大陸棚

#### 第76条

##### 大陸棚の定義

1 沿岸国の大陸棚とは、当該沿岸国の領海を越える海面下の区域の海底及びその下であってその領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部の外縁に至るまでのもの又は、大陸縁辺部の外縁が領海の幅を測定するための基線から200海里の距離まで延びていない場合には、当該沿岸国の領海を越える海面下の区域の海底及びその下であって当該基線から200海里の距離までのものをいう。

2 沿岸国の大陸棚は、4から6までに定める限界を越えないものとする。

3 大陸縁辺部は、沿岸国の陸塊の海面下まで延びている部分から成るものとし、棚、斜面及びコンチネンタル・ライズの海底及びその下で構成される。ただし、大洋底及びその海洋海嶺又はその下を含まない。

4 (a) この条約の適用上、沿岸国は、大陸縁辺部が領海の幅を測定するための基線から200海里を超えて延びている場合には、次のいずれかの線により大陸縁辺部の外縁を設定する。

(i) ある点における堆積岩の厚さが当該点から大陸斜面の脚部までの最短距離の1パーセント以上であるとの要件を満たすときにこのような点のうち最も外側のものを用いて7の規定に従って引いた線

(ii) 大陸斜面の脚部から60海里を超えない点を用いて7の規定に従って引いた線

(b) 大陸斜面の脚部は、反証のない限り、当該大陸斜面の基部における勾配が最も変化する点とする。

5 4(a)の(i)又は(ii)の規定に従って引いた海底における大陸棚の外側の限界線は、これを構成する各点において、領海の幅を測定するための基線から350海里を超え又は2500メートル等深線(2500メートルの水深を結ぶ線をいう。)から100海里を超えてはならない。

6 5の規定にかかわらず、大陸棚の外側の限界は、海底海嶺の上においては領海の幅を測定するための基線から350海里を超えてはならない。この6の規定は、海台、海膨、キャップ、堆及び海脚のような大陸縁辺部の自然の構成要素である海底の高まりについては、適用しない。

7 沿岸国は、自国の大陸棚が領海の幅を測定するための基線から200海里を超えて延びている場合には、その大陸棚の外側の限界線を経緯度によって定める点を結ぶ60海里を超えない長さの直線によって引く。

8 沿岸国は、領海の幅を測定するための基線から 200 海里を超える大陸棚の限界に関する情報を、衡平な地理的代表の原則に基づき附属書 II に定めるところにより設置される大陸棚の限界に関する委員会に提出する。この委員会は、当該大陸棚の外側の限界の設定に関する事項について当該沿岸国に対し勧告を行う。沿岸国がその勧告に基づいて設定した大陸棚の限界は、最終的なものとし、かつ、拘束力を有する。

9 沿岸国は、自国の大陸棚の外側の限界が恒常的に表示された海図及び関連する情報（測地原子を含む。）を国際連合事務総長に寄託する。同事務総長は、これらを適当に公表する。

10 この条の規定は、向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定の問題に影響を及ぼすものではない。

## 第 77 条

### 大陸棚に対する沿岸国の権利

1 沿岸国は、大陸棚を探索し及びその天然資源を開発するため、大陸棚に対して主権的権利を行使する。

2 1 の権利は、沿岸国が大陸棚を探索せず又はその天然資源を開発しない場合においても、当該沿岸国の明示の同意なしにそのような活動を行うことができないという意味において、排他的である。

3 大陸棚に対する沿岸国の権利は、実効的な若しくは名目上の先占又は明示の宣言に依存するものではない。

4 この部に規定する天然資源は、海底及びその下の鉱物その他の非生物資源並びに定着性の種族に属する生物、すなわち、採捕に適した段階において海底若しくはその下で静止しており又は絶えず海底若しくはその下に接触していなければ動くことのできない生物から成る。

## 第 78 条

### 上部水域及び上空の法的地位並びに他の国の権利及び自由

1 大陸棚に対する沿岸国の権利は、上部水域又はその上空の法的地位に影響を及ぼすものではない。

2 沿岸国は、大陸棚に対する権利の行使により、この条約に定める他の国の航行その他の権利及び自由を侵害してはならず、また、これらに対して不当な妨害をもたらしてはならない。

## 第 79 条

### 大陸棚における海底電線及び海底パイプライン

1 すべての国は、この条の規定に従って大陸棚に海底電線及び海底パイプラインを敷設する権利を有する。

2 沿岸国は、大陸棚における海底電線又は海底パイプラインの敷設又は維持を妨げることができない。もっとも、沿岸国は、大陸棚の探索、その天然資源の開発並びに海底パイプラインからの汚染の防止、軽減及び規制のために適当な措置をとる権利を有する。



3 海底パイプラインを大陸棚に敷設するための経路の設定については、沿岸国の同意を得る。

4 この部のいかなる規定も、沿岸国がその領土若しくは領海に入る海底電線若しくは海底パイプラインに関する条件を定める権利又は大陸棚の探査、その資源の開発若しくは沿岸国が管轄権を有する人工島、施設及び構築物の運用に関連して建設され若しくは利用される海底電線及び海底パイプラインに対する当該沿岸国の管轄権に影響を及ぼすものではない。

5 海底電線又は海底パイプラインを敷設する国は、既に海底に敷設されている電線又はパイプラインに妥当な考慮を払わなければならない。特に、既設の電線又はパイプラインを修理する可能性は、害してはならない。

## 第 80 条

### 大陸棚における人工島、施設及び構築物

第 60 条の規定は、大陸棚における人工島、施設及び構築物について準用する。

## 第 81 条 大陸棚における掘削

沿岸国は、大陸棚におけるあらゆる目的のための掘削を許可し及び規制する排他的権利を有する。

## 第 82 条

### 200 海里を超える大陸棚の開発に関する支払及び抛却

1 沿岸国は、領海の幅を測定する基線から 200 海里を超える大陸棚の非生物資源の開発に関して金銭による支払又は現物による抛却を行う。

2 支払又は抛却は、鉱区における最初の 5 年間の生産の後、当該鉱区におけるすべての生産に関して毎年行われる。6 年目の支払又は抛却の割合は、当該鉱区における生産額又は生産量の 1 パーセントとする。この割合は、12 年目まで毎年 1 パーセントずつ増加するものとし、その後は 7 パーセントとする。生産には、開発に関連して使用された資源を含めない。

3 その大陸棚から生産される鉱物資源の純輸入国である開発途上国は、当該鉱物資源に関する支払又は抛却を免除される。

4 支払又は抛却は、機構を通じて行われるものとし、機構は、開発途上国、特に後発開発途上国及び内陸国である開発途上国の利益及びニーズに考慮を払い、衡平な配分基準に基づいて締約国にこれらを配分する。

## 第 83 条

### 向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定

1 向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定は、衡平な解決を達成するために、国際司法裁判所規程第 38 条に規定する国際法に基づいて合意により行う。

2 関係国は、合理的な期間内に合意に達することができない場合には、第 15 部に定める手続に付する。

3 関係国は、1の合意に達するまでの間、理解及び協力の精神により、実質的な性質を有する暫定的な取極を締結するため及びそのような過渡的期間において最終的な合意への到達を危うくし又は妨げないためにあらゆる努力を払う。暫定的な取極は、最終的な境界画定に影響を及ぼすものではない。

4 関係国間において効力を有する合意がある場合には、大陸棚の境界画定に関する問題は、当該合意に従って解決する。

## 第84条

### 海図及び地理学的経緯度の表

1 大陸棚の外側の限界線及び前条の規定に従って引かれる境界画定線は、この部に定めるところにより、それらの位置の確認に適した縮尺の海図に表示する。適当な場合には、当該外側の限界線又は当該境界画定線に代えて、測地原子を明示した各点の地理学的経緯度の表を用いることができる。

2 沿岸国は、1の海図又は地理学的経緯度の表を適当に公表するものとし、当該海図又は表の写しを国際連合事務総長に及び、大陸棚の外側の限界線を表示した海図又は表の場合には、これらの写しを機構の事務局長に寄託する。

## 第85条

### トンネルの掘削

この部の規定は、トンネルの掘削により海底（水深のいかんを問わない。）の下を開発する沿岸国の権利を害するものではない。

# United Nations Convention on the Law of the Sea

(In force from 16 November 1996)

## PART VI CONTINENTAL SHELF

### Article 76

#### Definition of the continental shelf

1. The continental shelf of a coastal State comprises the sea-bed and subsoil of the submarine areas that extend beyond its territorial sea throughout the natural prolongation of its land territory to the outer edge of the continental margin, or to a distance of 200 nautical miles from the baselines from which the breadth of the territorial sea is measured where the outer edge of the continental margin does not extend up to that distance.
2. The continental shelf of a coastal State shall not extend beyond the limits provided for in paragraphs 4 to 6.
3. The continental margin comprises the submerged prolongation of the land mass of the coastal State, and consists of the sea-bed and subsoil of the shelf, the slope and the rise. It does not include the deep ocean floor with its oceanic ridges or the subsoil thereof.
4. (a) For the purposes of this Convention, the coastal State shall establish the outer edge of the continental margin wherever the margin extends beyond 200 nautical miles from the baselines from which the breadth of the territorial sea is measured, by either:
  - (i) a line delineated in accordance with paragraph 7 by reference to the outermost fixed points at each of which the thickness of sedimentary rocks is at least 1 per cent of the shortest distance from such point to the foot of the continental slope; or
  - (ii) a line delineated in accordance with paragraph 7 by reference to fixed points not more than 60 nautical miles from the foot of the continental slope.(b) In the absence of evidence to the contrary, the foot of the continental slope shall be determined as the point of maximum change in the gradient at its base.
5. The fixed points comprising the line of the outer limits of the continental shelf on the sea-bed, drawn in accordance with paragraph 4 (a)(i) and (ii), either shall not exceed 350 nautical miles from the baselines from which the breadth of the territorial sea is measured or shall not exceed 100 nautical miles from the 2,500 metre isobath, which is a line connecting the depth of 2,500 metres.
6. Notwithstanding the provisions of paragraph 5, on submarine ridges, the outer limit of the continental shelf shall not exceed 350 nautical miles from the baselines from which the breadth of the territorial sea is measured. This paragraph does not apply to submarine elevations that are natural components of the continental margin, such as its plateaux, rises, caps, banks and spurs.
7. The coastal State shall delineate the outer limits of its continental shelf, where that shelf extends beyond 200 nautical miles from the baselines from which the breadth of the territorial sea is measured,

by straight lines not exceeding 60 nautical miles in length, connecting fixed points, defined by coordinates of latitude and longitude.

8. Information on the limits of the continental shelf beyond 200 nautical miles from the baselines from which the breadth of the territorial sea is measured shall be submitted by the coastal State to the Commission on the Limits of the Continental Shelf set up under Annex II on the basis of equitable geographical representation. The Commission shall make recommendations to coastal States on matters related to the establishment of the outer limits of their continental shelf. The limits of the shelf established by a coastal State on the basis of these recommendations shall be final and binding.

9. The coastal State shall deposit with the Secretary-General of the United Nations charts and relevant information, including geodetic data, permanently describing the outer limits of its continental shelf. The Secretary-General shall give due publicity thereto.

10. The provisions of this article are without prejudice to the question of delimitation of the continental shelf between States with opposite or adjacent coasts.

#### **Article 77**

##### **Rights of the coastal State over the continental shelf**

1. The coastal State exercises over the continental shelf sovereign rights for the purpose of exploring it and exploiting its natural resources.

2. The rights referred to in paragraph 1 are exclusive in the sense that if the coastal State does not explore the continental shelf or exploit its natural resources, no one may undertake these activities without the express consent of the coastal State.

3. The rights of the coastal State over the continental shelf do not depend on occupation, effective or notional, or on any express proclamation.

4. The natural resources referred to in this Part consist of the mineral and other non-living resources of the sea-bed and subsoil together with living organisms belonging to sedentary species, that is to say, organisms which, at the harvestable stage, either are immobile on or under the sea-bed or are unable to move except in constant physical contact with the sea-bed or the subsoil.

#### **Article 78**

##### **Legal status of the superjacent waters and air space and the rights and freedoms of other States**

1. The rights of the coastal State over the continental shelf do not affect the legal status of the superjacent waters or of the air space above those waters.

2. The exercise of the rights of the coastal State over the continental shelf must not infringe or result in any unjustifiable interference with navigation and other rights and freedoms of other States as provided for in this Convention.

**Article 79**  
**Submarine cables and pipelines on the continental shelf**

1. All States are entitled to lay submarine cables and pipelines on the continental shelf, in accordance with the provisions of this article.
2. Subject to its right to take reasonable measures for the exploration of the continental shelf, the exploitation of its natural resources and the prevention, reduction and control of pollution from pipelines, the coastal State may not impede the laying or maintenance of such cables or pipelines.
3. The delineation of the course for the laying of such pipelines on the continental shelf is subject to the consent of the coastal State.
4. Nothing in this Part affects the right of the coastal State to establish conditions for cables or pipelines entering its territory or territorial sea, or its jurisdiction over cables and pipelines constructed or used in connection with the exploration of its continental shelf or exploitation of its resources or the operations of artificial islands, installations and structures under its jurisdiction.
5. When laying submarine cables or pipelines, States shall have due regard to cables or pipelines already in position. In particular, possibilities of repairing existing cables or pipelines shall not be prejudiced.

**Article 80**  
**Artificial islands, installations and structures on the continental shelf**

Article 60 applies *mutatis mutandis* to artificial islands, installations and structures on the continental shelf.

**Article 81**  
**Drilling on the continental shelf**

The coastal State shall have the exclusive right to authorize and regulate drilling on the continental shelf for all purposes.

**Article 82**  
**Payments and contributions with respect to the  
exploitation of the continental shelf beyond 200 nautical miles**

1. The coastal State shall make payments or contributions in kind in respect of the exploitation of the non-living resources of the continental shelf beyond 200 nautical miles from the baselines from which the breadth of the territorial sea is measured.
2. The payments and contributions shall be made annually with respect to all production at a site after the first five years of production at that site. For the sixth year, the rate of payment or contribution shall be 1 per cent of the value or volume of production at the site. The rate shall increase by 1 per cent for each subsequent year until the twelfth year and shall remain at 7 per cent thereafter. Production does not include resources used in connection with exploitation.

3. A developing State which is a net importer of a mineral resource produced from its continental shelf is exempt from making such payments or contributions in respect of that mineral resource.

4. The payments or contributions shall be made through the Authority, which shall distribute them to States Parties to this Convention, on the basis of equitable sharing criteria, taking into account the interests and needs of developing States, particularly the least developed and the land-locked among them.

### **Article 83**

#### **Delimitation of the continental shelf between States with opposite or adjacent coasts**

1. The delimitation of the continental shelf between States with opposite or adjacent coasts shall be effected by agreement on the basis of international law, as referred to in Article 38 of the Statute of the International Court of Justice, in order to achieve an equitable solution.

2. If no agreement can be reached within a reasonable period of time, the States concerned shall resort to the procedures provided for in Part XV.

3. Pending agreement as provided for in paragraph 1, the States concerned, in a spirit of understanding and co-operation, shall make every effort to enter into provisional arrangements of a practical nature and, during this transitional period, not to jeopardize or hamper the reaching of the final agreement. Such arrangements shall be without prejudice to the final delimitation.

4. Where there is an agreement in force between the States concerned, questions relating to the delimitation of the continental shelf shall be determined in accordance with the provisions of that agreement.

### **Article 84**

#### **Charts and lists of geographical co-ordinates**

1. Subject to this Part, the outer limit lines of the continental shelf and the lines of delimitation drawn in accordance with article 83 shall be shown on charts of a scale or scales adequate for ascertaining their position. Where appropriate, lists of geographical co-ordinates of points, specifying the geodetic datum, may be substituted for such outer limit lines or lines of delimitation.

2. The coastal State shall give due publicity to such charts or lists of graphical co-ordinates and shall deposit a copy of each such chart or list with the Secretary-General of the United Nations and, in the case of those showing the outer limit lines of the continental shelf, with the Secretary-General of the Authority.

### **Article 85**

#### **Tunnelling**

This Part does not prejudice the right of the coastal State to exploit the subsoil by means of tunnelling, irrespective of the depth of water above the subsoil.

**海洋法に関する国際連合条約**  
**附属書Ⅱ 大陸棚の限界に関する委員会**

**第 1 条**

条約第 76 条の規定により、200 海里を超える大陸棚の限界に関する委員会は、以下の諸条に定めるところにより設置される。

**第 2 条**

1. 委員会は、21 人の委員で構成される。委員は、締約国が衡平な地理的代表を確保する必要性に妥当な考慮を払って締約国の国民の中から選出する地質学、地球物理学又は水路学の分野の専門家である者とし、個人の資格で職務を遂行する。
2. 第 1 回の選挙は、この条約の発効の日の後できる限り速やかに、いかなる場合にも 18 箇月以内に行う。国際連合事務総長は、選挙の日の遅くとも 3 箇月前までに、締約国に対し、適当な地域的な協議の後に自国が指名する者の氏名を 3 箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿を作成し、締約国に送付する。
3. 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の 3 分の 2 をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の 3 分の 2 以上の多数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とするものとし、いずれの地理的地域からも 3 名以上の委員を選出する。
4. 委員会の委員は、5 年の任期で選出されるものとし、再選されることができる。
5. 委員会の委員の指名を行った締約国は、当該委員が委員会の任務を遂行する間その費用を負担する。関係する沿岸国は、次条 1(b)の助言に関して生ずる費用を負担する。委員会の事務局は、国際連合事務総長が提供する。

**第 3 条**

1. 委員会の任務は、次のとおりとする。
  - (a) 大陸棚の外側の限界が 200 海里を超えて延びている区域における当該限界に関して沿岸国が提出したデータその他の資料を検討すること並びに条約第 76 条の規定及び第三次国際連合海洋法会議が 1980 年 8 月 29 日に採択した了解声明に従って勧告を行うこと。
  - (b) 関係する沿岸国の要請がある場合には、(a)のデータの作成に関して科学上及び技術上の助言を与えること。
2. 委員会は、委員会の責任の遂行に役立つ科学的及び技術的情報を交換するため、必要かつ有用であると認められる範囲において、国際連合教育科学文化機関 (UNESCO) の政府間海洋学委員会 (IOC)、国際水路機関 (IHO) その他権限のある国際機関と協力することができる。

#### **第4条**

沿岸国は、条約第76条の規定に従って自国の大陸棚の外側の限界200海里を超えて設定する意思を有する場合には、この条約が自国について効力を生じた後できる限り速やかに、いかなる場合にも10年以内に、当該限界について詳細をこれを裏付ける科学的及び技術的データと共に、委員会に提出する。沿岸国は、また、科学上及び技術上の助言を自国に与えた委員会の委員の氏名を示すものとする。

#### **第5条**

委員会は、別段の決定を行わない限り、その勧告を求める沿岸国の要請の具体的な要素を考慮して均衡のとれた方法で任命する7人の委員で構成される小委員会により任務を行う。要請を行った沿岸国の国民である委員会の委員並びに限界の設定に関する科学上及び技術上の助言を与えることにより沿岸国を援助した委員会の委員は、当該要請を取り扱う小委員会の委員とはならないが、当該要請に関する委員会の手続に委員として参加する権利を要する。委員会に要請を行った沿岸国は、関連する手続に自国の代表を投票権なしで参加させることができる。

#### **第6条**

1. 小委員会は、その勧告を委員会に提出する。
2. 委員会は、出席しかつ投票する委員会の委員の3分の2以上の多数による議決により、小委員会の勧告を承認する。
3. 委員会の勧告は、要請を行った沿岸国及び国際連合事務総長に対し書面によって提出する。

#### **第7条**

沿岸国は、条約第76条8の規定及び適当な国内手続に従って大陸棚の外側の限界を設定する。

#### **第8条**

沿岸国は、委員会の勧告について意見の相違がある場合には、合理的な期間内に、委員会に対して改定した又は新たな要請を行う。

#### **第9条**

委員会の行為は、向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における境界画定の問題に影響を及ぼすものではない。



# UNITED NATIONS CONVENTION ON THE LAW OF THE SEA

## ANNEX II. COMMISSION ON THE LIMITS OF THE CONTINENTAL SHELF

### *Article 1*

In accordance with the provisions of article 76, a Commission on the Limits of the Continental Shelf beyond 200 nautical miles shall be established in conformity with the following articles.

### *Article 2*

1. The Commission shall consist of 21 members who shall be experts in the field of geology, geophysics or hydrography, elected by States Parties to this Convention from among their nationals, having due regard to the need to ensure equitable geographical representation, who shall serve in their personal capacities.

2. The initial election shall be held as soon as possible but in any case within 18 months after the date of entry into force of this Convention. At least three months before the date of each election, the Secretary-General of the United Nations shall address a letter to the States Parties, inviting the submission of nominations, after appropriate regional consultations, within three months. The Secretary-General shall prepare a list in alphabetical order of all persons thus nominated and shall submit it to all the States Parties.

3. Elections of the members of the Commission shall be held at a meeting of States Parties convened by the Secretary-General at United Nations Headquarters. At that meeting, for which two thirds of the States Parties shall constitute a quorum, the persons elected to the Commission shall be those nominees who obtain a two-thirds majority of the votes of the representatives of States Parties present and voting. Not less than three members shall be elected from each geographical region.

4. The members of the Commission shall be elected for a term of five years. They shall be eligible for re-election.

5. The State Party which submitted the nomination of a member of the Commission shall defray the expenses of that member while in performance of Commission duties. The coastal State concerned shall defray the expenses incurred in respect of the advice referred to in article 3, paragraph 1(b), of this Annex. The secretariat of the Commission shall be provided by the Secretary-General of the United Nations.

### *Article 3*

1. The functions of the Commission shall be:

(a) to consider the data and other material submitted by coastal States concerning the outer limits of the continental shelf in areas where those limits extend beyond 200 nautical miles, and to make recommendations in accordance with article 76 and the Statement of Understanding adopted on 29 August 1980 by the Third United Nations Conference on the Law of the Sea;

(b) to provide scientific and technical advice, if requested by the coastal State concerned during the preparation of the data referred to in subparagraph (a).

2. The Commission may cooperate, to the extent considered necessary and useful, with the Intergovernmental Oceanographic Commission of UNESCO, the International Hydro- graphic Organization and other competent international organizations with a view to exchanging scientific and technical information which might be of assistance in discharging the Commission's responsibilities.

#### ***Article 4***

Where a coastal State intends to establish, in accordance with article 76, the outer limits of its continental shelf beyond 200 nautical miles, it shall submit particulars of such limits to the Commission along with supporting scientific and technical data as soon as possible but in any case within 10 years of the entry into force of this Convention for that State. The coastal State shall at the same time give the names of any Commission members who have provided it with scientific and technical advice.

#### ***Article 5***

Unless the Commission decides otherwise, the Commission shall function by way of sub-commissions composed of seven members, appointed in a balanced manner taking into account the specific elements of each submission by a coastal State. Nationals of the coastal State making the submission who are members of the Commission and any Commission member who has assisted a coastal State by providing scientific and technical advice with respect to the delineation shall not be a member of the sub-commission dealing with that submission but has the right to participate as a member in the proceedings of the Commission concerning the said submission. The coastal State which has made a submission to the Commission may send its representatives to participate in the relevant proceedings without the right to vote.

#### ***Article 6***

1. The sub-commission shall submit its recommendations to the Commission.
2. Approval by the Commission of the recommendations of the sub-commission shall be by a majority of two thirds of Commission members present and voting.
3. The recommendations of the Commission shall be submitted in writing to the coastal State which made the submission and to the Secretary-General of the United Nations.

#### ***Article 7***

Coastal States shall establish the outer limits of the continental shelf in conformity with the provisions of article 76, paragraph 8, and in accordance with the appropriate national procedures.

#### ***Article 8***

In the case of disagreement by the coastal State with the recommendations of the Commission, the coastal State shall, within a reasonable time, make a revised or new submission to the Commission.

#### ***Article 9***

The actions of the Commission shall not prejudice matters relating to delimitation of boundaries between States with opposite or adjacent coasts.

## 第三次国連海洋法会議最終議定書附属書 II 大陸縁辺部の外縁の設定に用いられる特別の方法に関する了解声明(\*)

(\*) 本了解声明の日本語訳は、財団法人日本海洋協会による訳である。(外務省経済局海洋課 監修「英和对訳 国連海洋法条約〔正訳〕」473 ページ(成山堂書店発行(2004年))に収録されている。)

第三次国際連合海洋法会議は、国の大陸縁辺部で、(1) 200メートル等深線までの平均距離が20海里以下であり、かつ、(2)大陸縁辺部の堆積岩の多くの部分がコンチネンタル・ライズの下にあるものについては、その特別の性格を考慮し、

当該国の大陸縁辺部に条約第76条の規定を適用することにより、同条4(a)の(i)及び(ii)の規定に従って、大陸縁辺部の外縁全体を示すものとして許容される最大の距離の線に沿った堆積岩の厚さの数学的平均が3.5メートル以上となり、このため縁辺部の半分以上が除外されることとなって、当該国に不衡平な結果となることを考慮して、

当該国が、条約第76条の規定にかかわらず、経緯度によって定める定点であってそのいずれにおいても堆積岩の厚さが1キロメートル以上となるものを結ぶ長さ60海里を超えない直線により大陸縁辺部の外縁を設定することができることを認める。

当該国が前記の方法を適用してその大陸縁辺部の外縁を設定する場合には、隣接する沿岸国も、共通の地学的特徴を有する大陸縁辺部の外縁を設定するに当たって、この方法を用いることができる。ただし、その外縁が、条約第76条4(a)の(i)及び(ii)の規定に従って許容される最大の距離の線であってその線に沿う堆積岩の厚さの数学的平均が3.5キロメートル以上であるものの上にある場合に限る。

同会議は、条約附属書IIにより設立される大陸棚の限界に関する委員会に対し、ベンガル湾南部の諸国の大陸縁辺部の外縁の設定に関する事項について勧告を行う場合には、この声明の規定に従うよう要請する。

**Final Act of the Third United Nations Conference on the Law of the Sea**

**ANNEX II**

**STATEMENT OF UNDERSTANDING CONCERNING A SPECIFIC METHOD TO BE  
USED IN ESTABLISHING THE OUTER EDGE OF THE CONTINENTAL MARGIN**

*The Third United Nations Conference on the Law of the Sea,*

*Considering* the special characteristics of a State's continental margin where: (1) the average distance at which the 200 metre isobath occurs is not more than 20 nautical miles; (2) the greater proportion of the sedimentary rock of the continental margin lies beneath the rise; and

*Taking into account* the inequity that would result to that State from the application to its continental margin of article 76 of the Convention, in that, the mathematical average of the thickness of sedimentary rock along a line established at the maximum distance permissible in accordance with the provisions of paragraph 4(a)(i) and (ii) of that article as representing the entire outer edge of the continental margin would not be less than 3.5 kilometres; and that more than half of the margin would be excluded thereby;

*Recognizes* that such State may, notwithstanding the provisions of article 76, establish the outer edge of its continental margin by straight lines not exceeding 60 nautical miles in length connecting fixed points, defined by latitude and longitude, at each of which the thickness of sedimentary rock is not less than 1 kilometre,

Where a State establishes the outer edge of its continental margin by applying the method set forth in the preceding paragraph of this statement, this method may also be utilized by a neighbouring State for delineating the outer edge of its continental margin on a common geological feature, where its outer edge would lie on such feature on a line established at the maximum distance permissible in accordance with article 76, paragraph 4(a)(i) and (ii), along which the mathematical average of the thickness of sedimentary rock is not less than 3.5 kilometres,

*The Conference requests* the Commission on the Limits of the Continental Shelf set up pursuant to Annex II of the Convention, to be governed by the terms of this Statement when making its recommendations on matters related to the establishment of the outer edge of the continental margins of these States in the southern part of the Bay of Bengal.

大陸棚セミナー

大陸棚延長と海洋政策

— 勧告に基づく限界設定の先例に学ぶ —

(平成 23 年 2 月 9 日 開催)

講演資料

200 海里を超える大陸棚制度に基づく沿岸国の権利

兼原 敦子 上智大学教授

メキシコの大陸棚限界設定の経験—メキシコ湾西エリアを中心に—

ガロ・カレラ氏

メキシコ外務省科学アドバイザー  
大陸棚延長に関するコンサルタント  
大陸棚限界委員会委員

ポーキュパイン深海平原における大陸棚の外側の限界までの  
アイルランドの管轄権の拡張—現在までの進展、論点及び経験—

ピーター・クロッカー氏

アイルランド通信・エネルギー・天然資源省石油部門石油探査専門官  
大陸棚限界委員会委員

**The Right of Coastal States under the  
Continental Shelf Regime beyond 200 Nautical  
Miles**

①

SEMINAR ON THE OUTER CONTINENTAL SHELF  
OCEAN POLICY RESEARCH FOUNDATION  
9 FEBRUARY 2011

ATSUKO KANEHARA  
PROFESSOR OF PUBLIC INTERNATIONAL LAW  
SOPHIA UNIVERSITY, FACULTY OF LAW

1

**Introduction**

②

**Recent Focus on the Outer Continental Shelf Regime**

- The CLCS procedure is undergoing for rendering the recommendations concerning the outer limits of the continental shelf
- Possible future questions to be raised between coastal states and the CLCS, between coastal states and other parties to the UNCLOS

2

**1. The Regime of the Outer Continental Shelf under Article 76 of the UNCLOS**

③

**The Legal Regime on the Continental Shelf Established by the Convention on the Continental Shelf (CCS)**

**The Outer Continental Shelf Regime beyond 200 Nautical Miles under Article 76 of the UNCLOS**

**Establishment of the Outer Limit of the Outer Continental Shelf under Article 76 of the UNCLOS**

**The Function and Power of the Commission on the Limits of the Continental Shelf (CLCS)**

3

**2. The Basis of the Coastal State's Sovereign Right over the Outer Continental Shelf—A General Survey—**

④

1. **The Entitlement of a Coastal State to the Outer Continental Shelf**  
Arguments in the Drafting Process of Article 76 of the UNCLOS
  - Fundamental Character of the Coastal State's Title?
2. **The Coastal State's Right over the Continental Shelf on the Basis of Customary International Law**

4

2. The Basis of the Coastal State's Sovereign Right over the Outer Continental Shelf—A General Survey—

⑤

**North Sea Continental Shelf Case (ICJ), 1969**  
 Para 63

“...these three Articles (Articles 1 to 3, Author's note) being the ones which, it is clear, were then regarded as reflecting, or as crystallizing, received or at least emergent rules of customary international law relative to the continental shelf, amongst them the question of the seaward extent of the shelf; the juridical character of the coastal State's entitlement: the nature of the rights exercisable...”

5

2. The Basis of the Coastal State's Sovereign Right over the Outer Continental Shelf—A General Survey—

⑥

• **Para 19**

“...what the Court entertains no doubt is the most fundamental of all the rules of law relating to the continental shelf ...namely that the rights of the coastal State in respect of the area of continental shelf that constitute a natural prolongation of its land territory into and under the sea exist *ipso facto* and *ab initio*, by virtue of its sovereignty over the land, and as an extension of it in an exercise of sovereign rights for the purpose of exploring the seabed and exploiting its natural resources.”

6

2. The Basis of the Coastal State's Sovereign Right over the Outer Continental Shelf—A General Survey—

⑦

• “Natural Prolongation” and “Continental Shelf” as Legal Terms, not Physical (Geographical, Geological) Terms  
 ← “Land Dominates the Seas”

Inherency of the Coastal State's Title to the Outer Continental Shelf?  
 ⇔ The **Sui Generis** Nature of the Outer Continental Shelf Regime

The Sovereign Right of a Coastal State over the Outer Continental Shelf Solely Based upon Article 76 of the UNCLOS

7

3. Practical Issues to Be Raised before and after the Recommendation Given by the CLCS

⑧

• Interpretative Issues concerning Article 76, particularly Its Paragraph 82

Article 76, Paragraph 8 reads:  
 Information on the limits of the continental shelf beyond 200 nautical miles from baseline...shall be submitted by the coastal state to the [CLCS]. The [CLCS] shall make recommendations to coastal states on matters related to the establishment of the outer limits of their continental shelf. The limits of the shelf established by a coastal state **on the basis of these recommendations shall be final and binding.**

8

3. Practical Issues to Be Raised before and after the Recommendation Given by the CLCS

9

- Possible Situations that Enables “Unilateral” Establishment by a Coastal State of the Limit of the Outer Continental Shelf
  - (1) Coastal states may not be satisfied with the recommendation given by the CLCS, and this situation could not be resolved by repeated process of re-submission by the coastal state to the CLCS
  - (2) The establishment of the outer continental shelf limit is tied up with boundary delimitation disputes and/or territorial disputes

9

3. Practical Issues to Be Raised before and after the Recommendation Given by the CLCS

10

Possible Situations that Enables “Unilateral” Establishment by a Coastal State of the Limit of the Outer Continental Shelf (continued)

- (3) A transitional state waiting for the recommendation by the CLCS
- (4) Simple neglect by a coastal state of the CLCS Procedure

Argument Based upon Article 77, Paragraph 3 of the UNCLOS and Its Inappropriateness

10

3. Practical Issues to Be Raised before and after the Recommendation Given by the CLCS

11

- The Meaning of “Final and Binding” under Article 76, Paragraph 8 of the UNCLOS
  - + Article 76, Paragraph 9

For whom is the outer limit established “on the basis of” the recommendation by the CLCS bidding?
- The Coastal State
- The Other States that Are Parties to the UNCLOS? Ref. Russian submission and other countries’ objection to it

11

3. Practical Issues to Be Raised before and after the Recommendation Given by the CLCS

12

- Possible Disputes Relating to the Outer Limit Established on the Basis of the Recommendation by the CLCS
 

Which state can dispute the outer limit of the continental shelf established by a coastal state?

St. Pierre and Miquelon Award, 1992, paras. 78-79

“Any Decision by this Court recognizing or rejecting any rights of the Parties over the continental shelf beyond 200 nautical miles, would constitute a pronouncement involving a delimitation, not ‘between the Parties’ but between each one of them and the international community, represented by organs entrusted with the administration and protection of the international seabed Area... that has been declared to be the common heritage of mankind.”

12



1

Mexican experience in the establishment of outer limit of the continental shelf in respect of the Western Polygon in the Gulf of Mexico

Galo Carrera  
Scientific Adviser  
Mexican Ministry of Foreign Affairs

Mexican experience in the establishment of outer limit of the continental shelf in respect of the Western Polygon in the Gulf of Mexico  
Extension of the CS and NOP Seminar  
Tokyo, Japan, 9 February 2011

2

**Disclaimer**

“The views expressed herein are solely those of the author and do not necessarily reflect the views of the Commission on the Limits of the Continental Shelf.”

Internal code of conduct for members of the Commission on the Limits of the Continental Shelf, Section 6 (CLCS/47, 8 September 2005)

Mexican experience in the establishment of outer limit of the continental shelf in respect of the Western Polygon in the Gulf of Mexico  
Extension of the CS and NOP Seminar  
Tokyo, Japan, 9 February 2011

3

**Overview**

- Provisions contained in article 76 of and Annex II to UNCLOS.
- The preparation of the submission of Mexico to the CLCS.
- The Partial Submission of Mexico in the Western Polygon of the Gulf of Mexico.
- The consideration of the Submission by the CLCS.
- The management of the extended shelf laws, policies and sustainable development.

Mexican experience in the establishment of outer limit of the continental shelf in respect of the Western Polygon in the Gulf of Mexico  
Extension of the CS and NOP Seminar  
Tokyo, Japan, 9 February 2011

4

**Article 76**

Paragraph 1: Definition of the continental shelf

Paragraphs 2 to 6: Establishment of the outer limit

Paragraph 7: Delineation of the outer limit

Paragraph 8: Obligation to submit information to the CLCS

Paragraph 9: Deposit with the SG of the UN of information

Paragraph 10: Without prejudice to the question of delimitation

Mexican experience in the establishment of outer limit of the continental shelf in respect of the Western Polygon in the Gulf of Mexico  
Extension of the CS and NOP Seminar  
Tokyo, Japan, 9 February 2011

5

**Annex II**

**Article 1:** Obligation to create the CLCS.

**Article 2 :** Composition numbers, expertise, nationality and service in their personal capacity. Election, term of tenure and expenses.

**Article 3:** Functions of the CLCS. Cooperation with competent international organizations.

**Article 4:** Obligation to submit information on the limits to the CLCS along with supporting scientific and technical data within 10 years and names of CLCS advisers.

**Article 5:** Function by way of sub-commissions.

Mexican experience in the establishment of outer limit of the continental shelf in respect of the Western Polygon in the Gulf of Mexico      Extension of the CS and NOP Seminar Tokyo, Japan, 9 February 2011

5

6

**Annex II (cont.)**

**Article 6:** Subcommission Recommendations to Commission and two thirds majority vote.

**Article 7 :** Obligation of coastal States to establish the outer limits in accordance with article 76 (8) and their own national procedures.

**Article 8:** In case of disagreement, a coastal State can make a new or revised Submission.

**Article 9:** Without prejudice to the question of delimitation.

Mexican experience in the establishment of outer limit of the continental shelf in respect of the Western Polygon in the Gulf of Mexico      Extension of the CS and NOP Seminar Tokyo, Japan, 9 February 2011

6

7

**The Preparation of the Submission of Mexico**

- A decentralized technical committee of Mexican institutions under the Spanish acronym PLACA was appointed to prepare the submission.
- The diplomatic, policy, legal, scientific and technical coordination of the project was conducted from the Ministry of Foreign Affairs.
- Each member institution was responsible to find the costs relating to the data collection and data processing relevant to the preparation of the submission from their own budgets.

Mexican experience in the establishment of outer limit of the continental shelf in respect of the Western Polygon in the Gulf of Mexico      Extension of the CS and NOP Seminar Tokyo, Japan, 9 February 2011

7

8

**Mexican institutions responsible for the preparation of the partial submission from 2004 to 2007.**

**Coordinating Agency:**

Ministry of Foreign Affairs (SRE)

**Assisting Agencies:**


- Ministry of Energy (SENER)
- Ministry of the Navy (SEMAR)
- National Institute of Statistics, Geography and Informatics (INEGI)
- Petróleos Mexicanos (PEMEX)

Mexican experience in the establishment of outer limit of the continental shelf in respect of the Western Polygon in the Gulf of Mexico      Extension of the CS and NOP Seminar Tokyo, Japan, 9 February 2011

8

Seminar on Extension of the Continental Shelf and National Ocean Policy  
 - lessons learnt from precedent cases of establishing the limits on the basis of recommendations - (Feb. 9, 2011)

9



The partial submission contained data and information on the outer limits of the continental shelf beyond 200 M of Mexico in the Western Polygon.

Mexican experience in the establishment of outer limit of the continental shelf in respect of the Western Polygon in the Gulf of Mexico  
 Extension of the CS and NOP Seminar  
 Tokyo, Japan, 9 February, 2011

9

10

### Partial submission

- UNCLOS and the Rules of Procedure of the CLCS, together with the practice of States Parties, offered the possibility to make a partial submission (Paragraph 3 of Annex I of the Rules of Procedure of the CLCS).
- The partial submission was made in respect of the Western Polygon of the Gulf of Mexico delimited between Mexico and the United States by means of an boundary agreement signed on 9 June 2000.
- A second submission in respect of any potential continental shelf spaces beyond 200 nautical miles in the Eastern Polygon of the Gulf of Mexico will be made at a later stage.

Mexican experience in the establishment of outer limit of the continental shelf in respect of the Western Polygon in the Gulf of Mexico  
 Extension of the CS and NOP Seminar  
 Tokyo, Japan, 9 February, 2011

10

11

### Consultations

- The Government of México held consultations with the Governments of Cuba and the U.S.A. in relation to the partial submission.
- Two diplomatic notes were sent to the Government of the United States dated 25 October 2006 and 26 November 2007 with notices about the partial submission.
- A diplomatic note was sent to the Government of Cuba on 26 November 2007 a notice about the partial submission.

Mexican experience in the establishment of outer limit of the continental shelf in respect of the Western Polygon in the Gulf of Mexico  
 Extension of the CS and NOP Seminar  
 Tokyo, Japan, 9 February, 2011

11

12

### Absence of disputes

- There were no boundary disputes or controversies in any portion of the outer limits of the continental shelf beyond 200 nautical miles in the Western Polygon.
- No State presented any note based on a maritime or territorial dispute against the submission of data and information made by Mexico in the Western Polygon.

Mexican experience in the establishment of outer limit of the continental shelf in respect of the Western Polygon in the Gulf of Mexico  
 Extension of the CS and NOP Seminar  
 Tokyo, Japan, 9 February, 2011

12

13

**Advice**

In accordance with article 3, paragraph 1 (b) of Annex II to UNCLOS, the Government of México received advice from Dr. Galo Carrera Hurtado, a member of the Commission on the Limits of the Continental Shelf.

Extension of the CS and NOP Seminar  
 Tokyo, Japan, 9 February 2011

Mexican experience in the establishment of outer limit of the continental shelf in respect of the Western Polygon in the Gulf of México

13

14



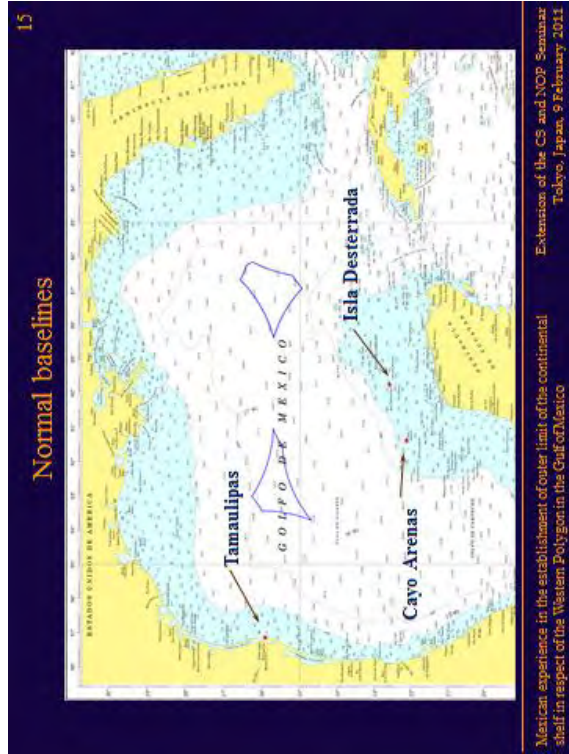
Extension of the CS and NOP Seminar  
 Tokyo, Japan, 9 February 2011

Mexican experience in the establishment of outer limit of the continental shelf in respect of the Western Polygon in the Gulf of México

14

15

**Normal baselines**



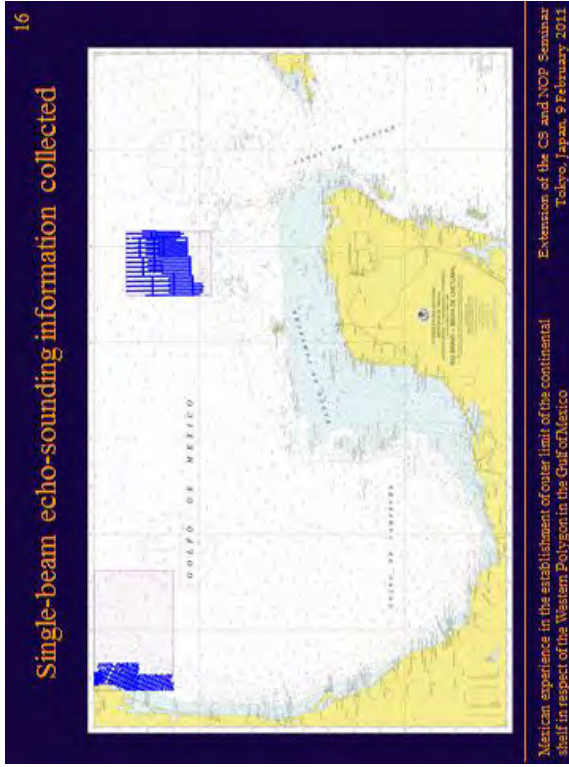
Extension of the CS and NOP Seminar  
 Tokyo, Japan, 9 February 2011

Mexican experience in the establishment of outer limit of the continental shelf in respect of the Western Polygon in the Gulf of México

15

16

**Single-beam echo-sounding information collected**

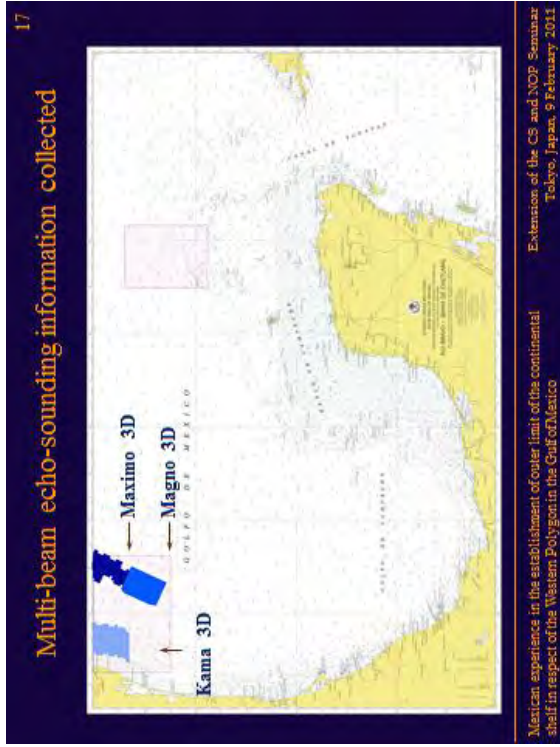


Extension of the CS and NOP Seminar  
 Tokyo, Japan, 9 February 2011

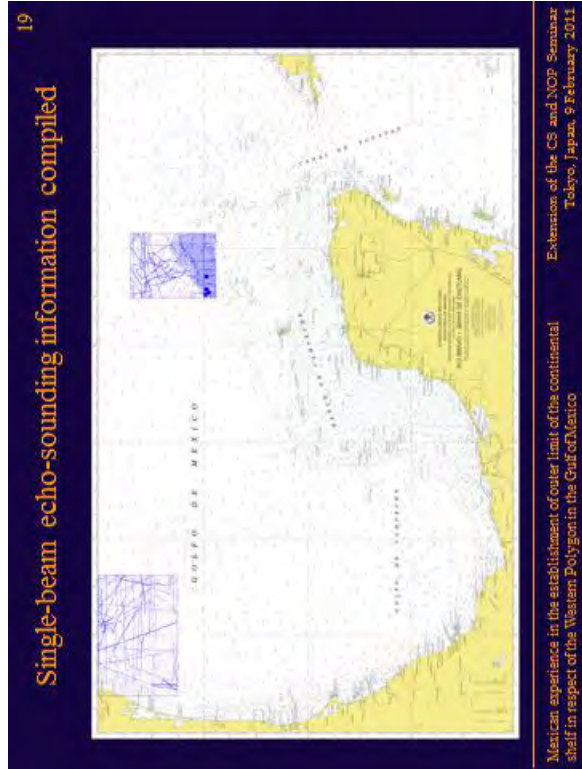
Mexican experience in the establishment of outer limit of the continental shelf in respect of the Western Polygon in the Gulf of México

16

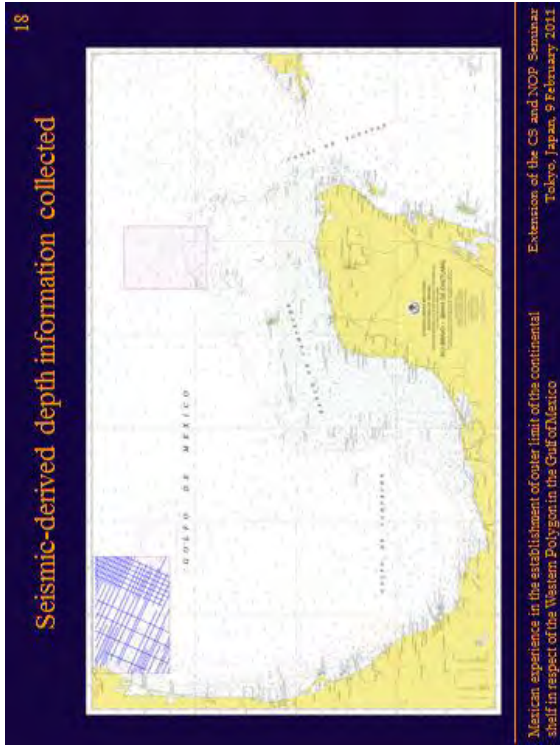
Seminar on Extension of the Continental Shelf and National Ocean Policy  
 - lessons learnt from precedent cases of establishing the limits  
 on the basis of recommendations - (Feb. 9, 2011)



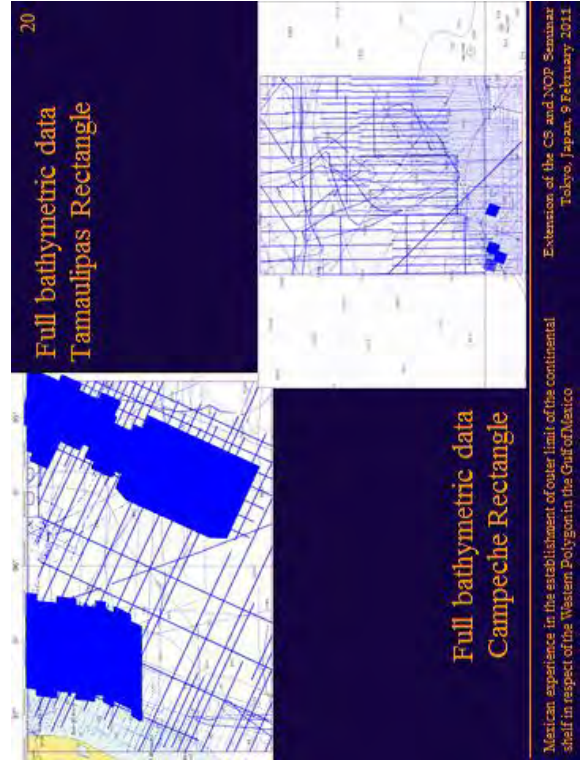
17



19



18




20

Seminar on Extension of the Continental Shelf and National Ocean Policy  
 - lessons learnt from precedent cases of establishing the limits on the basis of recommendations - (Feb. 9, 2011)

21

### Bathymetric models



21

American experience in the establishment of outer limit of the continental shelf in respect of the Western Polygon in the Gulf of Mexico

Extension of the CS and NCP Seminar  
 Tokyo, Japan, 9 February 2011

22

### Geophysical information compiled by Mexican institutions

- Multi-channel 2D seismic reflection lines;
- Time-velocity well functions; and
- Magnetic and gravity potential field data.


22

American experience in the establishment of outer limit of the continental shelf in respect of the Western Polygon in the Gulf of Mexico

Extension of the CS and NCP Seminar  
 Tokyo, Japan, 9 February 2011

23

### Multi-channel two-dimensional seismic reflection lines



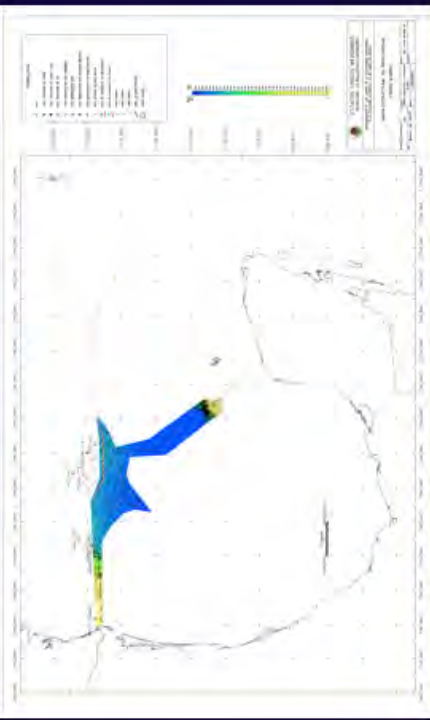
23

American experience in the establishment of outer limit of the continental shelf in respect of the Western Polygon in the Gulf of Mexico

Extension of the CS and NCP Seminar  
 Tokyo, Japan, 9 February 2011

24

### Time-velocity well functions

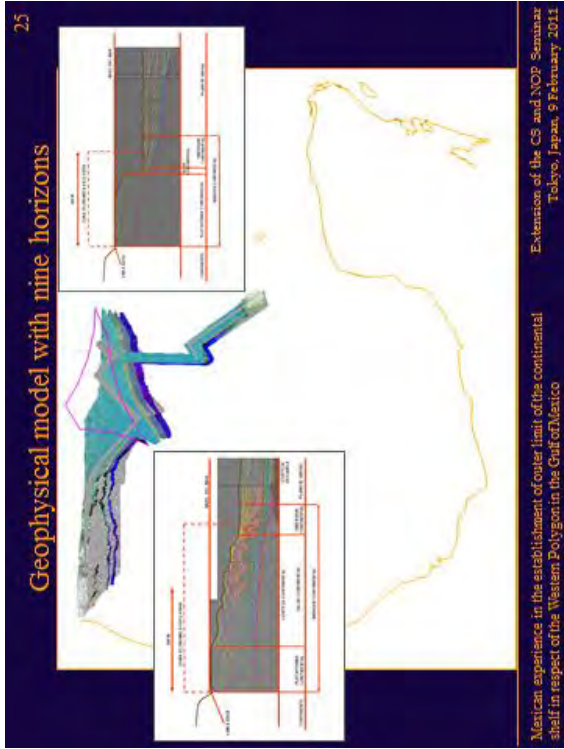


24

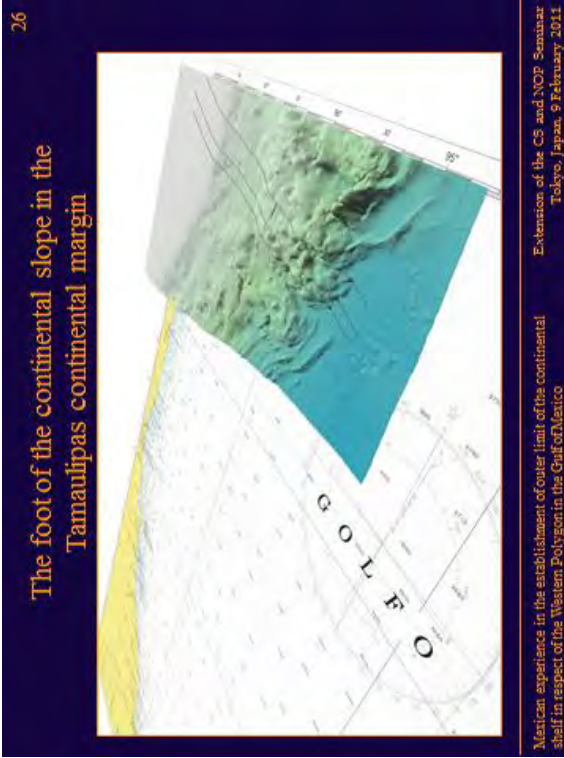
American experience in the establishment of outer limit of the continental shelf in respect of the Western Polygon in the Gulf of Mexico

Extension of the CS and NCP Seminar  
 Tokyo, Japan, 9 February 2011

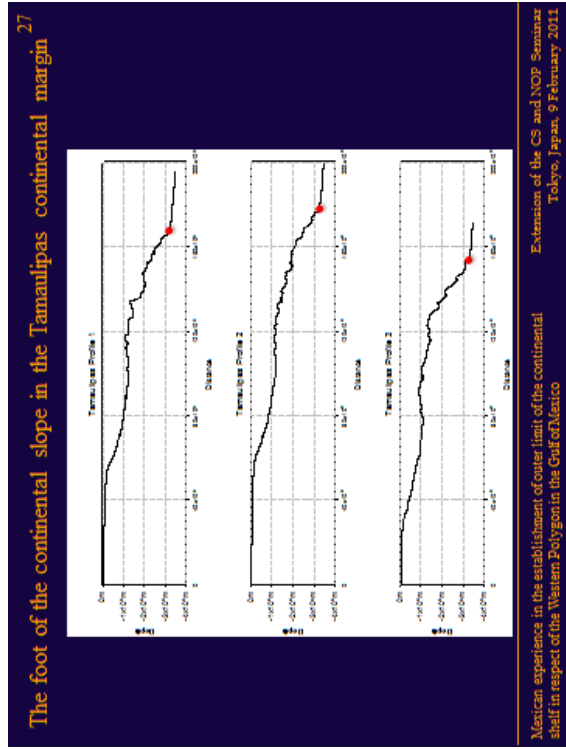
Seminar on Extension of the Continental Shelf and National Ocean Policy  
 - lessons learnt from precedent cases of establishing the limits  
 on the basis of recommendations - (Feb. 9, 2011)



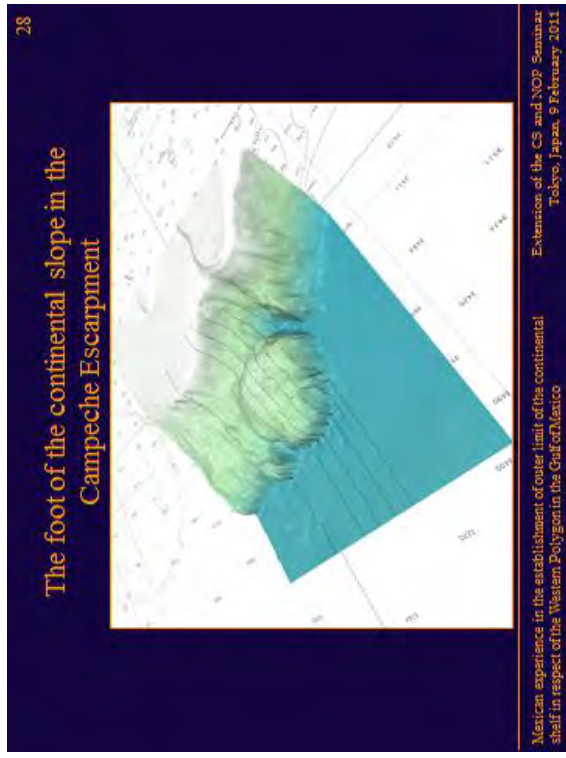
25



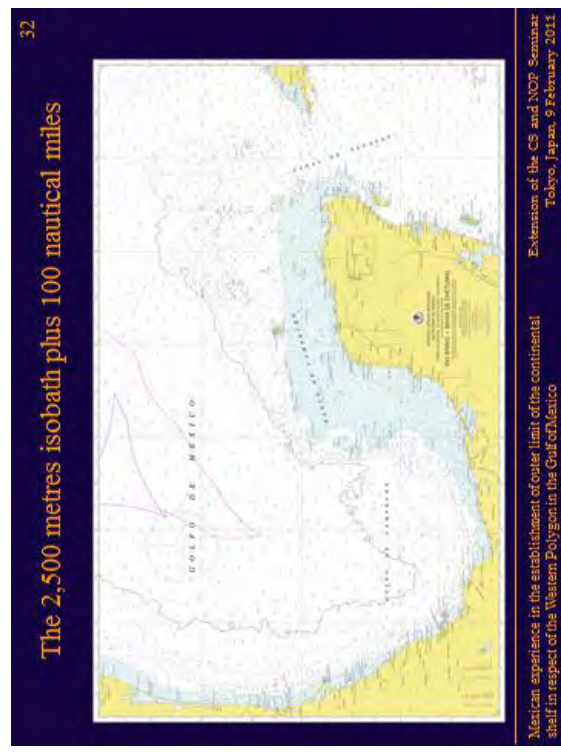
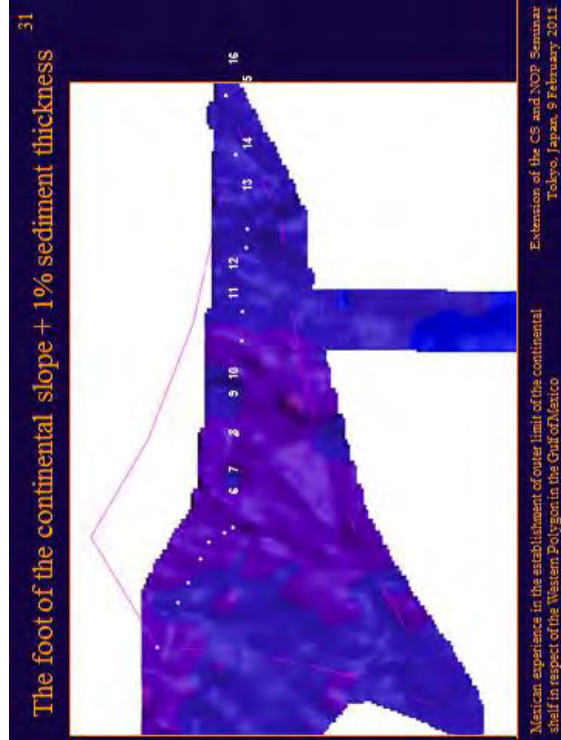
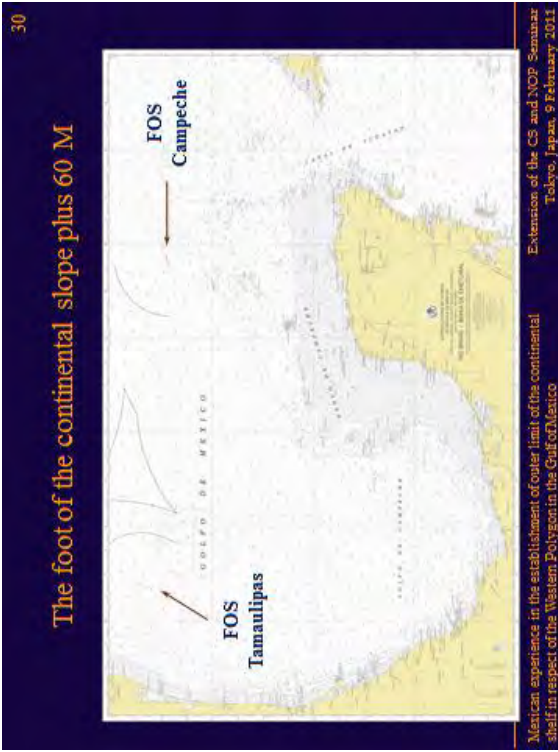
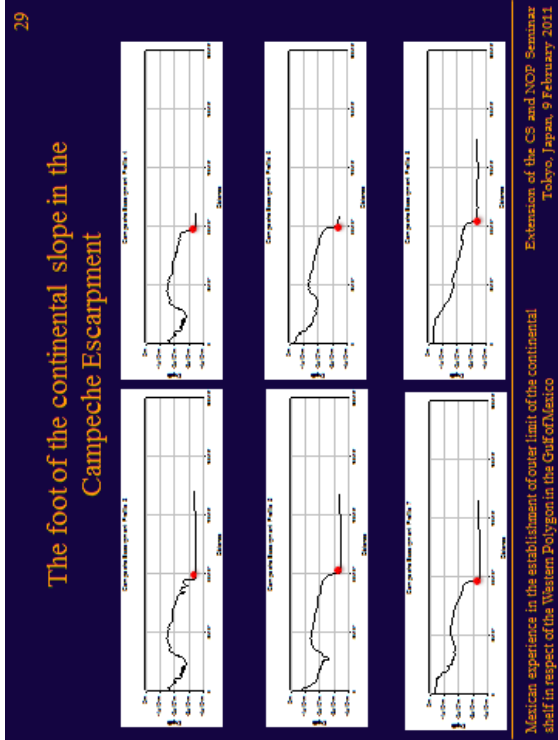
26



27



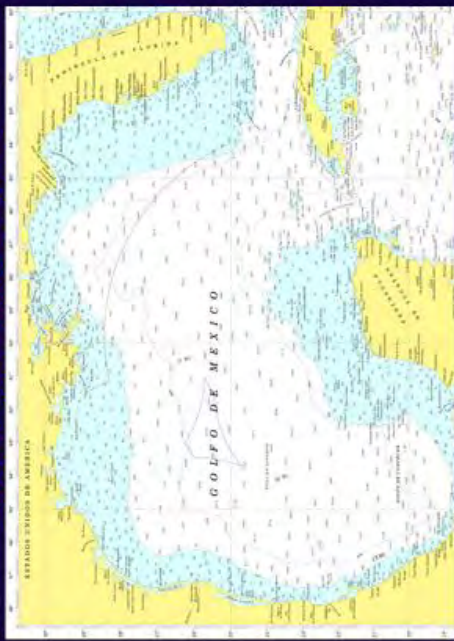
28





33

**The 350 nautical miles constraint**



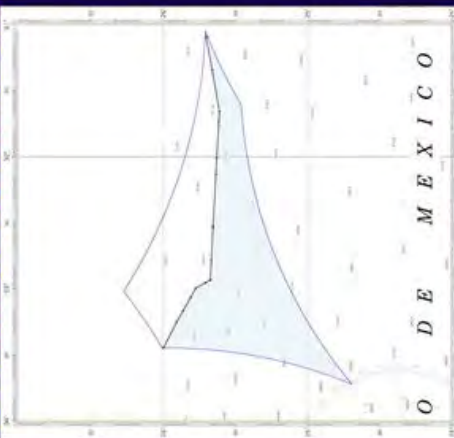
Mexican experience in the establishment of outer limit of the continental shelf in respect of the Western Polygon in the Gulf of Mexico

Extension of the CS and NOP Seminar  
 Tokyo, Japan, 9 February 2011

33

34

**The outer limit of the continental shelf**



Mexican experience in the establishment of outer limit of the continental shelf in respect of the Western Polygon in the Gulf of Mexico

Extension of the CS and NOP Seminar  
 Tokyo, Japan, 9 February 2011

34

35

**Confidentiality**

- With the exception of Part I of the submission of Mexico, which contained the Executive Summary, Parts II and III were confidential;
- Part II of the submission, which contained the Main Body, was confidential but members of the Commission could consider it outside of the GIS laboratories designated for the work conducted by the Commission and/or its Subcommission; and
- Part III of the submission, which contained all Supporting Data, was confidential in the strictest sense of the term and it was not allowed to circulate in whole or in part outside of the GIS laboratories designated for the work conducted by the Commission and/or its Subcommission.

Mexican experience in the establishment of outer limit of the continental shelf in respect of the Western Polygon in the Gulf of Mexico

Extension of the CS and NOP Seminar  
 Tokyo, Japan, 9 February 2011

35

36

**Questions and requests for clarification**

- The Government of Mexico proposed that any questions and requests for clarification which might be posed by the Commission and/or the Subcommission during the consideration of the submission be made in writing and that they become part of the official record of exchanges with the delegation of Mexico.
- The Government of Mexico proposed to respond in the same written manner to the Commission and/or the Subcommission.

Mexican experience in the establishment of outer limit of the continental shelf in respect of the Western Polygon in the Gulf of Mexico

Extension of the CS and NOP Seminar  
 Tokyo, Japan, 9 February 2011

36

Seminar on Extension of the Continental Shelf and National Ocean Policy  
 - lessons learnt from precedent cases of establishing the limits on the basis of recommendations - (Feb. 9, 2011)

37

### The consideration of the Submission by the CLCS

- The Submission was made on 13 December 2007.
- The presentation of the Submission was made before the CLCS at its 21<sup>st</sup> Session on 1 April 2008.
- The CLCS established a sub-commission of seven members : Mr. Astiz (Vice-Chairman), Mr. Croker, Mr. Kazmin, Mr. Pimentel (Vice-Chairman), Mr. Rajan, Mr. Rosette and Mr. Tamaki (Chairman).
- The Subcommission requested clarifications in a letter dated 5 September 2008, and Mexico replied 9 March 2009 with an amendment to its submission.
- The Recommendations were adopted unanimously by the CLCS on 31 March 2009.

Mexican experience in the establishment of outer limit of the continental shelf in respect of the Western Polygon in the Gulf of Mexico  
 Extension of the CS and NOP Seminar  
 Tokyo, Japan, 9 February 2011

37

38

### The management of the extended shelf: laws and policies

- Mexico deposited with the Secretary-General of the UN charts and relevant information, including geodetic data, permanently describing the outer limits of its continental shelf in a document dated 19 May 2009.
- The Secretary-General gave due publicity thereto in the DOALOS 2010 Bulletin of the Law of the Sea 71, pp. 32-33.
- All national laws and regulations pertaining to the continental shelf up to 200 M have been applied *mutatis mutandis* up to the outer limit of the continental shelf extended beyond 200 M in the Western Polygon.

Mexican experience in the establishment of outer limit of the continental shelf in respect of the Western Polygon in the Gulf of Mexico  
 Extension of the CS and NOP Seminar  
 Tokyo, Japan, 9 February 2011

38

39

### The management of the extended shelf: sustainable development

- Sustainable development of the deep parts of the Gulf of Mexico is a high policy priority for the Government of Mexico.
- Programs are underway for its study and research, particularly with a focus on environmental and hydrocarbon exploration.
- Challenges to Mexico:
  - Investment and technological development for deep water environmental control and hydrocarbon exploitation; and
  - The preparation of a second Partial Submission to the CLCS in the region of the Eastern Polygon, still to be bilaterally delimited with Cuba and the U.S.A.

Mexican experience in the establishment of outer limit of the continental shelf in respect of the Western Polygon in the Gulf of Mexico  
 Extension of the CS and NOP Seminar  
 Tokyo, Japan, 9 February 2011

39

**Extending Ireland's continental shelf jurisdiction to the outer limits in the Porcupine Abyssal Plain: progress, issues and experience to date**

Peter F. Croker  
 Petroleum Affairs Division  
 Department of Communications, Energy and Natural Resources  
 Dublin  
 Ireland

OPRF seminar 9 February 2011

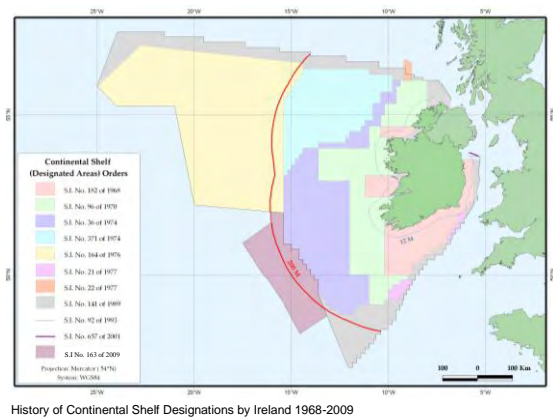
1

**Outline of presentation**

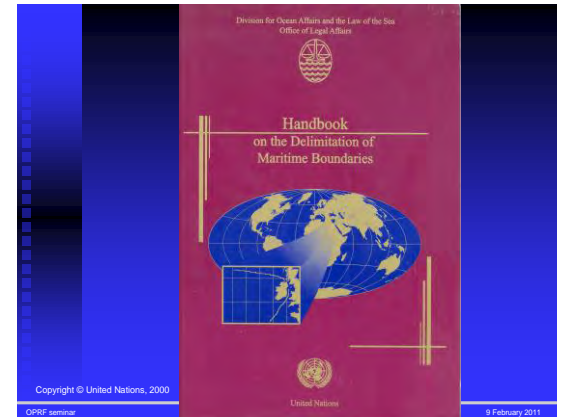
- The Continental Shelf Delineation Project
- The partial submission for the Porcupine Abyssal Plain (PAP)
- Receipt of recommendations and establishing a new outer limit in the PAP
- Prospectivity of the PAP for natural resources
- Licensing issues
- Article 82 of UNCLOS
- Protection of the marine environment
- A 'north atlantic' view

OPRF seminar 9 February 2011

2



3



4

**PAD 1995  
 Seismic Survey**  
**4,121 line km**  
**58 days**  
**71 km/day**

**Average speed of 1.6kts**  
**Operational speed 4.5kts**

PAD 1995 Seismic Survey Shetland Area

5

**PAD 1995  
 Continental Shelf  
 Seismic Survey**

**M/V Akademik  
 Shatskiy**

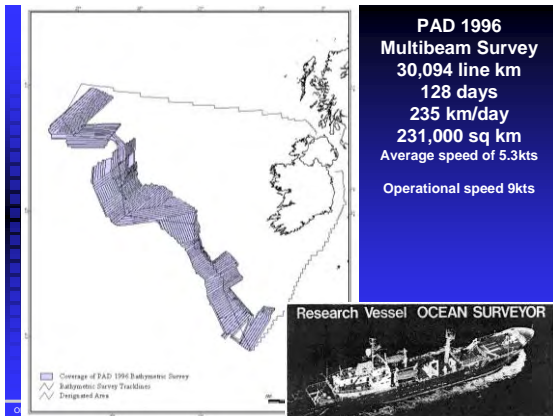
**Acquisition Parameters**  
 Contractor:  
 ACQUIRED BY SCHLIMBERGER/G-P  
 VESSEL AKADEMIK SHATSKIY  
 DATE JULY 1995

**Recording Specifications:**  
 INSTRUMENTS NESSE 3  
 TAPE FORMAT SESS D  
 LO-CUT FILTER 3 Hz / 18 dB  
 HI-CUT FILTER 125 Hz / 70dB/Oct  
 RECORD LENGTH 10.0 Secs  
 SAMPLE INT. 2.0 ms

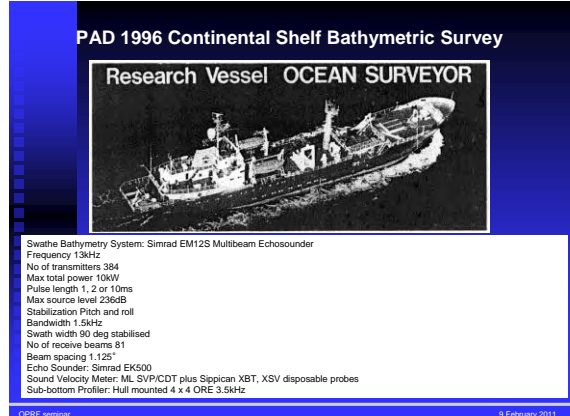
**Source:**  
 ARRAY TYPE: CLUSTER ARRAYS  
 ARRAY VOLUME 2368 cu. in.  
 ARRAY PRESSURE 2000 psi  
 SOURCE DEPTH 6 m  
 TIMING ERROR +/- 1.5 ms  
 Cable:  
 TYPE DIGITAL NESSE3  
 NO OF CHANNELS 320  
 GROUP LENGTH 16.12 m  
 GROUP INTERVAL 12.5 m  
 CABLE LENGTH 4000 m  
 CABLE DEPTH 12 m

OPRF seminar 9 February 2011

6



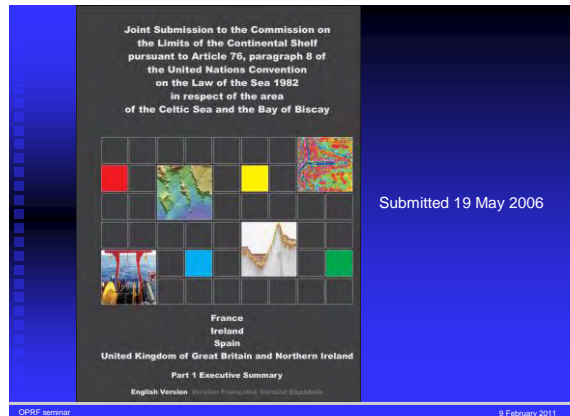
7



8



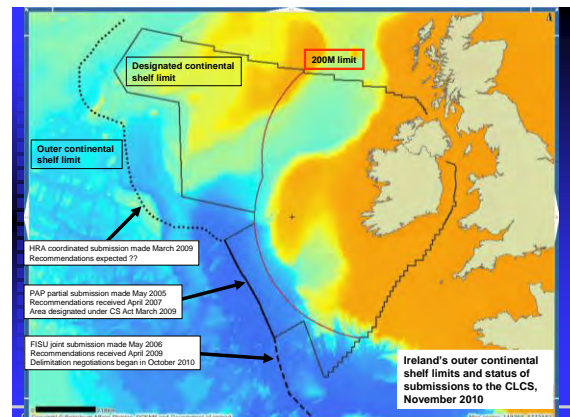
9



10

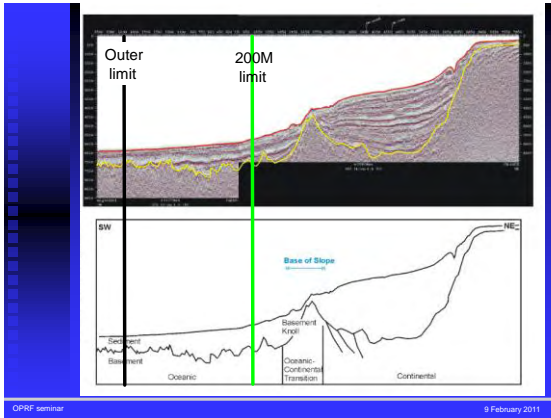


11

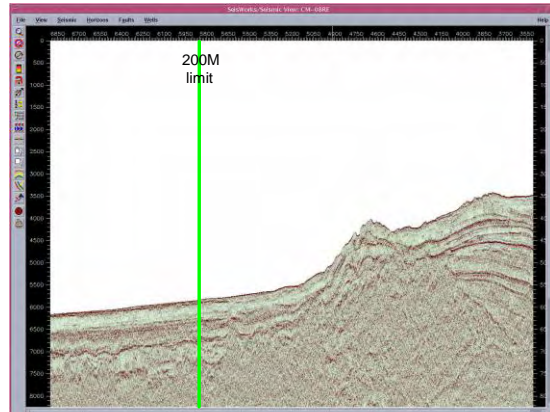


12

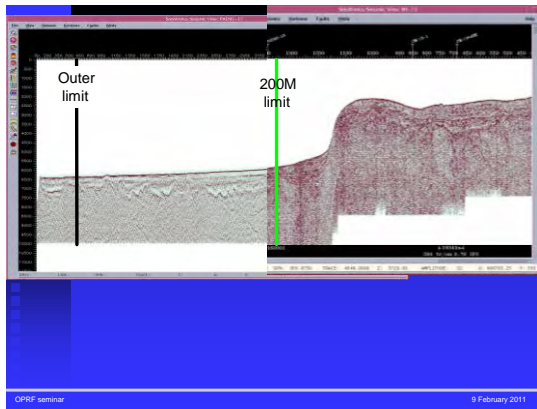




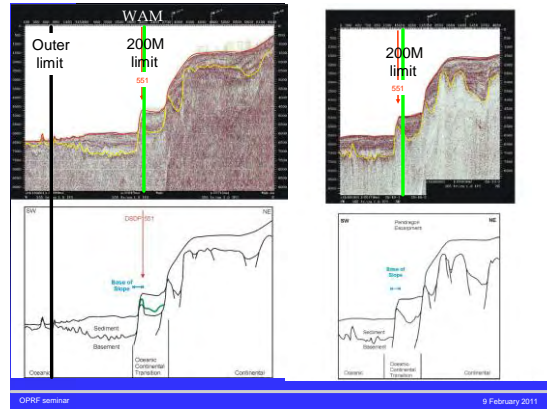
19



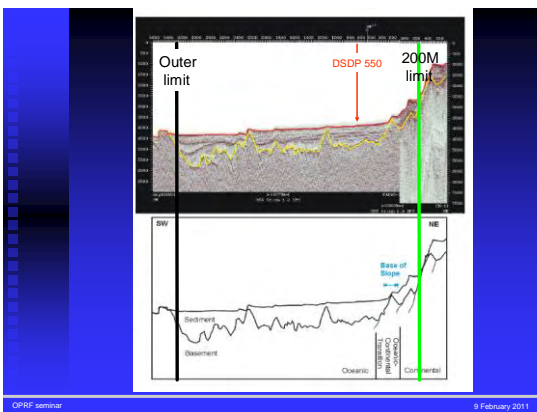
20



21



22

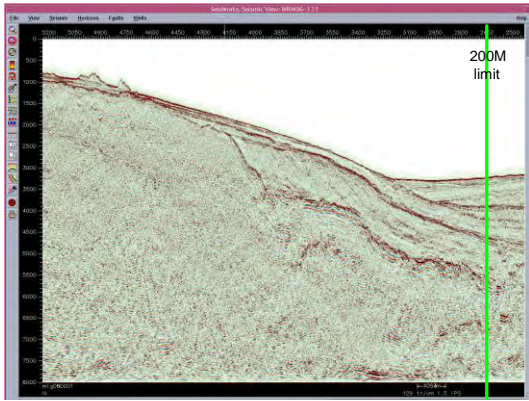


23

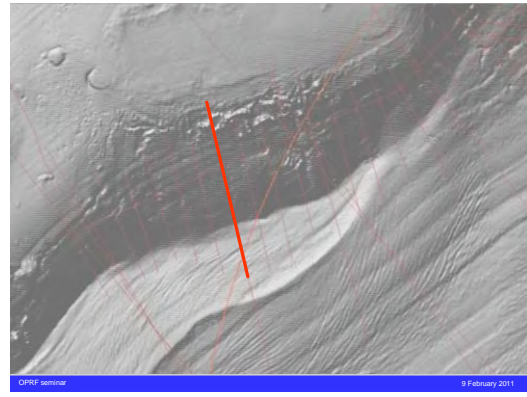


24

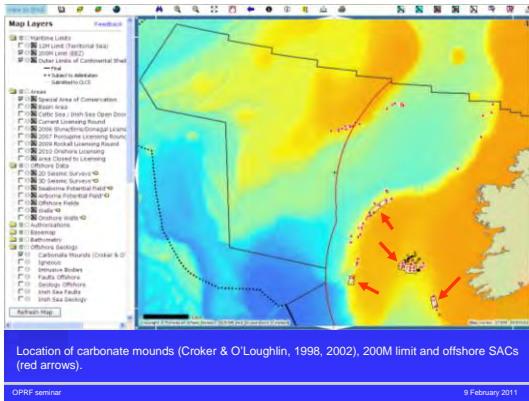




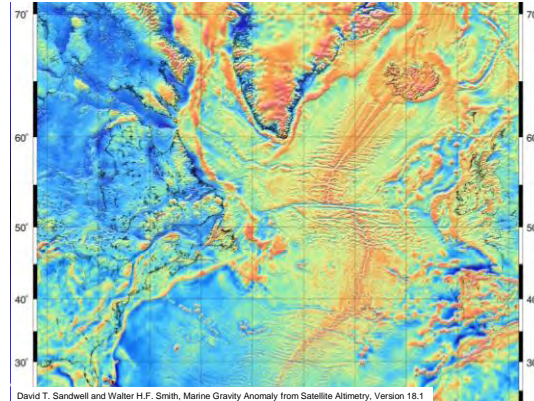
31



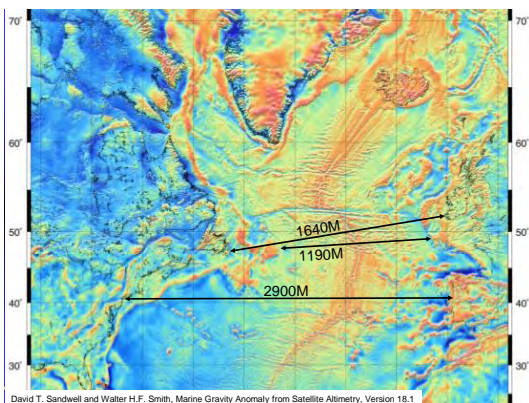
32



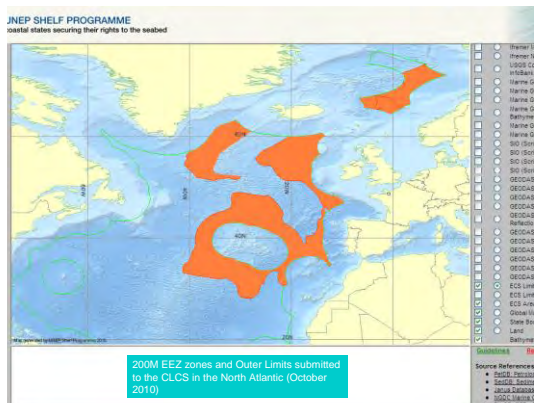
33



34

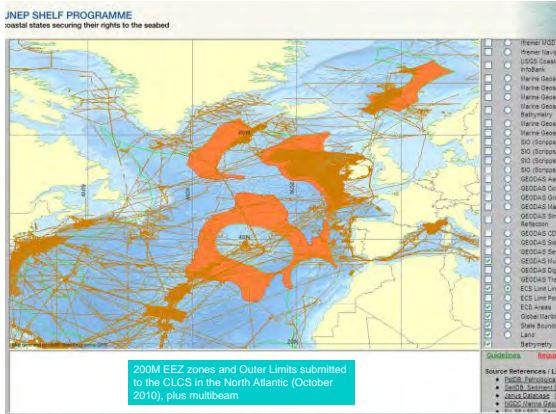


35

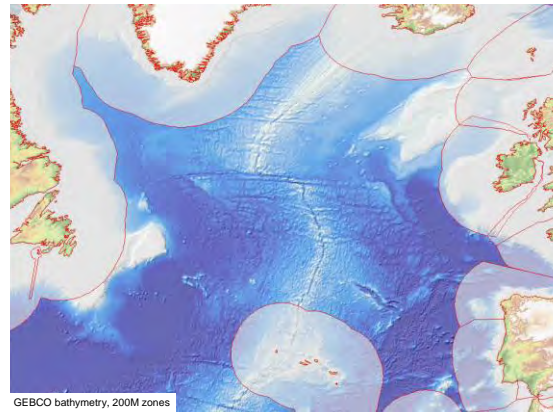


36

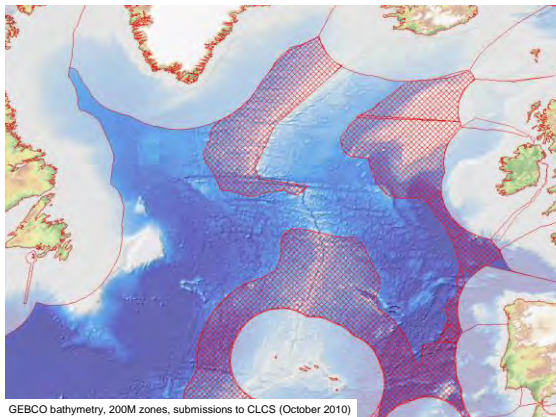




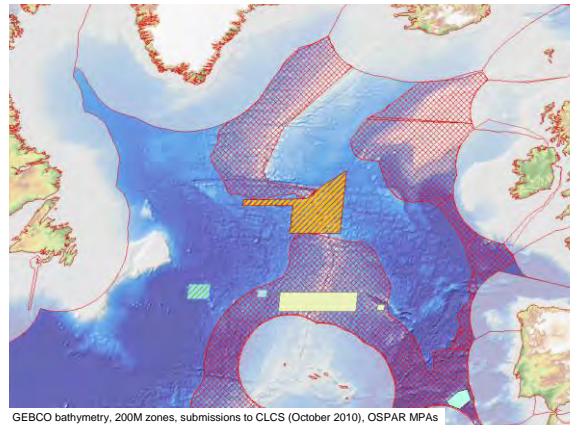
37



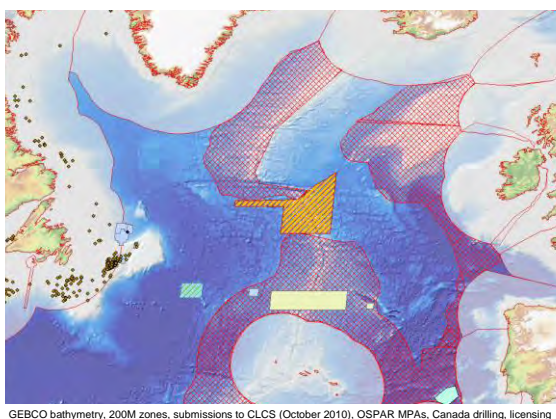
38



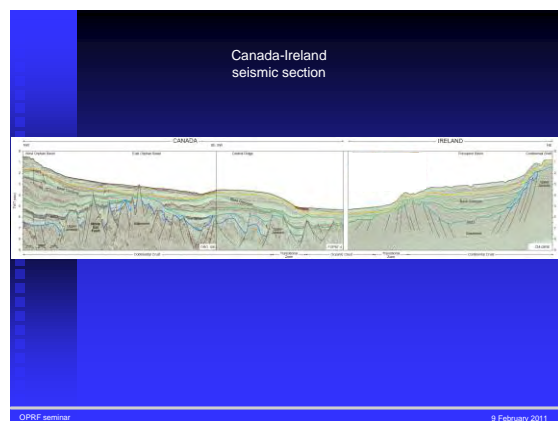
39



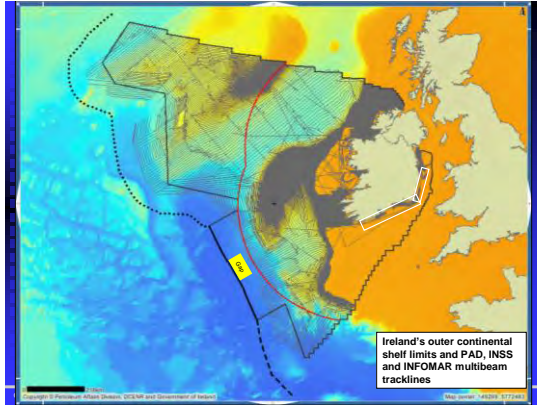
40



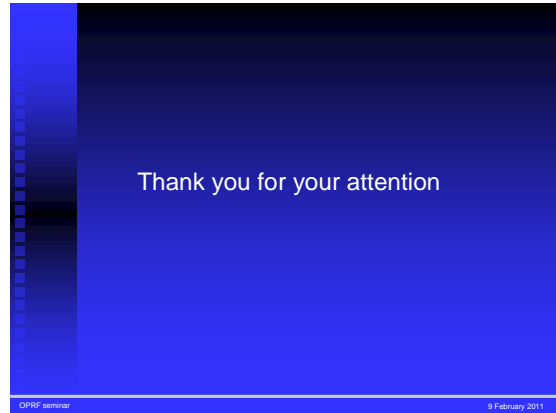
41



42



43



44



この報告書は、ボートレースの交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。

平成22年度 大陸棚の延長に伴う課題の調査研究報告書

平成23年3月発行

発行 海洋政策研究財団(財団法人シップ・アント・オーシャン財団)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-16 海洋船舶ビル  
TEL 03-3502-1828 FAX 03-3502-2033  
<http://www.sof.or.jp>

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。

ISBN978-4-88404-264-6

